

<p>改正後</p>	<p>第三十四条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③前項会計事務ヲ掌ル職員ヲ定メタルトキハ遅滞ナク都道府県知事ニ届出ツベシ</p> <p>第七十八条 左ニ掲グル事件アリタルトキハ遅滞ナク都道府県知事ニ届出ツベシ</p> <p>一〇八（略）</p> <p>第七十九条及第八十条 削除</p>
<p>現行</p>	<p>第三十四条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③前項会計事務ヲ掌ル職員ニ付テハ都道府県知事ノ認可ヲ受クベシ</p> <p>第七十八条 左ニ掲グル事件ハ都道府県知事ノ許可ヲ受クベシ</p> <p>一〇八（略）</p> <p>第七十九条 組合ノ事務ニ関シ都道府県知事ノ許可ヲ受クベキ事件ニ付テハ都道府県知事ハ許可申請ノ趣旨ニ反セズト認ムル範囲内ニ於テ更正シテ許可ヲ与フルコトヲ得</p> <p>第八十条 削除</p>

改正後	現行
<p>（都道府県の水防計画）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。</p> <p>（水防計画）</p> <p>第三十二条（略）</p> <p>2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。</p> <p>3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。</p>	<p>（都道府県の水防計画）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>（水防計画）</p> <p>第三十二条（略）</p> <p>2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮るとともに、都道府県知事に協議しなければならない。</p> <p>3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>第六条 削除</p> <p>（公営住宅の建設等又は共同施設の建設等に係る国の補助）</p> <p>第七条 国は、事業主体が<u>住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）第十七条第一項に規定する都道府県計画（以下単に「都道府県計画」という。）</u>に基づいて公営住宅の建設等をする場合には、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設等に要する費用（当該公営住宅の建設をするために必要な他の公営住宅又は共同施設の除却に要する費用を含み、公営住宅を建設するための土地の取得等に要する費用及び公営住宅を買い取るための土地の取得に要する費用を除く。以下この条及び次条において同じ。）の二分の一を補助するものとする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（建替計画）</p> <p>第三十七条 （略）</p> <p>2 建替計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p>	<p>（公営住宅の計画的な整備）</p> <p>第六条 公営住宅の整備は、<u>住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）第十七条第一項に規定する都道府県計画（以下単に「都道府県計画」という。）</u>に基づいて行わなければならない。</p> <p>（公営住宅の建設等又は共同施設の建設等に係る国の補助）</p> <p>第七条 国は、事業主体が<u>都道府県計画</u>に基づいて公営住宅の建設等をする場合には、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設等に要する費用（当該公営住宅の建設をするために必要な他の公営住宅又は共同施設の除却に要する費用を含み、公営住宅を建設するための土地の取得等に要する費用及び公営住宅を買い取るための土地の取得に要する費用を除く。以下この条及び次条において同じ。）の二分の一を補助するものとする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（建替計画）</p> <p>第三十七条 （略）</p> <p>2 建替計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p>

(削る)

一 公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅及び当該事業により新たに整備すべき公営住宅の戸数

(削る)

二 公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅のうち前項の承認の申請をする日において入居者の存する公営住宅の戸数

(削る)

3 前項各号に掲げるもののほか、建替計画においては、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 公営住宅建替事業を施行する土地の面積

二 公営住宅建替事業により新たに整備すべき公営住宅の構造

4 7 (略)

(公営住宅の明渡しの請求)

第三十八条 事業主体は、公営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する公営住宅を除却するため必要があると認めるときは、前条第六項(同条第七項)において準用する場合を含む。)の規定による通知をした後、当該公営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。

2・3 (略)

(新たに整備される公営住宅への入居)

第四十条 事業主体は、公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅の除

一 公営住宅建替事業を施行する土地の面積

二 公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅及び当該事業により新たに整備すべき公営住宅の戸数

三 公営住宅建替事業により新たに整備すべき公営住宅の構造

四 公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅のうち前項の承認の申請をする日において入居者の存する公営住宅の戸数

五 その他国土交通省令で定める事項

3 6 (略)

(公営住宅の明渡しの請求)

第三十八条 事業主体は、公営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する公営住宅を除却するため必要があると認めるときは、前条第五項(同条第六項)において準用する場合を含む。)の規定による通知をした後、当該公営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。

2・3 (略)

(新たに整備される公営住宅への入居)

第四十条 事業主体は、公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅の除

却前の最終の入居者（当該事業に係る公営住宅の用途廃止について第三十七条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の承認があつた日における入居者で、当該事業の施行に伴い当該公営住宅の明渡しをするものに限る。以下同じ。）で、三十日を下らない範囲内で当該入居者ごとに事業主体の定める期間内に当該事業により新たに整備される公営住宅への入居を希望する旨を申し出たものを、当該公営住宅に入居させなければならない。この場合においては、その者については、第二十三条及び第二十四条第二項の規定は、適用しない。

2～4 （略）

（公営住宅又は共同施設の処分）

第四十四条 （略）

2 （略）

3 事業主体は、公営住宅若しくは共同施設が災害その他の特別の事由によりこれを引き続いて管理することが不適當であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たとき、公営住宅若しくは共同施設がその耐用年限を勘案して国土交通大臣の定める期間を経過した場合又は第三十七条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の承認を得た場合においては、公営住宅又は共同施設の用途を廃止することができる。

4～6 （略）

却前の最終の入居者（当該事業に係る公営住宅の用途廃止について第三十七条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の承認があつた日における入居者で、当該事業の施行に伴い当該公営住宅の明渡しをするものに限る。以下同じ。）で、三十日を下らない範囲内で当該入居者ごとに事業主体の定める期間内に当該事業により新たに整備される公営住宅への入居を希望する旨を申し出たものを、当該公営住宅に入居させなければならない。この場合においては、その者については、第二十三条及び第二十四条第二項の規定は、適用しない。

2～4 （略）

（公営住宅又は共同施設の処分）

第四十四条 （略）

2 （略）

3 事業主体は、公営住宅若しくは共同施設が災害その他の特別の事由によりこれを引き続いて管理することが不適當であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たとき、公営住宅若しくは共同施設がその耐用年限を勘案して国土交通大臣の定める期間を経過した場合又は第三十七条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の承認を得た場合においては、公営住宅又は共同施設の用途を廃止することができる。

4～6 （略）

(事務の区分)

第五十四条 第三十七条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)、第四十四条第六項、第四十五条第三項及び第四十六条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

1 (略)

2 この法律施行の時に、現に地方公共団体がその住民に賃貸するため管理している住宅でその建設について国の補助を受けたもの及び地方公共団体がその住民に賃貸するため昭和二十六年において国の補助を受けて建設して管理する住宅は、公営住宅とみなして、この法律の規定(第七条を除く。)を適用する。

3 15 (略)

※地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において第十五項が削除され、第十六項が第十五項に項ずれ(現在は第十六項まであり)

(事務の区分)

第五十四条 第三十七条第四項、第四十四条第六項、第四十五条第三項及び第四十六条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

1 (略)

2 この法律施行の時に、現に地方公共団体がその住民に賃貸するため管理している住宅でその建設について国の補助を受けたもの及び地方公共団体がその住民に賃貸するため昭和二十六年において国の補助を受けて建設して管理する住宅は、公営住宅とみなして、この法律の規定(第六条及び第七条を除く。)を適用する。

3 15 (略)

○ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）（第九十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

※地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後

改正案	現行
<p>(管理の特例) 第十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 町村は、第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該町村の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。</p> <p>4 指定市以外の市町村は、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、当該市町村の区域内に存する国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築のうち、歩道の新設、改築、維持又は修繕その他の政令で定めるものであつて第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定により都道府県が行うこととされているもの（前三項の規定により指定市、指定市以外の市又は町村が行うこととされているものを除く。第二十七条第二項において「歩道の新設等」という。）を都道府県に代わつて行うことが適当であると認められる場合においては、第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て</p>	<p>(管理の特例) 第十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定市以外の市町村は、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、当該市町村の区域内に存する国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築のうち、歩道の新設、改築、維持又は修繕その他の政令で定めるものであつて第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定により都道府県が行うこととされているもの（前二項の規定により指定市又は指定市以外の市が行うこととされているものを除く。第二十七条第二項において「歩道の新設等」という。）を都道府県に代わつて行うことが適当であると認められる場合においては、第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、これ</p>

、これを行うことができる。

5| 指定市以外の市町村は、前三項の規定により国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕を行おうとするとき、及び当該国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

6| 第一項から第四項までの場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(道路の区域の決定及び供用の開始等)

第十八条 第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者(指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。)は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所(以下「道路管理者の事務所」という。)において一般の縦覧に供しなければならない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。

2 (略)

(道路管理者以外の者の行う工事)

第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七

を行うことができる。

4| 指定市以外の市町村は、前二項の規定により国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕を行おうとするとき、及び当該国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5| 第一項から第三項までの場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(道路の区域の決定及び供用の開始等)

第十八条 第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項若しくは第二項の規定によつて道路を管理する者(指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。)は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所(以下「道路管理者の事務所」という。)において一般の縦覧に供しなければならない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。

2 (略)

(道路管理者以外の者の行う工事)

第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七

条第四項又は第十九条から第二十二條までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

(自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等の表示)

第二十四條の三 道路管理者は、前条第一項の規定により駐車料金を徴収する自動車駐車場又は自転車駐車場について、条例(国道にあつては、国土交通省令)で定めるところにより、駐車料金、駐車することができるとき他の自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に關し必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。

(有料の橋又は渡船施設)

第二十五條 都道府県又は市町村である道路管理者は、都道府県道又は市町村道について、橋又は渡船施設の新設又は改築に要する費用の全部又は一部を償還するために、一定の期間を限り、当該橋の通行者又は当該渡船施設の利用者から、その通行者又は利用者が受ける利益を超えない範囲内において、条例で定めるところにより、料金を徴収することができる。

2 (略)

3 道路管理者は、第一項の条例を制定したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類及び設計図その他必要な図面を添えて、その旨を

条第三項又は第十九条から第二十二條までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

(自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等の表示)

第二十四條の三 道路管理者は、前条第一項の規定により駐車料金を徴収する自動車駐車場又は自転車駐車場について、国土交通省令で定めるところにより、駐車料金、駐車することができるとき他の自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に關し必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。

(有料の橋又は渡船施設)

第二十五條 都道府県又は市町村である道路管理者は、都道府県道又は市町村道について国土交通大臣の許可を受けて、橋又は渡船施設の新設又は改築に要する費用の全部又は一部を償還するために、一定の期間を限り、当該橋の通行者又は当該渡船施設の利用者から、その通行者又は利用者が受ける利益をこえない範囲内において、条例で定めるところにより、料金を徴収することができる。

2 (略)

3 第一項の規定による許可を受けようとする道路管理者は、設計図その他必要な図面を添附して左に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大

国土交通大臣に届け出なければならない。

一〇七 (略)

4 道路管理者は、前項の規定による届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した書類及び必要な図面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(削る)

(削る)

(有料の橋又は渡船施設の工事の検査)

第二十六条 前条第一項の規定により料金を徴収しようとする道路管理者は、工事の途中において、国土交通省令で定めるところにより、都道府県である道路管理者にあつては国土交通大臣の、市町村である道路管理者にあつては都道府県知事の検査を受けなければならない。工事が完了した場合においても、同様とする。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による検査の結果当該橋又は渡船施設の構造が前条第三項の規定による届出に係る同項第一号

臣に提出しなければならない。

一〇七 (略)

4 国土交通大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る橋又は渡船施設の新設又は改築が第二項各号に該当し、且つ申請に係る前項各号に掲げる事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可を与えることができる。

5 道路管理者は、第三項第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとする場合においては国土交通大臣の許可を受け、同項第一号又は第七号に掲げる事項を変更しようとする場合（同項第五号又は第六号に掲げる事項を併せて変更しようとする場合を除く。）においては国土交通大臣に協議しなければならない。

6 道路管理者は、第三項第二号から第四号までに掲げる事項のみを変更しようとする場合においては、国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

(許可を受けた道路管理者の義務)

第二十六条 前条第一項の規定による許可を受けた道路管理者は、工事の途中において、国土交通省令で定めるところにより、都道府県である道路管理者にあつては国土交通大臣の、市町村である道路管理者にあつては都道府県知事の検査を受けなければならない。工事が完了した場合においても、同様とする。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による検査の結果当該橋又は渡船施設の構造が前条第一項の許可に係る同条第三項第一号の工

の工事方法（同条第四項の規定による工事方法の変更（同条第三項第五号又は第六号に掲げる事項の変更を伴うものに限る。）に係る届出があつたときは、その変更後のもの）に適合しないと認める場合においては、届出をした道路管理者に対して、工事方法の変更その他必要な措置をとるべき旨の要求（都道府県知事にあつては、勧告）をすることができ

る。

3・4（略）

5 前条第一項の規定により料金を徴収しようとする道路管理者は、第一項後段の規定による検査に合格した後でなければ、当該橋又は渡船施設の供用を開始してはならない。

（道路管理者の権限の代行）

第二十七条（略）

2 指定市以外の市町村は、第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

3（略）

（道路の構造の基準）

第三十条（略）

一〇十三（略）

（削る）

事方法（同条第五項の規定による変更の許可に伴い変更されたものを含む。）に適合しないと認める場合においては、許可を受けた道路管理者に対して、工事方法の変更その他必要な措置をとるべき旨の要求（都道府県知事にあつては、勧告）をすることができる。

3・4（略）

5 許可を受けた道路管理者は、第一項後段の規定による検査に合格した後でなければ、当該橋又は渡船施設の供用を開始してはならない。

（道路管理者の権限の代行）

第二十七条（略）

2 指定市以外の市町村は、第十七条第三項の規定により歩道の新設等を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

3（略）

（道路の構造の基準）

第三十条（略）

一〇十三（略）

2 前項第十二号に規定する工作物の新設又は改築に当たつては、必要な構造計算又は試験によつてその構造が安全であることを確かめなければ

2| 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（前項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）は、政令で定める。

3| （略）

（道路等との交差の方式）

第四十八条の三 道路管理者は、前条第一項又は第二項の規定による指定をした、又はしようとする道路又は道路の部分（道路、軌道、一般自動車道又は交通の用に供する通路その他の施設（以下この条、次条及び第四十八条の十四中「道路等」という。）と交差させようとする場合においては、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。ただし、当該道路等の交通量が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他道路管理者である地方公共団体の条例（国道にあつては、政令）で定める場合においては、この限りでない。

（自動車専用道路との連結の制限）

第四十八条の四 次に掲げる施設以外の施設は、第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分（以下「自動車専用道路」という。）と連結させてはならない。

一・二 （略）

三 前号の施設と当該自動車専用道路とを連絡する通路その他の施設であつて、専ら同号の施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの（第一号に掲げる施設を除く。）

ならない。

3| 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）は、政令で定める。

4| （略）

（道路等との交差の方式）

第四十八条の三 道路管理者は、前条第一項又は第二項の規定による指定をした、又はしようとする道路又は道路の部分（道路、軌道、一般自動車道又は交通の用に供する通路その他の施設（以下この条、次条及び第四十八条の十四中「道路等」という。）と交差させようとする場合においては、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。ただし、当該道路等の交通量が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

（自動車専用道路との連結の制限）

第四十八条の四 次に掲げる施設以外の施設は、第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分（以下「自動車専用道路」という。）と連結させてはならない。

一・二 （略）

三 第一号に掲げるものを除くほか、前号の施設と当該自動車専用道路とを連絡する通路その他の施設であつて、専ら同号の施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの

四 前三号に掲げるもののほか、当該自動車専用道路の道路管理者である地方公共団体の条例（国道にあつては、政令）で定める施設

（連結許可等）

第四十八条の五（略）

2 自動車専用道路の道路管理者（次項及び第四十八条の七から第四十八条の十までにおいて単に「道路管理者」という。）は、前項前段の場合にあつては当該協議に係る施設又は当該連結許可の申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するときに限り、同項後段の場合にあつては当該交差が第四十八条の三ただし書に規定する場合に該当するときに限り、同項の協議に応じ、又は連結許可をすることができる。

一（略）

二 前条第二号から第四号までに掲げる施設 政令で定める連結位置に関する基準及び国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基準に適合するものであること。

3 連結許可を受けた前条第二号から第四号までに掲げる施設の管理者は、当該施設の構造について変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、道路管理者の許可を受けなければならない。

4（略）

（連結許可等に係る施設の管理）

（連結許可等）

第四十八条の五（略）

2 自動車専用道路の道路管理者（次項及び第四十八条の七から第四十八条の十までにおいて単に「道路管理者」という。）は、前項前段の場合にあつては当該協議に係る施設又は当該連結許可の申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するときに限り、同項後段の場合にあつては当該交差が第四十八条の三ただし書に規定する場合に該当するときに限り、同項の協議に応じ、又は連結許可をすることができる。

一（略）

二 前条第二号又は第三号に掲げる施設 政令で定める連結位置に関する基準及び国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基準に適合するものであること。

3 連結許可を受けた前条第二号又は第三号に掲げる施設の管理者は、当該施設の構造について変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、道路管理者の許可を受けなければならない。

4（略）

（連結許可等に係る施設の管理）

第四十八条の六 連結許可及び前条第三項の許可（以下「連結許可等」という。）を受けた第四十八条の四第二号から第四号までに掲げる施設の管理者は、国土交通省令で定める基準に従い、当該施設の維持管理をしなければならぬ。

（連結料の徴収）

第四十八条の七 道路管理者は、第四十八条の四第二号から第四号までに掲げる施設の自動車専用道路との連結につき、連結料を徴収することができる。

2 (略)

（事務の区分）

第九十七条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項において「第一号法定受託事務」という。）とする。

一・二 (略)

三 第十七条第四項の規定により国道に関して指定市以外の市町村が処理することとされている事務（政令で定めるものを除く。）

四 (略)

2 (略)

第四十八条の六 連結許可及び前条第三項の許可（以下「連結許可等」という。）を受けた第四十八条の四第二号又は第三号に掲げる施設の管理者は、国土交通省令で定める基準に従い、当該施設の維持管理をしなければならぬ。

（連結料の徴収）

第四十八条の七 道路管理者は、第四十八条の四第二号又は第三号に掲げる施設の自動車専用道路との連結につき、連結料を徴収することができる。

2 (略)

（事務の区分）

第九十七条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項において「第一号法定受託事務」という。）とする。

一・二 (略)

三 第十七条第三項の規定により国道に関して指定市以外の市町村が処理することとされている事務（政令で定めるものを除く。）

四 (略)

2 (略)

改正案	現行
<p>（離島振興計画）</p> <p>第四条 第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域の指定があつた場合においては、関係都道府県は、離島振興基本方針に基づき、当該地域について離島振興計画を定めるよう努めるものとする。</p> <p>2 離島振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>（削除）</p> <p>一 九（略）</p> <p>（削除）</p> <p>3 前項各号に掲げるもののほか、離島振興計画は、離島の振興の基本的方針に関する事項について定めるよう努めるものとする。</p> <p>4 7（略）</p> <p>8 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、第六項の規定により提出された離島振興計画が離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対し、これを変更すべきことを求めることができる。</p> <p>9 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、第六項の規定により提出された離島振興計画について前項の規定による措置を執る必要がないと認めるときは、その旨を当該都道府県に通知しなければならない。</p> <p>10 第四項から前項までの規定は、離島振興計画の変更について準用する</p>	<p>（離島振興計画）</p> <p>第四条 第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域の指定があつた場合においては、関係都道府県は、離島振興基本方針に基づき、当該地域について離島振興計画を定めなければならない。</p> <p>2 離島振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 離島の振興の基本的方針に関する事項</p> <p>二 十（略）</p> <p>十一 前各号に掲げるもののほか、離島の振興に関し必要な事項</p> <p>3 6（略）</p> <p>7 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、第五項の規定により提出された離島振興計画が離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対し、これを変更すべきことを求めることができる。</p> <p>8 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、第五項の規定により提出された離島振興計画について前項の規定による措置を執る必要がないと認めるときは、その旨を当該都道府県に通知しなければならない。</p> <p>9 第三項から前項までの規定は、離島振興計画の変更について準用する</p>

o

o

改 正 案	現 行
<p>（建築行為等の制限）</p> <p>第七十六条 次に掲げる公告があつた日後、第百三条第四項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事（市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社）が施行し、又は市が第百三条第四項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、当該市の長。以下この条において「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>2 都道府県知事等は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可をしようとするときは、施行者の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 国土交通大臣又は都道府県知事等は、第一項に規定する許可をする場合において、土地区画整理事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するもので</p>	<p>（建築行為等の制限）</p> <p>第七十六条 次に掲げる公告があつた日後、第百三条第四項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくはたい積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可をしようとするときは、施行者の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、土地区画整理事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであ</p>

あつてはならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事等は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、土地区画整理事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復を命じ、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

5 前項の規定により土地の原状回復を命じ、又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣又は都道府県知事等は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、国土交通大臣若しくは都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨をあらかじめ公告しなければならない。

(換地計画)

第八十七条 前条第一項の換地計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

一〜三 (略)

つてはならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、土地区画整理事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復を命じ、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

5 前項の規定により土地の原状回復を命じ、又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣又は都道府県知事は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、国土交通大臣若しくは都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨をあらかじめ公告しなければならない。

(換地計画)

第八十七条 前条第一項の換地計画においては、国土交通省令で定めるところにより、左の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一〜三 (略)

<p>四 保留地その他の特別の定めをする土地の明細 (削除)</p> <p>2 施行者は、清算金の決定に先立つて前項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を定める必要があると認める場合においては、これらの事項のみを定める換地計画を定めることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>四 保留地その他の特別の定めをする土地の明細</p> <p>五  その他国土交通省令で定める事項</p> <p>2 施行者は、清算金の決定に先立つて前項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項を定める必要があると認める場合においては、これらの事項のみを定める換地計画を定めることができる。</p> <p>3 (略)</p>
---	--

改正案	現行
<p>(高速道路の新設又は改築)</p> <p>第三条 会社は、機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。)第十三条第一項に規定する協定(以下単に「協定」という。)を締結したときは、高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第六条の規定、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項から第三項まで若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議(同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。)による管理の方法の定めにかかわらず、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。</p> <p>2～10 (略)</p> <p>(会社の行う高速道路の維持、修繕等)</p> <p>第四条 会社は、前条第一項の許可(同条第六項の許可を含む。以下同じ。 )を受けて新設し、又は改築した高速道路については、高速自動車国道法第六条の規定、道路法第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項から第三項まで若</p>	<p>(高速道路の新設又は改築)</p> <p>第三条 会社は、機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。)第十三条第一項に規定する協定(以下単に「協定」という。)を締結したときは、高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第六条の規定、道路法第十二条、第十五条、<u>第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議(同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。)</u>による管理の方法の定めにかかわらず、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。</p> <p>2～10 (略)</p> <p>(会社の行う高速道路の維持、修繕等)</p> <p>第四条 会社は、前条第一項の許可(同条第六項の許可を含む。以下同じ。 )を受けて新設し、又は改築した高速道路については、高速自動車国道法第六条の規定、道路法第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、<u>第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若</u></p>

しくは第八十八条第二項の規定、同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定め又は道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第二条第一項の規定にかかわらず、第二十二條第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び道路法第十三条第一項に規定する災害復旧（以下単に「災害復旧」という。）を行うものとする。

（機構による道路管理者の権限の代行）

第八条 機構は、会社が第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一〜二十五（略）

二十六 道路法第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条の四第二号から第四号までに掲げる施設について自動車専用道路（同条に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）との連結を許可し、同法第四十八条の五第三項の規定により当該施設の構造の変更を許可し、及び同法第四十八条の十の規定によりこれらの許可に必要な条件を付すること。

二十七〜三十一（略）

しくは第八十八条第二項の規定、同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定め又は道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第二条第一項の規定にかかわらず、第二十二條第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び道路法第十三条第一項に規定する災害復旧（以下単に「災害復旧」という。）を行うものとする。

（機構による道路管理者の権限の代行）

第八条 機構は、会社が第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一〜二十五（略）

二十六 道路法第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条の四第二号又は第三号に掲げる施設について自動車専用道路（同条に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）との連結を許可し、同法第四十八条の五第三項の規定により当該施設の構造の変更を許可し、及び同法第四十八条の十の規定によりこれらの許可に必要な条件を付すること。

二十七〜三十一（略）

258 (略)

(地方道路公社の行う一般国道等の新設又は改築)

第十条 地方道路公社は、一般国道(その新設又は改築が当該一般国道の存する地域の利害に特に関係があると認められるものに限る。)、都道府県道又は市町村道(これらの道路のうち、第十二条第一項に規定する道路網を構成している道路を除き、高速道路以外の道路にあつては当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものに限る。)について、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項から第三項まで若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議(同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。)による管理の方法の定めにかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

257 (略)

(地方道路公社の行う指定都市高速道路の新設又は改築)

第十二条 地方道路公社は、次に掲げる要件に適合する道路のみで一の道路網が構成されている場合においては、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文若しくは第十七条第一項から第三項まで若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議(同法第十六条第四

258 (略)

(地方道路公社の行う一般国道等の新設又は改築)

第十条 地方道路公社は、一般国道(その新設又は改築が当該一般国道の存する地域の利害に特に関係があると認められるものに限る。)、都道府県道又は市町村道(これらの道路のうち、第十二条第一項に規定する道路網を構成している道路を除き、高速道路以外の道路にあつては当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものに限る。)について、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議(同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。)による管理の方法の定めにかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

257 (略)

(地方道路公社の行う指定都市高速道路の新設又は改築)

第十二条 地方道路公社は、次に掲げる要件に適合する道路のみで一の道路網が構成されている場合においては、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文若しくは第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議(同法第十六条第四

項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路網を構成している道路（以下「指定都市高速道路」という。）を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

一・二（略）

258（略）

（地方道路公社の行う道路の維持、修繕等）

第十四条 地方道路公社は、第十条第一項の許可又は第十二条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路については、道路法第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項から第三項まで若しくは第八十八条第二項の規定、同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定め又は道路の修繕に関する法律第二条第一項の規定にかかわらず、第二十二条第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとする。

（地方道路公社による道路管理者の権限の代行）

第十七条 地方道路公社は、第十条第一項の許可若しくは第十二条第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合、第十四条の規定

項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路網を構成している道路（以下「指定都市高速道路」という。）を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

一・二（略）

258（略）

（地方道路公社の行う道路の維持、修繕等）

第十四条 地方道路公社は、第十条第一項の許可又は第十二条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路については、道路法第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定、同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定め又は道路の修繕に関する法律第二条第一項の規定にかかわらず、第二十二条第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとする。

（地方道路公社による道路管理者の権限の代行）

第十七条 地方道路公社は、第十条第一項の許可若しくは第十二条第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合、第十四条の規定

により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合又は第十五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一～二十 (略)

二十一 道路法第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条の四第二号から第四号までに掲げる施設について自動車専用道路との連結を許可し、同法第四十八条の五第三項の規定により当該施設の構造の変更を許可し、及び同法第四十八条の十の規定によりこれらの許可に必要な条件を付すること。

二十二～二十七 (略)

2・3 (略)

(有料道路管理者の行う道路の新設又は改築)

第十八条 道路管理者（都道府県道又は市町村道の道路管理者に限る。以下この条において同じ。）は、道路の新設又は改築に要する費用の全部又は一部が償還を要するものであり、かつ、高速道路以外の道路にあつては当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものである場合に限り、条例で定めるところにより、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 道路管理者は、前項の条例を制定したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類及び設計図その他国土交通省令で定める書面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合又は第十五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一～二十 (略)

二十一 道路法第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条の四第二号又は第三号に掲げる施設について自動車専用道路との連結を許可し、同法第四十八条の五第三項の規定により当該施設の構造の変更を許可し、及び同法第四十八条の十の規定によりこれらの許可に必要な条件を付すること。

二十二～二十七 (略)

2・3 (略)

(有料道路管理者の行う道路の新設又は改築)

第十八条 道路管理者（都道府県道又は市町村道の道路管理者に限る。次項及び第四項において同じ。）は、道路の新設又は改築に要する費用の全部又は一部が償還を要するものであり、かつ、高速道路以外の道路にあつては当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものである場合に限り、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 道路管理者は、前項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経た上、設計図その他国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を

一〇六 (略)

3| 道路管理者は、前項の規定による届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した書類及び必要な書面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

4| 国土交通大臣は、市町村(指定市を除く。)である有料道路管理者(第一項の規定により道路を新設し、又は改築して、料金を徴収する道路管理者をいう。以下同じ。)から第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る道路の路線名及び工事の区間並びに工事方法を当該道路の存する区域を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。前項の規定による道路の路線名、工事の区間又は工事方法の変更に係る届出を受けたときも、同様とする。

(削る)

(削る)

国土交通大臣に提出しなければならない。

一〇六 (略)

3| 国土交通大臣は、前項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる。

一 申請に係る道路の新設又は改築が、第一項に規定する要件に適合するものであること。  
二 料金の額及びその徴収期間が、第二十三条に定める基準に適合するものであること。

4| 第一項の許可を受けた道路管理者(以下「有料道路管理者」という。)は、同項の許可を受けた後、第二項第一号、第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ有料道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経た国土交通大臣の許可を受け、同項第二号に掲げる事項を変更しようとするとき(同項第一号、第五号又は第六号に掲げる事項を併せて変更しようとするときを除く。)は国土交通大臣に協議しなければならない。

5| 有料道路管理者は、第一項の許可を受けた後、第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣に届け出なければならない。

6| 国土交通大臣は、市町村(指定市を除く。)である有料道路管理者に対し第一項の許可をしたときは、当該許可に係る道路の路線名及び工事の区間並びに工事方法を当該道路の路線の存する区域を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。第四項の規定により道路の路線名及び工事の区間の変更を許可したとき又は工事方法の変更の協議を受けた

ときも、同様とする。

(有料道路管理者の行う料金の徴収の特例)

第十九条 有料道路管理者は、前条第一項の規定により料金を徴収している二以上の道路につき、次に掲げる要件に適合する場合には、条例で定めるところにより、これらの道路を一の道路として料金を徴収することができる。

一・二 (略)

2 有料道路管理者は、前項の条例を制定したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類及び国土交通省令で定める書面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一・三 (略)

3 道路管理者は、前項の規定による届出に係る事項について変更があったときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した書類及び必要な書面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(削る)

(有料道路管理者の行う料金の徴収の特例)

第十九条 有料道路管理者は、前条第一項の許可(同条第四項の許可を含む。以下同じ。)を受けて料金を徴収している二以上の道路につき、次に掲げる要件に適合する場合には、国土交通大臣の許可を受けて、これらの道路を一の道路として料金を徴収することができる。

一・二 (略)

2 有料道路管理者は、前項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、有料道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経た上、国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・三 (略)

3 国土交通大臣は、前項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる。

一 申請に係る道路が、第一項に規定する要件に適合するものであること。

二 料金の額及びその徴収期間が、第二十三条に定める基準に適合するものであること。

4 有料道路管理者は、第一項の許可を受けた後、第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、有料道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経た上、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

(削る)

(資金の貸付け)

第二十条 国は、第十条第一項の許可又は第十二条第一項の許可を受けた地方道路公社に対し当該許可に係る道路の新設又は改築に要する費用に充てる資金の一部及び当該許可に係る道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の全部又は一部を、有料道路管理者である地方公共団体に対し第十八条第二項の規定による届出(同条第三項の規定による届出であつて同条第二項第一号、第五号又は第六号に掲げる事項の変更に係るものを含む。次条第四項並びに第二十七条第一項及び第四項において同じ。)に係る道路の新設又は改築に要する費用に充てる資金の一部を、無利子で、貸し付けることができる。

2 (略)

(工事の廃止)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 有料道路管理者は、第十八条第二項の規定による届出をした後、当該届出に係る道路の新設又は改築に関する工事を廃止したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

5 有料道路管理者は、第一項の許可を受けた後、第二項第一号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣に届け出なければならない。

(資金の貸付け)

第二十条 国は、第十条第一項の許可又は第十二条第一項の許可を受けた地方道路公社に対し当該許可に係る道路の新設又は改築に要する費用に充てる資金の一部及び当該許可に係る道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の全部又は一部を、第十八条第一項の許可を受けた有料道路管理者である地方公共団体に対し当該許可に係る道路の新設又は改築に要する費用に充てる資金の一部を、無利子で、貸し付けることができる。

2 (略)

(工事の廃止)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 有料道路管理者は、第十八条第一項の許可を受けた後、当該許可に係る道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときは、第二項各号に掲げる事項を記載した書類を提出して国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

5 (略)

(道路の工事の検査)

第二十七条 会社等又は有料道路管理者は、第三条第一項、第十条第一項若しくは第十二条第一項の規定による許可を受けた道路又は第十八条第二項の規定による届出に係る道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣（地方道路公社の行う工事のうち指定市の市道以外の市町村道（指定都市高速道路を除く。）に係るもの又は市町村（指定市を除く。）である有料道路管理者の行う工事にあつては、都道府県知事）の検査を受けなければならない。

2・3 (略)

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による検査の結果当該道路の構造が第十八条第二項の規定による届出に係る同項第二号の工事方法に適合しないと認めるときは、当該道路の有料道路管理者に対して、当該道路の構造が当該届出に係る工事方法に適合することとなるように工事方法の変更その他必要な措置をとるべき旨の要求（都道府県知事にあつては、勧告）をすることができる。

5・6 (略)

(指定区間外の一般国道等の供用の開始)

第二十九条 (略)

2 (略)

5 (略)

(道路の工事の検査)

第二十七条 会社等又は有料道路管理者は、この法律の規定による許可を受けた道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣（地方道路公社の行う工事のうち指定市の市道以外の市町村道（指定都市高速道路を除く。）に係るもの又は市町村（指定市を除く。）である有料道路管理者の行う工事にあつては、都道府県知事）の検査を受けなければならない。

2・3 (略)

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による検査の結果当該道路の構造が第十八条第一項の許可を受けた工事方法に適合しないと認めるときは、当該道路の有料道路管理者に対して、当該道路の構造が当該許可を受けた工事方法に適合することとなるように工事方法の変更その他必要な措置をとるべき旨の要求（都道府県知事にあつては、勧告）をすることができる。

5・6 (略)

(指定区間外の一般国道等の供用の開始)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 有料道路管理者は、第二十七条第一項の規定による検査に合格した後でなければ、当該道路の供用を開始してはならない。

(会社管理高速道路の道路管理者への引継ぎ)

第四十九条 道路管理者(都道府県道又は指定市の市道の道路管理者に限る。以下この条において同じ。)は、第三条第一項の許可を受けて会社が新設し、若しくは改築し、又は料金を徴収している高速道路(機構法第十三条第二項に規定する全国路線網に属する高速道路及び同条第三項に規定する地域路線網に属する高速道路を除き、都道府県道又は指定市の市道であるものに限る。以下この条において同じ。)につき、会社及び機構と協議し、かつ、国土交通大臣の許可を受けて、第十八条第一項の規定により、会社が新設し、又は改築している高速道路にあつては当該高速道路の新設又は改築及び料金の徴収を、その他の高速道路にあつては料金の徴収を自ら行うことができる。ただし、当該高速道路の新設又は改築に要する費用(当該道路管理者が、当該協議に基づき、会社が当該高速道路の新設又は改築に要した費用を支弁するのに要する費用を含む。)の全部又は一部が償還を要する場合以外の場合については、この限りでない。

2 〵 4 (略)

5 第一項の許可があつた場合には、当該高速道路に係る会社に対する第三条第一項の許可及び会社がした同条第九項の規定による届出に係る同条第二項各号に掲げる事項に係る第十八条第二項の規定による届出があ

3 第八条第一項の許可を受けた有料道路管理者は、第二十七条第一項の規定による検査に合格した後でなければ、当該道路の供用を開始してはならない。

(会社管理高速道路の道路管理者への引継ぎ)

第四十九条 道路管理者(都道府県道又は指定市の市道の道路管理者に限る。以下この条において同じ。)は、第三条第一項の許可を受けて会社が新設し、若しくは改築し、又は料金を徴収している高速道路(機構法第十三条第二項に規定する全国路線網に属する高速道路及び同条第三項に規定する地域路線網に属する高速道路を除き、都道府県道又は指定市の市道であるものに限る。以下この条において同じ。)につき、会社及び機構と協議し、かつ、国土交通大臣の許可を受けて、会社が新設し、又は改築している高速道路にあつては当該高速道路の新設又は改築及び料金の徴収を、その他の高速道路にあつては料金の徴収を自ら行うことができる。ただし、当該高速道路の新設又は改築に要する費用(当該道路管理者が、当該協議に基づき、会社が当該高速道路の新設又は改築に要した費用を支弁するのに要する費用を含む。)の全部又は一部が償還を要する場合以外の場合については、この限りでない。

2 〵 4 (略)

5 第一項の許可があつた場合には、当該高速道路に係る会社に対する第三条第一項の許可と同一内容の当該道路管理者に対する第十八条第一項の許可があつたものとみなし、会社が第二十四条第三項の規定により認

つたものとみなし、会社が第二十四条第三項の規定により認可を受けて定めた通行方法は、当該道路管理者が同項の規定により認可を受けて定めた通行方法とみなし、会社がした同条第四項又は第二十五条第一項の規定による公告は、当該道路管理者がした第二十四条第四項又は第二十五条第二項の規定による公示とみなす。この場合において、当該高速道路に係る会社に対する第三条第一項の許可は、その効力を失うものとする。

(会社管理高速道路及び有料道路管理者の管理する道路の地方道路公社への引継ぎ)

第五十条 (略)

2と4 (略)

5 地方道路公社は、有料道路管理者が第十八条第一項又は第十九条第一項の規定により新設し、若しくは改築し、又は料金を徴収している道路について、当該有料道路管理者の同意を得、かつ、国土交通大臣の許可を受けて、当該有料道路管理者が新設し、又は改築している道路にあつては当該道路の新設又は改築及び料金の徴収を、その他の道路にあつては料金の徴収を自ら行うことができる。

6 (略)

7 第一項又は第五項の許可があつた場合には、当該道路に係る会社に対する第三条第一項の許可と同一内容の当該地方道路公社に対する第十条第一項の許可又は有料道路管理者がした第十八条第二項の規定による届

可を受けて定めた通行方法は、当該道路管理者が同項の規定により認可を受けて定めた通行方法とみなし、会社がした同条第四項又は第二十五条第一項の規定による公告は、当該道路管理者がした第二十四条第四項又は第二十五条第二項の規定による公示とみなす。この場合において、当該高速道路に係る会社に対する第三条第一項の許可は、その効力を失うものとする。

(会社管理高速道路及び有料道路管理者の管理する道路の地方道路公社への引継ぎ)

第五十条 (略)

2と4 (略)

5 地方道路公社は、有料道路管理者が第十八条第一項の許可又は第十九条第一項の許可(同条第四項の許可を含む。以下同じ。)を受けて新設し、若しくは改築し、又は料金を徴収している道路について、当該有料道路管理者の同意を得、かつ、国土交通大臣の許可を受けて、当該有料道路管理者が新設し、又は改築している道路にあつては当該道路の新設又は改築及び料金の徴収を、その他の道路にあつては料金の徴収を自ら行うことができる。

6 (略)

7 第一項又は第五項の許可があつた場合には、当該道路に係る会社に対する第三条第一項の許可又は有料道路管理者に対する第十八条第一項の許可若しくは第十九条第一項の許可と同一内容の当該地方道路公社に対

出（同条第三項の規定による届出を含む。）に係る同条第二項各号に掲げる事項若しくは第十九条第二項の規定による届出（同条第三項の規定による届出を含む。）に係る同条第二項各号に掲げる事項に係る第十條第一項又は第十一條第一項の許可があつたものとみなし、会社又は有料道路管理者が第二十四條第三項の規定により認可を受けて定めた通行方法は、当該地方道路公社が同項の規定により認可を受けて定めた通行方法とみなし、会社がした同条第四項若しくは第二十五條第一項の規定による公告又は有料道路管理者がした第二十四條第四項若しくは第二十五條第二項の規定による公示は、当該地方道路公社がした第二十四條第四項又は第二十五條第一項の規定による公告とみなす。この場合において、当該道路に係る会社に対する第三條第一項の許可は、その効力を失うものとする。

する第十條第一項の許可又は第十一條第一項の許可があつたものとみなし、会社又は有料道路管理者が第二十四條第三項の規定により認可を受けて定めた通行方法は、当該地方道路公社が同項の規定により認可を受けて定めた通行方法とみなし、会社がした同条第四項若しくは第二十五條第一項の規定による公告又は有料道路管理者がした第二十四條第四項若しくは第二十五條第二項の規定による公示は、当該地方道路公社がした第二十四條第四項又は第二十五條第一項の規定による公告とみなす。この場合において、当該道路に係る会社に対する第三條第一項の許可又は有料道路管理者に対する第十八條第一項の許可若しくは第十九條第一項の許可は、その効力を失うものとする。

改正案	現行
<p>（都市公園の設置基準）</p> <p>第三条 地方公共団体が都市公園を設置する場合には、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を参酌して条例で定める基準に適合するよう<sup>レ</sup>行うものとする。</p> <p>2 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第四条第一項に規定する基本計画（地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針が定められているものに限る。）が定められた市町村の区域内において地方公共団体が都市公園を設置する場合には、当該都市公園の設置は、前項に定めるもののほか、当該基本計画に即して<sup>レ</sup>行うよう努めるものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（公園施設の設置基準）</p> <p>第四条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の二）を超</p>	<p>（都市公園の設置基準）</p> <p>第三条 地方公共団体が都市公園を設置する場合には、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準に適合するよう<sup>レ</sup>行うものとする。</p> <p>2 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第四条第一項に規定する基本計画（地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針が定められているものに限る。）が定められた市町村の区域内において地方公共団体が都市公園を設置する場合には、当該都市公園の設置は、前項に定めるもののほか、当該基本計画に即して<sup>レ</sup>行うものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（公園施設の設置基準）</p> <p>第四条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。）の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の二をこ<sup>レ</sup>えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲内でこれをこ<sup>レ</sup>えることができる。</p>

え|は|なら|ない。|た|だ|し、|動|物|園|を|設|け|る|場|合|そ|の|他|政|令|で|定|め|る|特|別|  
の|場|合|に|お|い|て|は、|政|令|で|定|め|る|範|囲|を|参|酌|し|て|当|該|都|市|公|園|を|設|置|す|  
る|地|方|公|共|団|体|の|条|例|で|定|め|る|範|囲|(国|の|設|置|に|係|る|都|市|公|園|に|あ|つ|て|  
は、|政|令|で|定|め|る|範|囲|)内|で|こ|れ|を|超|え|る|こ|と|が|で|き|る。

2  
(略)

2  
(略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 罰則（第三十七条―第四十四条）</p> <p>附則</p> <p>（空港供用規程）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2  前項の空港供用規程は、基本方針に適合するものでなければならない。</p> <p>3  空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）は、第一項の空港供用規程を定めたときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>（削除）</p> <p>4  国土交通大臣は、前項の規定による届出がされた空港供用規程（地方管理空港に係るものを除く。）が第二項の規定に適合しないと認めるときは、空港管理者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 罰則（第三十七条―第四十三条）</p> <p>附則</p> <p>（空港供用規程）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>（新規）</p> <p>2  空港管理者（国土交通大臣を除く。次条において同じ。）は、前項の空港供用規程を定めようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3  国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、基本方針に適合するものであるかどうかを審査して、これをするものとする。</p> <p>（新規）</p>

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による命令に違反した者

二 五 (略)

第三十九条 第十二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十七条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第四十一条 (略)

第四十二条 (略)

第四十三条 (略)

第四十四条 (略)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第二項の規定による認可を受けず、又は認可を受けた空港供用規程によらないで、空港を供用した者

二 五 (略)

(新規)

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十七条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

第四十条 (略)

第四十一条 (略)

第四十二条 (略)

第四十三条 (略)

改 正 案	現 行
<p>（駐車場整備計画）</p> <p>第四条 駐車場整備地区に関する都市計画が定められた場合においては、市町村は、その駐車場整備地区における路上駐車場及び路外駐車場の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して、その地区における路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する計画（以下「駐車場整備計画」という。）を定めることができる。</p> <p>2 駐車場整備計画においては、<u>おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。</u></p> <p>一 五（略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 市町村は、駐車場整備計画を定めたときは、<u>遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、第二項第四号に掲げる事項について関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会に通知しなければならない。</u></p> <p>5 （略）</p> <p>（路上駐車場の表示）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 前項に規定するもののほか、路上駐車場管理者は、<u>条例で定めるところにより、駐車料金その他路上駐車場の利用について必要な事項を表示</u></p>	<p>（駐車場整備計画）</p> <p>第四条 駐車場整備地区に関する都市計画が定められた場合においては、市町村は、その駐車場整備地区における路上駐車場及び路外駐車場の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して、その地区における路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する計画（以下「駐車場整備計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 駐車場整備計画においては、<u>次に掲げる事項のうち必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>一 五（略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 市町村は、駐車場整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、第二項第四号に掲げる事項について関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会に通知しなければならない。</p> <p>5 （略）</p> <p>（路上駐車場の表示）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 前項に規定するもののほか、路上駐車場管理者は、<u>国土交通省令で定めるところにより、駐車料金その他路上駐車場の利用について必要な事</u></p>

するため、標識を設けなければならない。

(設置の届出)

第十二条 都市計画法第四条第二項の都市計画区域（以下「都市計画区域」という。）内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者（以下「路外駐車場管理者」という。）は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）に届け出なければならぬ。届け出である事項を変更しようとするときも、また同様とする。

(管理規程)

第十三条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務の運営の基本となるべき管理規程を定め、これを当該路外駐車場の供用開始後十日以内に都道府県知事等に届け出なければならぬ。

2・3 (略)

4 路外駐車場管理者は、管理規程に定めた事項を変更したときは、十日以内に、都道府県知事等に届け出なければならない。

項を表示するため、標識を設けなければならない。

(設置の届出)

第十二条 都市計画法第四条第二項の都市計画区域（以下「都市計画区域」という。）内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者（以下「路外駐車場管理者」という。）は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市にあつては、それぞれその長。以下同じ。）に届け出なければならない。届け出である事項を変更しようとするときも、また同様とする。

(管理規程)

第十三条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務の運営の基本となるべき管理規程を定め、これを当該路外駐車場の供用開始後十日以内に都道府県知事に届け出なければならぬ。

2・3 (略)

4 路外駐車場管理者は、管理規程に定めた事項を変更したときは、十日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

(休止等の届出)

第十四条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止したときは、十日以内に、都道府県知事等に届け出なければならぬ。現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開したときも、また同様とする。

(立入検査等)

第十八条 都道府県知事等は、この法律を施行するため必要な限度において、路外駐車場管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして路外駐車場若しくはその業務に係のある場所に立ち入り、路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査をさせることができる。

2・3 (略)

(是正命令)

第十九条 都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が第十一条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。

(休止等の届出)

第十四条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止したときは、十日以内に、都道府県知事に届け出なければならぬ。現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開したときも、また同様とする。

(立入検査等)

第十八条 都道府県知事は、この法律を施行するため必要な限度において、路外駐車場管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして路外駐車場若しくはその業務に係のある場所に立ち入り、路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査をさせることができる。

2・3 (略)

(是正命令)

第十九条 都道府県知事は、路外駐車場の構造及び設備が第十一条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。

第二十一条 第十九条の規定による都道府県知事等の命令に従わなかった者は、百万円以下の罰金に処する。

第二十一条 第十九条の規定による都道府県知事の命令に従わなかった者は、百万円以下の罰金に処する。

改正後	現行
<p>(関連事業計画) 第二十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>3  関連事業計画を作成し、又は変更したときは、市町村長は、主務省令で定めるところにより、その内容を公表するよう努めるものとする。</p> <p>(事務の区分) 第五十一条の三 第七条、第八条(第四十五条において準用する場合を含む。)、第九条、第十一条、第十三条(第四十五条において準用する場合を含む。)、第十四条第一項(第四十五条において準用する場合を含む。)、第十五条第一項(第四十五条において準用する場合を含む。)、第十六条第一項(第四十五条において準用する場合を含む。)、第十六条第二項(第四十五条において準用する場合を含む。))において準用する第六条第二項、第三項、第五項及び第六項、第十八条(第四十二条第二項において準用する場合を含む。)、第二十条第二項(第四十五条において準用する場合を含む。)、第二十一条第一項及び第二項(第四</p>	<p>(関連事業計画) 第二十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3  前項前段に規定する場合には、市町村長は、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4  関連事業計画を作成し、又は変更したときは、市町村長は、主務省令で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。</p> <p>(事務の区分) 第五十一条の三 第七条、第八条(第四十五条において準用する場合を含む。)、第九条、第十一条、第十三条(第四十五条において準用する場合を含む。)、第十四条第一項(第四十五条において準用する場合を含む。)、第十五条第一項(第四十五条において準用する場合を含む。)、第十六条第一項(第四十五条において準用する場合を含む。)、第十六条第二項(第四十五条において準用する場合を含む。))において準用する第六条第二項、第三項、第五項及び第六項、第十八条(第四十二条第二項において準用する場合を含む。)、第二十条第二項(第四十五条において準用する場合を含む。)、第二十一条第一項及び第二項(第四</p>

十五条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第二項、第二十四條第一項、第二十五條、第二十六條第一項（第四十五條において準用する場合を含む。）、第三十條（第四十五條において準用する場合を含む。）、第三十一條（第四十五條において準用する場合を含む。）、第三十三條（第四十五條において準用する場合を含む。）、第三十四條第一項（第四十五條において準用する場合を含む。）、第三十五條第三項（第四十五條において準用する場合を含む。）、第三十六條第一項（第四十五條において準用する場合を含む。）、第三十八條第一項から第三項まで（第四十五條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第四十一條、第四十二條第一項並びに第四十八條の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項において単に「第一号法定受託事務」という。）とする。

2  
(略)

十五條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第二項、第二十四條第一項及び第三項、第二十五條、第二十六條第一項（第四十五條において準用する場合を含む。）、第三十條（第四十五條において準用する場合を含む。）、第三十一條（第四十五條において準用する場合を含む。）、第三十三條（第四十五條において準用する場合を含む。）、第三十四條第一項（第四十五條において準用する場合を含む。）、第三十五條第三項（第四十五條において準用する場合を含む。）、第三十六條第一項（第四十五條において準用する場合を含む。）、第三十八條第一項から第三項まで（第四十五條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第四十一條、第四十二條第一項並びに第四十八條の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項において単に「第一号法定受託事務」という。）とする。

2  
(略)

改正案	現行
<p>（構造の基準）</p> <p>第七条 公共下水道の構造は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止する観点から政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、公共下水道の構造は、政令で定める基準を参酌して公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>（放流水の水質検査等）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2 公共下水道管理者は、政令で定めるところを参酌して条例で定めるところにより、終末処理場の維持管理をしなければならない。</p> <p>（管理の基準等）</p> <p>第二十八条（略）</p> <p>2 都市下水路の構造及び維持管理に関して必要な技術上の基準は、政令で定める基準を参酌して都市下水路管理者である地方公共団体の条例で定める。</p>	<p>（構造の基準）</p> <p>第七条 公共下水道の構造は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>（放流水の水質検査等）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより、終末処理場の維持管理をしなければならない。</p> <p>（管理の基準等）</p> <p>第二十八条（略）</p> <p>2 都市下水路の構造及び維持管理に関して必要な技術上の基準は、政令で定める。</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 住宅地区改良事業</p> <p>第一節 事業計画（第五条―第八条）</p> <p>第二節 改良地区の整備、改良住宅の建設等（第九条―第十九条）</p> <p>第三節 測量及び調査（第二十条―第二十四条）</p> <p>第四節 費用の負担及び補助（第二十五条―第二十九条）</p> <p>第五節 補則（第三十条―第三十二条）</p> <p>第三章 雑則（第三十三条―第三十六条の三）</p> <p>第四章 罰則（第三十七条―第三十九条）</p> <p>附則</p> <p>（建築行為等の制限）</p> <p>第九条 前条第一項の告示があつた日後、改良地区内において、住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事（市が施行する住宅地区改良事業の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならぬ。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 住宅地区改良事業</p> <p>第一節 事業計画（第五条―第八条）</p> <p>第二節 改良地区の整備、改良住宅の建設等（第九条―第十九条）</p> <p>第三節 測量及び調査（第二十条―第二十四条）</p> <p>第四節 費用の負担及び補助（第二十五条―第二十九条）</p> <p>第五節 補則（第三十条―第三十二条）</p> <p>第三章 雑則（第三十三条―第三十六条の四）</p> <p>第四章 罰則（第三十七条―第三十九条）</p> <p>附則</p> <p>（建築行為等の制限）</p> <p>第九条 前条第一項の告示があつた日後、改良地区内において、住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行なおうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p>

い。

2 都道府県知事等は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事等は、第一項に規定する許可をする場合において、住宅地区改良事業の施行のため必要があるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4 都道府県知事等は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、住宅地区改良事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

5 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復

2 都道府県知事は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、住宅地区改良事業の施行のため必要があるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、住宅地区改良事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

5 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し

し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を、政令で定めるところにより、公告しなければならない。

6 (略)

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第二十一条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行うおうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事等の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事等が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2・3 (略)

(証明書等の携帯)

第二十二条 (略)

、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を、政令で定めるところにより、公告しなければならない。

6 (略)

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第二十一条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行なおうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2・3 (略)

(証明書等の携帯)

第二十二条 (略)

2 前条の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事等の許可証を携帯しなければならない。

3 (略)

(削る)

第三十六条の三 第四条第二項及び第五条並びに第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十四条第六項及び第四十六条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二

(事務の区分)

2 前条の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 (略)

(大都市等の特例)

第三十六条の三 第九条、第二十一条及び第二十二条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務(第三条第二項の規定により都道府県が施行する住宅地区改良事業に係る事務を除く。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)、及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下この条において「特例市」という。)においては、当該指定都市、中核市又は特例市(以下この条において「指定都市等」という。)の長が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

(事務の区分)

第三十六条の四 第四条第二項及び第五条並びに第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十四条第六項及び第四十六条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第

十二年法律第六十七号) 第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十七条 次の各号のいづれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第二十一条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は都道府県知事等の許可を受けないで土地に試掘等を行つた者

九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第二十一条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は都道府県知事等の許可を受けないで土地に試掘等を行なつた者

改正案	現行
<p>（道府県豪雪地帯対策基本計画）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 道府県計画には、道府県が豪雪地帯対策を推進するために必要な次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>（削除）</p> <p>一 〓六（略）</p> <p>（削除）</p> <p>3 前項各号に掲げるもののほか、道府県計画には、豪雪地帯の振興の基本的方針に関する事項を定めるよう努めるものとする。</p> <p>4 〓8（略）</p>	<p>（道府県豪雪地帯対策基本計画）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 道府県計画には、道府県が豪雪地帯対策を推進するために必要な次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 豪雪地帯の振興に関する基本的な事項</p> <p>二 〓七（略）</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、豪雪地帯対策に関し必要な事項</p> <p>3 〓7（略）</p>

改正案	現行
<p>(共同溝整備計画)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 共同溝整備計画には、建設しようとする共同溝に関し、<u>おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。</u></p> <p>一 六 (略)</p> <p>第七条 道路管理者は、共同溝整備計画を作成する場合には、<u>建設しようとする共同溝の占用予定者に、第五条第四項の規定による公示のあつた日の翌日から起算して三十日を経過した日以後において、当該共同溝整備計画に定めようとする事項を通知し、相当な期限を定めて意見書の提出を求めなければならない。</u></p> <p>2 道路管理者は、前項の意見書の提出があり、かつ、その意見書に係る意見を採用すべきであると認める場合においては、その必要の範囲内において同項の規定による通知に係る事項を修正して修正後の事項を、その他の場合においては同項の規定による通知に係る事項を修正しない旨を、同項の規定による通知をした者に通知するものとする。</p> <p>3 道路管理者は、前項の規定による通知をした後において第十三条の規</p>	<p>(共同溝整備計画)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 共同溝整備計画には、建設しようとする共同溝に関し、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>第七条 道路管理者は、共同溝整備計画を作成する場合には、<u>共同溝整備計画に定められるべき共同溝の占用予定者に、第五条第四項の規定による公示のあつた日の翌日から起算して三十日を経過した日以後において、前条第二項各号に掲げる事項を通知し、相当な期限を定めて意見書の提出を求めなければならない。</u></p> <p>2 道路管理者は、前項の意見書の提出があり、かつ、その意見書に係る意見を採用すべきであると認める場合においては、その必要の範囲内において同項の規定による通知に係る事項を修正して共同溝整備計画を作成し、その他の場合においては同項の規定による通知に係る事項について共同溝整備計画を作成し、同項の規定による通知をした者に、<u>当該共同溝整備計画に定めた前条第二項各号に掲げる事項を通知するものとする。</u></p> <p>3 道路管理者は、前項の規定による通知をした後において第十三条の規</p>

定による申請の取下げがあつたことにより共同溝整備計画に定めようとする事項の変更を必要とする場合においては、更に前二項の手續を行うものとする。

4 (略)

(不服申立て)

第二十六条 都道府県又は市町村である道路管理者がこの法律に基づいてした処分に不服がある者は、都道府県又は指定市若しくは特定の市町村(道路法第十七条第二項又は第三項の規定により管理を行う市又は町村をいう。以下この項において同じ。)である道路管理者がした処分については国土交通大臣に対して、市町村(指定市及び特定の市町村を除く。)である道路管理者がした処分については都道府県知事に対して審査請求をすることができる。この場合には、当該都道府県又は市町村に対して異議申立てをすることもできる。

2 (略)

定による申請の取下げがあつたことにより共同溝整備計画の変更を必要とする場合においては、更に前二項の手續を行なうものとする。

4 (略)

(不服申立て)

第二十六条 都道府県又は市町村である道路管理者がこの法律に基づいてした処分に不服がある者は、都道府県又は指定市若しくは特定の市(道路法第十七条第二項の規定により管理を行なう市をいう。以下この項において同じ。)である道路管理者がした処分については国土交通大臣に対して、市(指定市及び特定の市を除く。)町村である道路管理者がした処分については都道府県知事に対して審査請求をすることができる。この場合には、当該都道府県又は市町村に対して異議申立てをすることもできる。

2 (略)

○ 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百十五号）（抄）（第百十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（近郊整備区域建設計画等の作成等）</p> <p>第三条 近郊整備区域又は都市開発区域の指定があつたときは、関係府県知事は、法第二条第二項に規定する近畿圏整備計画に基づき、関係市町村長と協議して、当該近郊整備区域に係る近郊整備区域建設計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画を作成することができる。</p> <p>この場合において、関係府県知事は、政令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を求めなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4  前三項の規定は、<u>近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の変更について準用する。</u></p> <p>（近郊整備区域建設計画等の内容）</p> <p>第四条 近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画には、次に掲げる施設の整備に関する事項を定めるものとする。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>	<p>（近郊整備区域建設計画等の作成等）</p> <p>第三条 近郊整備区域又は都市開発区域の指定があつたときは、関係府県知事は、法第二条第二項に規定する近畿圏整備計画に基づき、関係市町村長と協議して、当該近郊整備区域に係る近郊整備区域建設計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画を作成し、政令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を求めなければならない。</p> <p>。近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（近郊整備区域建設計画等の内容）</p> <p>第四条 近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画には、次の各号に掲げる事項につきその大綱を定めるものとする。</p> <p>一  人口の規模及び労働力の需給に関する事項</p> <p>二  産業の業種、規模等に関する事項</p> <p>三  土地の利用に関する事項</p>

<p>(削除)</p> <p>一 住宅用地、工場用地等の宅地</p> <p>二 道路、鉄道、軌道、港湾等の交通施設</p> <p>三 公園、緑地等の空地</p> <p>四 水道、工業用水道、下水道、汚物処理施設等の供給施設及び処理施設</p> <p>五 河川、水路及び海岸</p> <p>六 住宅等の建築物</p> <p>七 学校等の教育文化施設</p> <p>八 その他政令で定める主要な施設</p> <p>2  前項各号に掲げるもののほか、近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。</p> <p>一 人口の規模及び労働力の需給に関する事項</p> <p>二 産業の業種、規模等に関する事項</p> <p>三 土地の利用に関する事項</p> <p>3  (略)</p>	<p>四 次に掲げる施設の整備に関する事項</p> <p>イ 住宅用地、工場用地等の宅地</p> <p>ロ 道路、鉄道、軌道、港湾等の交通施設</p> <p>ハ 公園、緑地等の空地</p> <p>ニ 水道、工業用水道、下水道、汚物処理施設等の供給施設及び処理施設</p> <p>ホ 河川、水路及び海岸</p> <p>ヘ 住宅等の建築物</p> <p>ト 学校等の教育文化施設</p> <p>チ その他政令で定める主要な施設</p> <p>(新設)</p> <p>2  (略)</p>
--	---

改正案	現行
<p>（出資）            第四条（略）            2（略）            （削る）            （事業計画及び資金計画）            第二十七条（略）            （削る）            （共同設立）            第四十三条（略）            2 前項第一号の都道府県又は同項第二号の都道府県及び市が共同して設立した地方公社にあつては、第十二条第四項中「国土交通大臣若しくは設立団体の長」とあり、<u>第二十七条若しくは第三十二条第一項中「設立団体の長」とあり、又は第四十条第一項、第四十一条若しくは第四十二条第一項中「国土交通大臣又は設立団体の長」とあるのは、「</u>国土交通</p>	<p>（出資）            第四条（略）            2（略）            3 <u>地方公社に出資しようとする地方公共団体は、総務大臣に協議しなければならぬ。</u>            （事業計画及び資金計画）            第二十七条（略）            2 <u>設立団体の長は、前項の規定により事業計画及び資金計画を承認しようとするときは、それらの計画中住宅の積立分譲に係る部分につき国土交通大臣に協議しなければならない。</u>            （共同設立）            第四十三条（略）            2 前項第一号の都道府県又は同項第二号の都道府県及び市が共同して設立した地方公社にあつては、第十二条第四項中「国土交通大臣若しくは設立団体の長」とあり、<u>第二十七条第一項若しくは第三十二条第一項中「設立団体の長」とあり、又は第四十条第一項、第四十一条若しくは第四十二条第一項中「国土交通大臣又は設立団体の長」とあるのは、「</u>国</p>

大臣」とし、第四十一条ただし書及び第四十二条第一項後段の規定は、適用せず、前項第三号の都道府県及び市が共同して設立した地方公社にあつては、第十二条第四項、第二十七条、第三十二条第一項、第四十条第一項、第四十一条又は第四十二条第一項中「設立団体の長」とあるのは、「都道府県知事」とする。

3 前項の場合において、国土交通大臣又は都道府県知事が第二十七条の規定により事業計画及び資金計画の承認の申請に係る処分をしようとするときは、それぞれ設立団体の長又は設立団体たる市の長の意見を聴かなければならない。

土交通大臣」とし、第二十七条第二項、第四十一条ただし書及び第四十二条第一項後段の規定は、適用せず、前項第三号の都道府県及び市が共同して設立した地方公社にあつては、第十二条第四項、第二十七条、第三十二条第一項、第四十条第一項、第四十一条又は第四十二条第一項中「設立団体の長」とあるのは、「都道府県知事」とする。

3 前項の場合において、国土交通大臣又は都道府県知事が第二十七条第一項の規定により事業計画及び資金計画の承認の申請に係る処分をしようとするときは、それぞれ設立団体の長又は設立団体たる市の長の意見をきかなければならない。

改正案	現行
<p>（歴史的風土特別保存地区に関する都市計画）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 府県は、特別保存地区に関する都市計画が定められたときは、その区域内における標識の設置その他の適切な方法により、その区域が特別保存地区である旨を明示しなければならない。</p> <p>3 特別保存地区内の土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。</p>	<p>（歴史的風土特別保存地区に関する都市計画）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 府県は、特別保存地区に関する都市計画が定められたときは、その区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。この場合において、特別保存地区内の土地の所有者又は占有者は、その設置を拒み、又は妨げてはならない。</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（特定交通安全施設等整備事業の実施）</p> <p>第四条 都道府県公安委員会及び道路管理者は、前条第一項の規定により指定された道路について、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画（以下「重点計画」という。）に即して、特定交通安全施設等整備事業を実施しなければならない。</p> <p>2   実施計画は、交通事故の態様、交通及び道路の状況等を考慮して、効</p>	<p>（特定交通安全施設等整備事業の実施計画）</p> <p>第四条 都道府県公安委員会及び道路管理者は、前条第一項の規定により指定された道路について、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画（以下「重点計画」という。）に即して、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、協議により重点計画の計画期間における特定交通安全施設等整備事業の実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、それぞれ国家公安委員会又は国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2   実施計画は、交通事故の態様、交通及び道路の状況等を考慮して、効果的に交通事故を防止することができるように定めなければならない。</p> <p>3   前二項の規定は、実施計画の変更について準用する。</p> <p>（特定交通安全施設等整備事業の実施）</p> <p>第五条 都道府県公安委員会及び道路管理者は、実施計画に従い、特定交通安全施設等整備事業を実施しなければならない。</p>

果的に交通事故を防止することができるように定めるものとする。

3 前二項の規定は、実施計画の変更について準用する。

(費用の負担又は補助の特例)

第六条 (略)

2 道路管理者が指定区間外の一般国道について実施する特定交通安全施設等整備事業のうち、第二条第三項第二号に掲げる事業で政令で定めるもの(前条第一項の規定により提出された実施計画に係るものに限る。 )に要する費用については、政令で定めるところにより、国及び当該道路の道路管理者である地方公共団体が、それぞれその二分の一を負担するものとする。

3 国は、道路管理者が都道府県道及び市町村道について実施する特定交通安全施設等整備事業のうち、第二条第三項第二号に掲げる事業及び同号に掲げる事業で政令で定めるもの(前条第一項の規定により提出された実施計画に係るものに限る。 )に要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一(道路管理者が政令で定める通学路に該当する市町村道について実施する同号に掲げる事業に要する費用については、その十分の五・五)をその費用を負担する地方公共団体に対して補助する。

4・5 (略)

(権限の委任)

第八条 第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。 )に規

(費用の負担又は補助の特例)

第六条 (略)

2 道路管理者が指定区間外の一般国道について実施する特定交通安全施設等整備事業のうち、第二条第三項第二号に掲げる事業で政令で定めるものに要する費用については、政令で定めるところにより、国及び当該道路の道路管理者である地方公共団体が、それぞれその二分の一を負担するものとする。

3 国は、道路管理者が都道府県道及び市町村道について実施する特定交通安全施設等整備事業のうち、第二条第三項第二号に掲げる事業及び同号に掲げる事業で政令で定めるものに要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一(道路管理者が政令で定める通学路に該当する市町村道について実施する同号に掲げる事業に要する費用については、その十分の五・五)をその費用を負担する地方公共団体に対して補助する。

4・5 (略)

(権限の委任)

第八条 第四条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。 )に規

定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

改正案	現行
<p>（管理協定の締結等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 地方公共団体は、管理協定に第一項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項を、あらかじめ、都県知事（当該土地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の長。次項において準用する前条第二項及び第六項において同じ。）に届け出なければならない。ただし、都県が当該都県の区域（指定都市の区域を除く。）内の土地について、又は指定都市が当該指定都市の区域内の土地について管理協定を締結する場合は、この限りでない。</p> <p>5  前条第二項の規定は、前項の届出があつた場合について準用する。</p> <p>6  第一項の緑地管理機構は、管理協定に同項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都県知事と協議しなければならない。</p> <p>7  （略）</p> <p>（管理協定の縦覧等）</p>	<p>（管理協定の締結等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 地方公共団体又は第一項の緑地管理機構は、管理協定に同項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都県知事（当該土地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の長）と協議しなければならない。ただし、都県が当該都県の区域（指定都市の区域を除く。）内の土地について、又は指定都市が当該指定都市の区域内の土地について管理協定を締結する場合は、この限りでない。</p> <p>5  （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>5  （略）</p> <p>（管理協定の縦覧等）</p>

第九条 地方公共団体又は都県知事は、それぞれ管理協定を締結しようとするとき、又は前条第七項の規定による管理協定の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 (略)

(管理協定の認可)

第十条 都県知事は、第八条第七項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

一・二 (略)

(管理協定の変更)

第十二条 第八条第二項から第七項まで及び前三条の規定は、管理協定において定めた事項の変更について準用する。

(都市緑地法の特例)

第十五条 (略)

2 前項に定めるもののほか、保全区域内の緑地保全地域並びに当該地域内における都市緑地法第二十四条第一項の管理協定及び同法第五十五条第一項の市民緑地についての同法の規定の適用については、同法第六条第一項中「市の」とあるのは「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七

第九条 地方公共団体又は都県知事は、それぞれ管理協定を締結しようとするとき、又は前条第五項の規定による管理協定の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 (略)

(管理協定の認可)

第十条 都県知事は、第八条第五項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

一・二 (略)

(管理協定の変更)

第十二条 第八条第二項から第五項まで及び前三条の規定は、管理協定において定めた事項の変更について準用する。

(都市緑地法の特例)

第十五条 (略)

2 都県は、保全区域内の緑地保全地域について緑地保全計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)(の」と、「市。」とあるのは「指定都市。」と、同条第五項及び第六項中「関係町村」とあるのは「関係市町村」と、同条第五項中「市にあつては市町村都市計画審議会(当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)「とあるのは「指定都市にあつては市町村都市計画審議会」と、同法第七条第五項及び第二十四条第四項ただし書中「市」とあるのは「指定都市」と、同法第五十五条第八項第二号中「市の」とあるのは「指定都市」と、「市が」とあるのは「指定都市が」とする。

(削除)

3

前二項に定めるもののほか、保全区域内の緑地保全地域並びに当該地域内における都市緑地法第二十四条第一項の管理協定及び同法第五十五条第一項の市民緑地についての同法の規定の適用については、同法第二十四条第四項及び第五十五条第五項第二号中「当該指定都市の長、当該土地が中核市の区域内に存する場合にあつては当該中核市の長」とあるのは、「当該指定都市の長」と、同法第二十四条第四項及び第五十五条第六項第二号中「指定都市の区域及び中核市の区域」とあるのは「指定都市の区域」と、「について、又は中核市が当該中核市の区域内の土地について」とあるのは「について」と、同法第三十二条第一項中「指定都市及び中核市」とあるのは「指定都市」と、「当該指定都市又は中核市(以下この条において「指定都市等」という。)(とあるのは「当該指定都市」と、「指定都市等に」とあるのは「指定都市に」と、同条第二項中「市町村都市計画審議会(当該中核市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該中核市の存する都道府県の都道府県都市計

画審議会」とあるのは「市町村都市計画審議会」とする。

(費用の負担及び補助)

第十七条 (略)

2 国は、都県又は市が行う都市緑地法第十六条において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定による損失の補償及び同法第十七条第一項の規定による土地の買入れ並びに都県又は町村が行う同法第三項の規定による土地の買入れに要する費用のうち、近郊緑地特別保全地区に係るものについては、政令で定めるところにより、その一部を補助する。

(大都市の特例)

第十九条 この法律の規定により、都県が処理することとされている事務(第八条第四項から第七項まで及び第九条から第十一条まで(これらの規定を第十二条において準用する場合を含む。))に規定する事務を除く。は、指定都市においては、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

(費用の負担及び補助)

第十七条 (略)

2 国は、都県が行う都市緑地法第十六条において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定による損失の補償及び同法第十七条第一項の規定による土地の買入れ並びに市町村が行う同法第三項の規定による土地の買入れに要する費用のうち、近郊緑地特別保全地区に係るものについては、政令で定めるところにより、その一部を補助する。

(大都市の特例)

第十九条 この法律の規定により、都県が処理することとされている事務(第八条第四項及び第五項並びに第九条から第十一条まで(これらの規定を第十二条において準用する場合を含む。))に規定する事務を除く。は、指定都市においては、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

改正案	現行
<p>（基本方針）</p> <p>第三条の二 都道府県知事は、基本指針に基づき、次に掲げる要件のいずれかに該当する都市（その周辺の地域を含む。以下この条、次条及び第三十六条において同じ。）について、流通業務施設の整備に関する基本方針（以下この条及び次条において「基本方針」という。）を定めることができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 基本方針においては、<u>おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。</u></p> <p>一〇五 （略）</p> <p>3 基本方針は、<u>おおむね次に掲げる事項を勘案して定めるものとする。</u></p> <p>一〇四 （略）</p> <p>4・5 （略）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>	<p>（基本方針）</p> <p>第三条の二 都道府県知事は、基本指針に基づき、次に掲げる要件のいずれかに該当する都市（その周辺の地域を含む。以下この条、次条及び第三十六条において同じ。）について、流通業務施設の整備に関する基本方針（以下この条及び次条において「基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一〇五 （略）</p> <p>3 基本方針は、次に掲げる事項を勘案して定めるものとする。</p> <p>一〇四 （略）</p> <p>4・5 （略）</p> <p>6 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、主務大臣に協議しなければならない。</p> <p>7 主務大臣は、次に掲げる観点を踏まえて、前項の協議を行うものとする。</p> <p>一 当該基本方針に係る都市が第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、基本指針に適合するものであるか否か。</p> <p>二 第二項第二号から第五号までに掲げる事項にあつては、基本指針に</p>

(削除)

6 都道府県知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

7 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(流通業務地区)

第四条 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市は、流通業務地区に関する都市計画を定めようとするときは、あわせて当該地区が流通業務市街地として整備されるために必要な公共施設に関する都市計画を定めなければならない。

(流通業務地区内の規制)

第五条 何人も、流通業務地区においては、次の各号のいずれかに該当する施設以外の施設を建設してはならず、また、施設を改築し、又はその用途を変更して次の各号のいずれかに該当する施設以外の施設としてはならない。ただし、都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。次条第一項及び第二項において「都道府県知事等」という。)が流通業務地区の機能を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ない

適合するものであるか否か。

8 主務大臣は、第六項の規定による協議に際しては、総務大臣の意見を聴くものとする。

9 都道府県知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 第四項から前項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

(流通業務地区)

第四条 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次条第一項において「指定都市」という。)は、流通業務地区に関する都市計画を定めようとするときは、あわせて当該地区が流通業務市街地として整備されるために必要な公共施設に関する都市計画を定めなければならない。

(流通業務地区内の規制)

第五条 何人も、流通業務地区においては、次の各号のいずれかに該当する施設以外の施設を建設してはならず、また、施設を改築し、又はその用途を変更して次の各号のいずれかに該当する施設以外の施設としてはならない。ただし、都道府県知事(指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十第一項の中核市においては、それぞれその長。次条において同じ。)が流通業務地区の機能を害するおそれがないと認め、又は公

と認めて許可した場合においては、この限りでない。

一〇十一 (略)

2・3 (略)

(違反施設に対する措置)

第六条 都道府県知事等は、前条第一項の規定に違反した施設については、その所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、その施設の移転、除却若しくは改築又は用途の変更（以下この条及び第四十九条において「施設の移転等」という。）をすべきことを命ずることができる。

2 前項の規定により施設の移転等を命じようとする場合において、過失がなくその施設の移転等を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、その者の負担において、その施設の移転等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、施設の移転等を行うべき旨及びその期限までに施設の移転等を行わないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、施設の移転等を行う旨を公告しなければならない。

3 (略)

益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

一〇十一 (略)

2・3 (略)

(違反施設に対する措置)

第六条 都道府県知事は、前条第一項の規定に違反した施設については、その所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、その施設の移転、除却若しくは改築又は用途の変更（以下この条及び第四十九条において「施設の移転等」という。）をすべきことを命ずることができる。

2 前項の規定により施設の移転等を命じようとする場合において、過失がなくその施設の移転等を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、その者の負担において、その施設の移転等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、施設の移転等を行うべき旨及びその期限までに施設の移転等を行わないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、施設の移転等を行う旨を公告しなければならない。

3 (略)

○ 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二号）（抄）（第百十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都市整備区域建設計画等の作成等）</p> <p>第三条 都市整備区域、都市開発区域又は保全区域の指定があつたときは、関係県知事は、法第二条第二項に規定する中部圏開発整備計画に基づき、関係市町村長と協議し、中部圏開発整備地方協議会の意見を聴いて、当該都市整備区域に係る都市整備区域建設計画、当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画又は当該保全区域に係る保全区域整備計画を作成することができる。この場合において、関係県知事は、都市整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画にあつては、あらかじめ、国土交通大臣に協議してその同意を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 関係県知事は、都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画又は保全区域整備計画を作成したときは、これを公表するよう努めるとともに、保全区域整備計画にあつては、国土交通大臣に通知しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>（都市整備区域建設計画等の内容）</p>	<p>（都市整備区域建設計画等の作成等）</p> <p>第三条 都市整備区域、都市開発区域又は保全区域の指定があつたときは、関係県知事は、法第二条第二項に規定する中部圏開発整備計画に基づき、関係市町村長と協議し、中部圏開発整備地方協議会の意見を聴いて、当該都市整備区域に係る都市整備区域建設計画、当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画又は当該保全区域に係る保全区域整備計画を作成しなければならない。この場合において、都市整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画にあつてはあらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得、保全区域整備計画にあつては国土交通大臣に協議しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 関係県知事は、都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画又は保全区域整備計画を作成したときは、これを公表するとともに、保全区域整備計画にあつては、国土交通大臣に通知しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>（都市整備区域建設計画等の内容）</p>

第四条 都市整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

一・二 (略)

2| 前項各号に掲げるもののほか、都市整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一| 都市整備区域又は都市開発区域の整備及び開発の基本構想

二| 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

三| 産業の業種、規模等に関する事項

四| 土地の利用に関する事項

第五条 保全区域整備計画には、観光資源の保全若しくは開発、緑地の保全又は文化財の保存に関連して必要とされる道路、公園その他の政令で定める施設の整備に関する事項を定めるものとする。

(削除)

(削除)

(削除)

2| 前項に規定するもののほか、保全区域整備計画には、次に掲げる事項

第四条 都市整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画には、次の各号に掲げる事項につきその大綱を定めるものとする。

一| 都市整備区域又は都市開発区域の整備及び開発の基本構想

二| 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

三| 産業の業種、規模等に関する事項

四| 土地の利用に関する事項

五・六 (略)

(新設)

第五条 保全区域整備計画には、次の各号に掲げる事項につきその大綱を定めるものとする。

一| 保全区域の整備の基本構想

二| 土地の利用に関する事項

三| 観光資源の保全若しくは開発、緑地の保全又は文化財の保存に関連して必要とされる道路、公園その他の政令で定める施設の整備に関する事項

(新設)

を定めるよう努めるものとする。

一 保全区域の整備の基本構想

二 土地の利用に関する事項

改正案	現行
<p>（保全区域整備計画の作成等）</p> <p>第三条 保全区域の指定があつたときは、関係府県知事は、法第二条第二項に規定する近畿圏整備計画に基づき、関係市町村長と協議して、当該保全区域に係る保全区域整備計画を作成することができる。</p> <p>2  関係府県知事は、保全区域整備計画を作成したときは、これを公表するよう努めるとともに、国土交通大臣に通知しなければならない。</p> <p>3  国土交通大臣は、前項の通知を受けたときは、これを関係行政機関の長に送付しなければならない。</p> <p>4  前三項の規定は、保全区域整備計画の変更について準用する。</p> <p>（保全区域整備計画の内容）</p>	<p>（保全区域整備計画の作成等）</p> <p>第三条 保全区域の指定があつたときは、関係府県知事は、法第二条第二項に規定する近畿圏整備計画に基づき、関係市町村長と協議して、当該保全区域に係る保全区域整備計画を作成しなければならない。この場合において、当該保全区域整備計画が第五条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域を含む保全区域（第三項において「特定保全区域」という。）に係るものであるときはあらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得、これに該当しないものであるときは国土交通大臣に協議しなければならない。</p> <p>2  国土交通大臣は、前項の協議に際しては、国土審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>3  関係府県知事は、保全区域整備計画を作成したときは、これを公表するとともに、特定保全区域に係る保全区域整備計画以外の保全区域整備計画にあつては、国土交通大臣に通知しなければならない。</p> <p>4  国土交通大臣は、第一項の同意をし、又は前項の通知を受けたときは、これを関係行政機関の長に送付しなければならない。</p> <p>5  前各項の規定は、保全区域整備計画の変更について準用する。</p> <p>（保全区域整備計画の内容）</p>

第四条 保全区域整備計画には、文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に関連して必要とされる道路、公園その他の政令で定める施設の整備に関する事項を定めるものとする。

(削除)

(削除)

(削除)

2 前項に規定するもののほか、保全区域整備計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 保全区域の整備の基本構想

二 土地の利用に関する事項

(管理協定の締結等)

第九条 (略)

2・3 (略)

4 地方公共団体は、管理協定に第一項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項を、あらかじめ、府県知事(当該土地が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の長。次項において準用する前条第二項及び第六項において同じ。)に届け出なければならない。ただし、府県が当該府県の区域(指定都市の区域を除く。)内の土地について、又は指定都市

第四条 保全区域整備計画には、次の各号に掲げる事項につきその大綱を定めるものとする。

一 保全区域の整備の基本構想

二 土地の利用に関する事項

三 文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に関連して必要とされる道路、公園その他の政令で定める施設の整備に関する事項

(新設)

(管理協定の締結等)

第九条 (略)

2・3 (略)

4 地方公共団体又は第一項の緑地管理機構は、管理協定に同項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、府県知事(当該土地が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の長)と協議しなければならない。ただし、府県が当該府県の区域(指定都市の区域を除く。)内の土地について、又は指定都市が当該指定都市の区域内の土地

が当該指定都市の区域内の土地について管理協定を締結する場合は、この限りでない。

5| 前条第二項の規定は、前項の届出があつた場合について準用する。

6| 第一項の緑地管理機構は、管理協定に同項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、府県知事と協議しなければならない。

7| (略)

(管理協定の縦覧等)

第十条 地方公共団体又は府県知事は、それぞれ管理協定を締結しようとするとき、又は前条第七項の規定による管理協定の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 (略)

(管理協定の認可)

第十一条 府県知事は、第九条第七項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

一・二 (略)

(管理協定の変更)

について管理協定を締結する場合は、この限りでない。

(新設)

(新設)

5| (略)

(管理協定の縦覧等)

第十条 地方公共団体又は府県知事は、それぞれ管理協定を締結しようとするとき、又は前条第五項の規定による管理協定の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 (略)

(管理協定の認可)

第十一条 府県知事は、第九条第五項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

一・二 (略)

(管理協定の変更)

第十三条 第九条第二項から第七項まで及び前三条の規定は、管理協定において定めた事項の変更について準用する。

(都市緑地法の特例)

第十六条 (略)

2 前項に定めるもののほか、近郊緑地保全区域内の緑地保全地域並びに当該地域内における都市緑地法第二十四条第一項の管理協定及び同法第五十五条第一項の市民緑地についての同法の規定の適用については、同法第六条第一項中「市の」とあるのは、「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)(の」と、「市。」とあるのは「指定都市。」と、同条第五項及び第六項中「関係町村」とあるのは「関係市町村」と、同条第五項中「市にあつては市町村都市計画審議会(当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)」とあるのは「指定都市にあつては市町村都市計画審議会」と、同法第七条第五項及び第二十四条第四項ただし書中「市」とあるのは「指定都市」と、同法第五十五条第八項第二号中「市の」とあるのは「指定都市の」と、「市が」とあるのは「指定都市が」とする。

(削除)

第十三条 第九条第二項から第五項まで及び前三条の規定は、管理協定において定めた事項の変更について準用する。

(都市緑地法の特例)

第十六条 (略)

2 府県は、近郊緑地保全区域内の緑地保全地域について緑地保全計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 前二項に定めるもののほか、近郊緑地保全区域内の緑地保全地域並びに当該地域内における都市緑地法第二十四条第一項の管理協定及び同法第五十五条第一項の市民緑地についての同法の規定の適用については、同法第二十四条第四項及び第五十五条第五項第二号中「当該指定都市の長、当該土地が中核市の区域内に存する場合にあつては当該中核市の長

(費用の負担及び補助)

第十八条 (略)

2 国は、府県又は市が行う都市緑地法第十六条において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定による損失の補償及び同法第十七条第一項の規定による土地の買入れ並びに府県又は町村が行う同条第三項の規定による土地の買入れに要する費用のうち、近郊緑地特別保全地区に係るものについては、政令で定めるところにより、その一部を補助する。

(大都市の特例)

第二十条 この法律の規定により、府県が処理することとされている事務(第三条第一項並びに第九条第四項から第七項まで及び第十条から第十二条まで(これらの規定を第十三条において準用する場合を含む。))に

「とあるのは、「当該指定都市の長」と、同法第二十四条第四項及び第五十五条第六項第二号中「指定都市の区域及び中核市の区域」とあるのは「指定都市の区域」と、「について、又は中核市が当該中核市の区域内の土地について」とあるのは「について」と、同法第三十二条第一項中「指定都市及び中核市」とあるのは「指定都市」と、「当該指定都市又は中核市(以下この条において「指定都市等」という。)」とあるのは「当該指定都市」と、「指定都市等に」とあるのは「指定都市に」と、同条第二項中「市町村都市計画審議会(当該中核市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該中核市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)」とあるのは「市町村都市計画審議会」とする。

(費用の負担及び補助)

第十八条 (略)

2 国は、府県が行う都市緑地法第十六条において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定による損失の補償及び同法第十七条第一項の規定による土地の買入れ並びに市町村が行う同条第三項の規定による土地の買入れに要する費用のうち、近郊緑地特別保全地区に係るものについては、政令で定めるところにより、その一部を補助する。

(大都市の特例)

第二十条 この法律の規定により、府県が処理することとされている事務(第三条第一項並びに第九条第四項及び第五項並びに第十条から第十二条まで(これらの規定を第十三条において準用する場合を含む。))に規

規定する事務を除く。)は、指定都市においては、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

定する事務を除く。)は、指定都市においては、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

改正案	現行
<p>（空港周辺整備計画）</p> <p>第九条の三（略）</p> <p>2 前項の指定があつたときは、当該周辺整備空港に係る第一種区域を管轄する都道府県知事は、当該周辺整備空港の設置者と協議し、その同意を得て、<u>おおむね次に掲げる事項について</u>空港周辺整備計画を策定しなければならない。</p> <p>一 第三号イ及びロに掲げる整備を行うための第一種区域に所在する土地の取得に関する事項</p> <p>二 第一種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地の取得及び造成その他前号に掲げる事項の実施を促進するための措置に関する事項</p> <p>三 第一号に掲げる事項の実施により取得された土地その他周辺整備空港の設置者、地方公共団体又は次章の規定による独立行政法人空港周辺整備機構が所有する第一種区域に所在する土地についての次に掲げる整備に関する事項</p> <p>イ 緑地帯その他の緩衝地帯とするための整備</p> <p>ロ その他航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供するための整備</p>	<p>（空港周辺整備計画）</p> <p>第九条の三（略）</p> <p>2 前項の指定があつたときは、当該周辺整備空港に係る第一種区域を管轄する都道府県知事は、当該周辺整備空港の設置者と協議し、その同意を得て、<u>次の事項について</u>空港周辺整備計画を策定しなければならない。</p> <p>一 第三号イ及びロに掲げる整備を行なうための第一種区域に所在する土地の取得に関する事項</p> <p>二 第一種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地の取得及び造成その他前号に掲げる事項の実施を促進するための措置に関する事項</p> <p>三 第一号に掲げる事項の実施により取得された土地その他周辺整備空港の設置者、地方公共団体又は次章の規定による独立行政法人空港周辺整備機構が所有する第一種区域に所在する土地についての次に掲げる整備に関する事項</p> <p>イ 緑地帯その他の緩衝地帯とするための整備</p> <p>ロ その他航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供するための整備</p>

<p>四 前号に掲げる事項の実施により整備された土地の管理又は処分に関する事項</p> <p>五 前各号に掲げる事項の実施主体に関する事項</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(資本金)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(関係地方公共団体の長からの意見聴取等)</p> <p>第四十条 (略)</p> <p>2 都道府県知事は、第九条の三第二項の規定により空港周辺整備計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。</p>	<p>四 前号に掲げる事項の実施により整備された土地の管理又は処分に関する事項</p> <p>五 前各号に掲げる事項の実施主体に関する事項</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(資本金)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 機構に出資しようとする地方公共団体は、あらかじめ、総務大臣に協議しなければならない。</p> <p>(関係地方公共団体の長からの意見聴取等)</p> <p>第四十条 (略)</p> <p>2 都道府県知事は、第九条の三第二項の規定により空港周辺整備計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。</p>
---	--

改正案	現行
<p>（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）</p> <p>第六条の二（略）</p> <p>2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、<u>第一号に掲げる事項を定めるものとする</u>とともに、<u>第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする</u>。</p> <p>（削る）</p> <p>一 次条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針</p> <p>二 <u>都市計画の目標</u></p> <p>三 <u>第一号に掲げるものほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</u></p> <p>3（略）</p> <p>（都市再開発方針等）</p> <p>第七条の二 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる方針（以下「都市再開発方針等」という。）<u>を定めることができる</u>。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）</p> <p>第六条の二（略）</p> <p>2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、<u>次に掲げる事項を定めるものとする</u>。</p> <p>一 <u>都市計画の目標</u></p> <p>二 次条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針</p> <p>三 <u>前号に掲げるものほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</u></p> <p>3（略）</p> <p>（都市再開発方針等）</p> <p>第七条の二 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる方針（以下「都市再開発方針等」という。）<u>で必要なものを定めるものとする</u>。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2（略）</p>

(地域地区)

第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。

一 一十六 (略)

2 準都市計画区域については、都市計画に、前項第一号から第二号の二まで、第三号(高度地区に係る部分に限る。)、第六号、第七号、第十二号(都市緑地法第五条の規定による緑地保全地域に係る部分に限る。 ) 又は第十五号に掲げる地域又は地区を定めることができる。

3 地域地区については、都市計画に、第一号及び第二号に掲げる事項を定めるものとともに、第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一・二 (略)

三 面積その他の政令で定める事項

4 (略)

(促進区域)

第十条の二 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる区域を定めることができる。

一 一四 (略)

2 促進区域については、都市計画に、促進区域の種類、名称、位置及び区域のほか、別に法律で定める事項を定めるものとともに

(地域地区)

第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区で必要なものを定めるものとする。

一 一十六 (略)

2 準都市計画区域については、都市計画に、前項第一号から第二号の二まで、第三号(高度地区に係る部分に限る。)、第六号、第七号、第十二号(都市緑地法第五条の規定による緑地保全地域に係る部分に限る。 ) 又は第十五号に掲げる地域又は地区で必要なものを定めるものとする。

3 地域地区については、次に掲げる事項を都市計画に定めるものとする。

一・二 (略)

三 その他政令で定める事項

4 (略)

(促進区域)

第十条の二 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる区域で必要なものを定めるものとする。

一 一四 (略)

2 促進区域については、促進区域の種類、名称、位置及び区域その他政令で定める事項のほか、別に法律で定める事項を都市計画に定

に、区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

3 (略)

(遊休土地転換利用促進地区)

第十条の三 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる条件に該当する土地の区域について、遊休土地転換利用促進地区を定めることができる。

一 五 (略)

2 遊休土地転換利用促進地区については、都市計画に、名称、位置及び区域を定めるものとともに、区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

(被災市街地復興推進地域)

第十条の四 都市計画区域については、都市計画に、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定による被災市街地復興推進地域を定めることができる。

2 被災市街地復興推進地域については、都市計画に、名称、位置及び区域のほか、別に法律で定める事項を定めるものとともに、区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

3 (略)

めるものとする。

3 (略)

(遊休土地転換利用促進地区)

第十条の三 都市計画区域については、必要があるときは、都市計画に、次に掲げる条件に該当する土地の区域について、遊休土地転換利用促進地区を定めるものとする。

一 五 (略)

2 遊休土地転換利用促進地区については、名称、位置及び区域その他政令で定める事項を都市計画に定めるものとする。

(被災市街地復興推進地域)

第十条の四 都市計画区域については、必要があるときは、都市計画に、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定による被災市街地復興推進地域を定めるものとする。

2 被災市街地復興推進地域については、名称、位置及び区域その他政令で定める事項のほか、別に法律で定める事項を都市計画に定めるものとする。

3 (略)

(都市施設)

第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

一〇十一 (略)

2 都市施設については、都市計画に、都市施設の種類、名称、位置及び区域を定めるものとともに、面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

三〇六 (略)

(市街地開発事業)

第十二条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる事業を定めることができる。

一〇七 (略)

2 市街地開発事業については、都市計画に、市街地開発事業の種類、名称及び施行区域を定めるものとともに、施行区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

三〇六 (略)

(市街地開発事業等予定区域)

第十二条の二 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる予定区域を定めることができる。

(都市施設)

第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設に必要なものを定めるものとする。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

一〇十一 (略)

2 都市施設については、都市施設の種類、名称、位置及び区域その他政令で定める事項を都市計画に定めるものとする。

三〇六 (略)

(市街地開発事業)

第十二条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる事業に必要なものを定めるものとする。

一〇七 (略)

2 市街地開発事業については、市街地開発事業の種類、名称及び施行区域その他政令で定める事項を都市計画に定めるものとする。

三〇六 (略)

(市街地開発事業等予定区域)

第十二条の二 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる予定区域に必要なものを定めるものとする。

一〇六 (略)

2 市街地開発事業等予定区域については、都市計画に、市街地開発事業等予定区域の種類、名称、区域、施行予定者を定めるものとするとともに、区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

三〇五 (略)

(地区計画等)

第十二条の四 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる計画を定めることができる。

一〇五 (略)

2 地区計画等については、都市計画に、地区計画等の種類、名称、位置及び区域を定めるものとともに、区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

(地区計画)

第十二条の五 (略)

2 地区計画については、前条第二項に定めるもののほか、都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるものとともに、第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

(削る)

(削る)

一 主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園その他

一〇六 (略)

2 市街地開発事業等予定区域については、市街地開発事業等予定区域の種類、名称、区域、施行予定者その他政令で定める事項を都市計画に定めるものとする。

三〇五 (略)

(地区計画等)

第十二条の四 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる計画で必要なものを定めるものとする。

一〇五 (略)

2 地区計画等については、地区計画等の種類、名称、位置及び区域その他政令で定める事項を都市計画に定めるものとする。

(地区計画)

第十二条の五 (略)

2 地区計画については、前条第二項に定めるもののほか、次に掲げる事項を都市計画に定めるものとする。

一 当該地区計画の目標

二 当該区域の整備、開発及び保全に関する方針

三 主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園その他

の政令で定める施設（以下「地区施設」という。）及び建築物等の整備並びに土地の利用に関する計画（以下「地区整備計画」という。）

二 当該地区計画の目標

三 当該区域の整備、開発及び保全に関する方針

3・4 (略)

5 再開発等促進区又は開発整備促進区を定める地区計画においては、第二項各号に掲げるもののほか、都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるものとともに、第二号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

(削る)

一 道路、公園その他の政令で定める施設（都市計画施設及び地区施設を除く。）の配置及び規模

二 土地利用に関する基本方針

6 再開発等促進区又は開発整備促進区を都市計画に定める際、当該再開発等促進区又は開発整備促進区について、当面建築物又はその敷地の整備と併せて整備されるべき公共施設の整備に関する事業が行われる見込みがないときその他前項第一号に規定する施設の配置及び規模を定めることができない特別の事情があるときは、当該再開発等促進区又は開発整備促進区について同号に規定する施設の配置及び規模を定めることを要しない。

7 地区整備計画においては、次に掲げる事項（市街化調整区域内において定められる地区整備計画については、建築物の容積率の最低

の政令で定める施設（以下「地区施設」という。）及び建築物等の整備並びに土地の利用に関する計画（以下「地区整備計画」という。）

3・4 (略)

5 再開発等促進区又は開発整備促進区を定める地区計画においては、第二項各号に掲げるもののほか、当該再開発等促進区又は開発整備促進区に關し必要な次に掲げる事項を都市計画に定めるものとする。

一 土地利用に関する基本方針

二 道路、公園その他の政令で定める施設（都市計画施設及び地区施設を除く。）の配置及び規模

6 再開発等促進区又は開発整備促進区を都市計画に定める際、当該再開発等促進区又は開発整備促進区について、当面建築物又はその敷地の整備と併せて整備されるべき公共施設の整備に関する事業が行われる見込みがないときその他前項第二号に規定する施設の配置及び規模を定めることができない特別の事情があるときは、当該再開発等促進区又は開発整備促進区について同号に規定する施設の配置及び規模を定めることを要しない。

7 地区整備計画においては、次に掲げる事項（市街化調整区域内において定められる地区整備計画については、建築物の容積率の最低

限度、建築物の建築面積の最低限度及び建築物等の高さの最低限度を除く。)を定めることができる。

一〇四 (略)

8 (略)

(区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区整備計画)

第十二条の十 地区整備計画においては、当該地区整備計画の区域の特性(再開発等促進区及び開発整備促進区にあつては、土地利用に関する基本方針に従つて土地利用が変化した後の区域の特性)に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物を整備することが合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるときは、壁面の位置の制限(道路(都市計画において定められた計画道路及び第十二条の五第五項第一号に規定する施設又は地区施設である道路を含む。))に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。)、壁面後退区域における工作物の設置の制限(当該壁面後退区域において連続的に有効な空地を確保するため必要なものを含むものに限る。)及び建築物の高さの最高限度を定めるものとする。

(都市計画の図書)

第十四条 (略)

2 計画面及び計画書における区域区分の表示又は次に掲げる区域の

限度、建築物の建築面積の最低限度及び建築物等の高さの最低限度を除く。)のうち、地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。

一〇四 (略)

8 (略)

(区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区整備計画)

第十二条の十 地区整備計画においては、当該地区整備計画の区域の特性(再開発等促進区及び開発整備促進区にあつては、土地利用に関する基本方針に従つて土地利用が変化した後の区域の特性)に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物を整備することが合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるときは、壁面の位置の制限(道路(都市計画において定められた計画道路及び第十二条の五第五項第二号に規定する施設又は地区施設である道路を含む。))に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。)、壁面後退区域における工作物の設置の制限(当該壁面後退区域において連続的に有効な空地を確保するため必要なものを含むものに限る。)及び建築物の高さの最高限度を定めるものとする。

(都市計画の図書)

第十四条 (略)

2 計画面及び計画書における区域区分の表示又は次に掲げる区域の

表示は、土地に関し権利を有する者が、自己の権利に係る土地が区域区分により区分される市街化区域若しくは市街化調整区域のいずれの区域に含まれるか又は次に掲げる区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるものでなければならない。

一〇十 (略)

十一 防災街区整備地区計画の区域（防災街区整備地区計画の区域について地区防災施設（密集市街地整備法第三十二条第二項第一号に規定する地区防災施設をいう。以下この号及び第三十三条第一項において同じ。））、特定建築物地区整備計画（密集市街地整備法第三十二条第二項第一号の規定による特定建築物地区整備計画をいう。以下この号及び第三十三条第一項において同じ。））、特定建築物地区整備計画（密集市街地整備法第三十二条第二項第一号の規定による特定建築物地区整備計画をいう。以下この号及び第三十三条第一項において同じ。））が定められているときは、歴

表示は、土地に関し権利を有する者が、自己の権利に係る土地が区域区分により区分される市街化区域若しくは市街化調整区域のいずれの区域に含まれるか又は次に掲げる区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるものでなければならない。

一〇十 (略)

十一 防災街区整備地区計画の区域（防災街区整備地区計画の区域について地区防災施設（密集市街地整備法第三十二条第二項第二号に規定する地区防災施設をいう。以下この号及び第三十三条第一項において同じ。））、特定建築物地区整備計画（密集市街地整備法第三十二条第二項第二号の規定による特定建築物地区整備計画をいう。以下この号及び第三十三条第一項において同じ。））、特定建築物地区整備計画（密集市街地整備法第三十二条第二項第二号の規定による特定建築物地区整備計画をいう。以下この号及び第三十三条第一項において同じ。））が定められているときは、歴

史的風致維持向上地区計画の区域及び当該定められた土地の区域  
又は歴史的風致維持向上地区整備計画の区域)

十三 沿道地区計画の区域(沿道地区計画の区域の一部について沿道再開発等促進区又は沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第一号に掲げる沿道地区整備計画をいう。以下同じ。))が定められているときは、沿道地区計画の区域及び沿道再開発等促進区又は沿道地区整備計画の区域)

十四 (略)

3 (略)

(都市計画を定める者)

第十五条 次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

一 三 (略)

四 第八条第一項第四号の二、第九号から第十三号まで及び第十六号に掲げる地域地区(同項第九号に掲げる地区にあつては港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第二項の重要港湾に係るものに、第八条第一項第十二号に掲げる地区にあつては都市緑地法第五条の規定による緑地保全地域(二以上の市町村の区域にわたるものに限る。))、首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一百号)第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第三百三号)第六条第二項の近郊緑地特別保全地区に限る。)に関する都市

史的風致維持向上地区計画の区域及び当該定められた土地の区域  
又は歴史的風致維持向上地区整備計画の区域)

十三 沿道地区計画の区域(沿道地区計画の区域の一部について沿道再開発等促進区又は沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第二号に掲げる沿道地区整備計画をいう。以下同じ。))が定められているときは、沿道地区計画の区域及び沿道再開発等促進区又は沿道地区整備計画の区域)

十四 (略)

3 (略)

(都市計画を定める者)

第十五条 次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

一 三 (略)

四 第八条第一項第四号の二、第九号から第十三号まで及び第十六号に掲げる地域地区(同項第九号に掲げる地区にあつては港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第二項の重要港湾に係るものに、第八条第一項第十二号に掲げる地区にあつては都市緑地法第五条の規定による緑地保全地域、首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一百号)第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第三百三号)第六条第二項の近郊緑地特別保全地区に限る。)に関する都市計画

計画

五 (略)

六 市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業にあつては、政令で定める大規模なものであつて、国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるものに限る。）に関する都市計画

七 市街地開発事業等予定区域（第十二条の二第二項第四号から第六号までに掲げる予定区域にあつては、一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設の予定区域として政令で定めるものに限る。）に関する都市計画

2 3 4 (略)

(都市計画の告示等)

第二十条 (略)

2 都道府県知事及び市町村長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の図書又はその写しを当該都道府県又は市町村の事務所に備え置いて一般の閲覧に供する方法その他の適切な方法により公衆の縦覧に供しなければならない。

3 (略)

(他の行政機関等との調整等)

第二十三条 国土交通大臣が都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（第六条の二第二項第一号に掲げる事項に限る。以下この条及び

五 (略)

六 市街地開発事業（政令で定める小規模な土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業を除く。）に関する都市計画

七 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画

2 3 4 (略)

(都市計画の告示等)

第二十条 (略)

2 都道府県知事及び市町村長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の図書又はその写しを当該都道府県又は市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供しなければならない。

3 (略)

(他の行政機関等との調整等)

第二十三条 国土交通大臣が都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（第六条の二第二項第二号に掲げる事項に限る。以下この条及び

第二十四条第三項において同じ。）若しくは区域区分に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に変更しようにするとき、又は都道府県が都市計画区域の整備、開発及び保全の方針若しくは区域区分に関する都市計画を定めようとするとき（国土交通大臣の同意を要するときを除く。）は、国土交通大臣又は都道府県は、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

257 (略)

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第二十六条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事等が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与

第二十四条第三項において同じ。）若しくは区域区分に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に変更しようにするとき、又は都道府県が都市計画区域の整備、開発及び保全の方針若しくは区域区分に関する都市計画を定めようとするとき（国土交通大臣の同意を要するときを除く。）は、国土交通大臣又は都道府県は、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

257 (略)

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第二十六条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行なおうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

えなければならない。

2・3 (略)

(証明書等の携帯)

第二十七条 (略)

2 前条第一項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事等の許可証を携帯しなければならない。

3 (略)

(開発許可の基準)

第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

一～四 (略)

五 当該申請に係る開発区域内の土地について地区計画等（次のイからホまでに掲げる地区計画等の区分に応じて、当該イからホまでに定める事項が定められているものに限る。）が定められているときは、予定建築物等の用途又は開発行為の設計が当該地区計画等に定められた内容に即して定められていること。

2・3 (略)

(証明書等の携帯)

第二十七条 (略)

2 前条第一項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 (略)

(開発許可の基準)

第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

一～四 (略)

五 当該申請に係る開発区域内の土地について地区計画等（次のイからホまでに掲げる地区計画等の区分に応じて、当該イからホまでに定める事項が定められているものに限る。）が定められているときは、予定建築物等の用途又は開発行為の設計が当該地区計画等に定められた内容に即して定められていること。

イ 地区計画 再開発等促進区若しくは開発整備促進区（いずれも第十二条の五第五項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。）又は地区整備計画

ロ・ハ (略)

ニ 沿道地区計画 沿道再開発等促進区（幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第四項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。）又は沿道地区整備計画

ホ (略)

六 (略)

七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全に必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第三条第一項の宅地造成工事規制区域内の土地であるときは、当該土地における開発行為に関する工事の計画が、同法第九条の規定に適合していること。

八〇十一 (略)

十二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じ

イ 地区計画 再開発等促進区若しくは開発整備促進区（いずれも第十二条の五第五項第二号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。）又は地区整備計画

ロ・ハ (略)

ニ 沿道地区計画 沿道再開発等促進区（幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第四項第二号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。）又は沿道地区整備計画

ホ (略)

六 (略)

七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全に必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第三条第一項の宅地造成工事規制区域内の土地であるときは、当該土地における開発行為に関する工事の計画が、同法第九条の規定に適合していること。

八〇十一 (略)

十二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じ

るおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。

十三 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。

十四 (略)

2～8 (略)

(建築等の制限)

第五十二条の二 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内において、土地の形質の変更を行い、又は建築物の建築その他工作物の建設を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 (略)

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為とし

るおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。

十三 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。

十四 (略)

2～8 (略)

(建築等の制限)

第五十二条の二 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内において、土地の形質の変更を行ない、又は建築物の建築その他工作物の建設を行なおうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 (略)

二 非常災害のため必要な応急措置として行なう行為

三 都市計画事業の施行として行なう行為又はこれに準ずる行為とし

て政令で定める行為

- 2 国が行う行為については、当該国の機関と都道府県知事等との協議が成立することをもつて、前項の規定による許可があつたものとみなす。

3 (略)

第二節 都市計画施設等の区域内における建築等の規制

(建築の許可)

第五十三条 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 五 (略)

2 第五十二条の二第二項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

3 (略)

(許可の基準)

第五十四条 都道府県知事等は、前条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。

一 三 (略)

して政令で定める行為

- 2 第四十二条第二項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

3 (略)

第二節 都市計画施設等の区域内における建築の規制

(建築の許可)

第五十三条 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 五 (略)

2 第四十二条第二項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

3 (略)

(許可の基準)

第五十四条 都道府県知事は、前条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。

一 三 (略)

(許可の基準の特例等)

第五十五条 都道府県知事等は、都市計画施設の区域内の土地でその指定したものの区域又は市街地開発事業（土地区画整理事業及び新都市基盤整備事業を除く。）の施行区域（次条及び第五十七条において「事業予定地」という。）内において行われる建築物の建築については、前条の規定にかかわらず、第五十三条第一項の許可をしないことができる。ただし、次条第二項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における建築物の建築については、この限りでない。

2 都市計画事業を施行しようとする者その他政令で定める者は、都道府県知事等に対し、前項の規定による土地の指定をすべきこと又は次条第一項の規定による土地の買取りの申出及び第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

3 都道府県知事等は、前項の規定により土地の指定をすべきことを申し出た者を次条第一項の規定による土地の買取りの申出及び第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方として定めることができる。

4 都道府県知事等は、第一項の規定による土地の指定をするとき、又は第二項の規定による申出に基づき、若しくは前項の規定により、次条第一項の規定による土地の買取りの申出及び第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方を定めるときは、国土交通省令で

(許可の基準の特例等)

第五十五条 都道府県知事は、都市計画施設の区域内の土地でその指定したものの区域又は市街地開発事業（土地区画整理事業及び新都市基盤整備事業を除く。）の施行区域（以下次条及び第五十七条において「事業予定地」という。）内において行なわれる建築物の建築については、前条の規定にかかわらず、第五十三条第一項の許可をしないことができる。ただし、次条第二項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における建築物の建築については、この限りでない。

2 都市計画事業を施行しようとする者その他政令で定める者は、都道府県知事に対し、前項の規定による土地の指定をすべきこと又は次条第一項の規定による土地の買取りの申出及び第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により土地の指定をすべきことを申し出た者を次条第一項の規定による土地の買取りの申出及び第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方として定めることができる。

4 都道府県知事は、第一項の規定による土地の指定をするとき、又は第二項の規定による申出に基づき、若しくは前項の規定により、次条第一項の規定による土地の買取りの申出及び第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方を定めるときは、国土交通省令で定

定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(土地の買取り)

第五十六条 都道府県知事等（前条第四項の規定により、土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者）は、事業予定地内の土地の所有者から、同条第一項本文の規定により建築物の建築が許可されないときはその土地の利用に著しい支障を来すこととなることを理由として、当該土地を買い取るべき旨の申出があつた場合においては、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買い取るものとする。

2 (略)

3 前条第四項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者は、前項の規定により土地を買い取らない旨の通知をしたときは、直ちに、その旨を都道府県知事等に通知しなければならない。

4 (略)

(土地の先買い等)

第五十七条 市街地開発事業に関する都市計画についての第二十条第一項（第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示又は市街地開発事業若しくは市街化区域若しくは区域区分が定められていない都市計画区域内の都市計画施設に係る第五十五条第四項の規定による公告があつたときは、都道府県知事等（同項

めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(土地の買取り)

第五十六条 都道府県知事（前条第四項の規定により、土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者）は、事業予定地内の土地の所有者から、前条第一項本文の規定により建築物の建築が許可されないときはその土地の利用に著しい支障をきたすこととなることを理由として、当該土地を買い取るべき旨の申出があつた場合においては、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買い取るものとする。

2 (略)

3 前条第四項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者は、前項の規定により土地を買い取らない旨の通知をしたときは、ただちに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

4 (略)

(土地の先買い等)

第五十七条 市街地開発事業に関する都市計画についての第二十条第一項（第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示又は市街地開発事業若しくは市街化区域若しくは区域区分が定められていない都市計画区域内の都市計画施設に係る第五十五条第四項の規定による公告があつたときは、都道府県知事（同項の

の規定により、次項本文の規定による届出の相手方として公告された者があるときは、その者。以下この条において同じ。）は、速やかに、国土交通省令で定める事項を公告するとともに、国土交通省令で定めるところにより、事業予定地内の土地の有償譲渡について、次項から第四項までの規定による制限があることを関係権利者に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定による公告の日の翌日から起算して十日を経過した後、に事業予定地内の土地を有償で譲り渡そうとする者（土地及びこれに定着する建築物その他の工作物を有償で譲り渡そうとする者を除く。）は、当該土地、その予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積つた額。以下この条において同じ。）及び当該土地を譲り渡そうとする相手方その他国土交通省令で定める事項を書面で都道府県知事等に届け出なければならぬ。ただし、当該土地の全部又は一部が、文化財保護法第四十六条（同法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものであるとき、又は第六十六条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後における当該公告に係る都市計画事業を施行する土地に含まれるものであるときは、この限りでない。

3 前項の規定による届出があつた後三十日以内に都道府県知事等が届出をした者に対し届出に係る土地を買い取るべき旨の通知をしたときは、当該土地について、都道府県知事等と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立

規定により、次項本文の規定による届出の相手方として公告された者があるときは、その者。以下この条において同じ。）は、速やかに、国土交通省令で定める事項を公告するとともに、国土交通省令で定めるところにより、事業予定地内の土地の有償譲渡について、次項から第四項までの規定による制限があることを関係権利者に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定による公告の日の翌日から起算して十日を経過した後、に事業予定地内の土地を有償で譲り渡そうとする者（土地及びこれに定着する建築物その他の工作物を有償で譲り渡そうとする者を除く。）は、当該土地、その予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積つた額。以下この条において同じ。）及び当該土地を譲り渡そうとする相手方その他国土交通省令で定める事項を書面で都道府県知事に届け出なければならぬ。ただし、当該土地の全部又は一部が、文化財保護法第四十六条（同法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものであるとき、又は第六十六条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後における当該公告に係る都市計画事業を施行する土地に含まれるものであるときは、この限りでない。

3 前項の規定による届出があつた後三十日以内に都道府県知事が届出をした者に対し届出に係る土地を買い取るべき旨の通知をしたときは、当該土地について、都道府県知事と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立した

したもののみならず。

4 第二項の届出をした者は、前項の期間（その期間内に都道府県知事等が届出に係る土地を買い取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間）内は、当該土地を譲り渡してはならない。

5 (略)

(建築等の届出等)

第五十八条の二 地区計画の区域（再開発等促進区若しくは開発整備促進区（いずれも第十二条の五第五項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。）又は地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 五 (略)

2 4 (略)

(建築等の制限)

第六十五条 第六十二条第一項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る第六十三条第二項において準用する第六十二条第一項の規定による告示があつた後においては、当該事業地内において、都

もののみならず。

4 第二項の届出をした者は、前項の期間（その期間内に都道府県知事等が届出に係る土地を買い取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間）内は、当該土地を譲り渡してはならない。

5 (略)

(建築等の届出等)

第五十八条の二 地区計画の区域（再開発等促進区若しくは開発整備促進区（いずれも第十二条の五第五項第二号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。）又は地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 五 (略)

2 4 (略)

(建築等の制限)

第六十五条 第六十二条第一項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る第六十三条第二項において準用する第六十二条第一項の規定による告示があつた後においては、当該事業地内において、都

市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見を聴かなければならない。

3 第五十二条の二第二項の規定は、第一項の規定による許可について準用する。

(報告、勧告、援助等)

第八十条 国土交通大臣は国の機関以外の施行者に対し、都道府県知事は施行者である市町村又はこの法律の規定による許可、認可若しくは承認を受けた者に対し、市長はこの法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすることができる。

2 (略)

(監督処分等)

第八十一条 国土交通大臣、都道府県知事又は市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変

市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行なおうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならない。

3 第四十二条第二項の規定は、第一項の規定による許可について準用する。

(報告、勧告、援助等)

第八十条 国土交通大臣は国の機関以外の施行者に対し、都道府県知事は施行者である市町村又はこの法律の規定による許可、認可若しくは承認を受けた者に対し、指定都市等の長はこの法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすることができる。

2 (略)

(監督処分等)

第八十一条 国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市等の長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認(都

更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件（以下この条において「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

一〇四（略）

- 2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣、都道府県知事又は市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣、都道府県知事若しくは市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。
- 3 国土交通大臣、都道府県知事又は市長は、第一項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

4（略）

（立入検査）

市計画の決定又は変更に係るものを除く。以下この条において同じ。を）を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件（以下この条において「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

一〇四（略）

- 2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市等の長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。
- 3 国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市等の長は、第一項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

4（略）

（立入検査）

第八十二条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を調査することができる。

2～4 (略)

(土地基金)

第八十四条 都道府県又は市は、第五十六条及び第五十七条の規定による土地の買取りを行うほか、都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内の土地、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）第一条第一項各号に掲げる土地その他政令で定める土地の買取りを行うため、地方自治法第二百四十一条の基金として、土地基金を設けることができる。

2 国は、前項の規定による土地基金の財源を確保するため、都道府県又は市に対し、必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

(指定都市の特例)

第八十七条の二 指定都市の区域においては、第十五条第一項の規定にかかわらず、同項第二号から第七号までに掲げる都市計画（一の指定都市の区域を超えて特に広域の見地から決定すべき都市施設として政令で定めるものを除く。）は、指定都市が定め

第八十二条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を調査することができる。

2～4 (略)

(土地基金)

第八十四条 都道府県又は指定都市等は、第五十六条及び第五十七条の規定による土地の買取りを行うほか、都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内の土地、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）第一条第一項各号に掲げる土地その他政令で定める土地の買取りを行うため、地方自治法第二百四十一条の基金として、土地基金を設けることができる。

2 国は、前項の規定による土地基金の財源を確保するため、都道府県又は指定都市等に対し、必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

(指定都市の特例)

第八十七条の二 指定都市の区域においては、第十五条第一項の規定にかかわらず、同項第四号から第七号までに掲げる都市計画（一の指定都市の区域を超えて特に広域の見地から決定すべき都市施設として政令で定めるものを除く。）は、指定都市が定め

る。

2| 指定都市の区域における第七条の二第二項の規定の適用については、同項中「定められる」とあるのは、「指定都市が定める」とする。

3| 指定都市が第一項の規定により第十八条第三項に規定する都市計画を定めようとする場合における第十九条第三項（第二十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、第十九条第三項中「都道府県知事に協議しなければ」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければ」とし、同条第四項及び第五項の規定は、適用しない。

4| (略)

5| 第三項の規定により読み替えて適用される第十九条第三項の規定により指定都市が国土交通大臣に協議しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見を聴き、協議書にその意見を添えて行わなければならない。

6| (略)

7| 都道府県知事は、第五項の意見の申出を行うに当たり必要があると認めるときは、関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

8・9| (略)

る。

2| 指定都市が前項の規定により第十八条第三項に規定する都市計画を定めようとする場合における第十九条第三項（第二十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、第十九条第三項中「都道府県知事に協議しなければ」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければ」とし、同条第四項及び第五項の規定は、適用しない。

3| (略)

4| 第二項の規定により読み替えて適用される第十九条第三項の規定により指定都市が国土交通大臣に協議しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見を聴き、協議書にその意見を添えて行わなければならない。

5| (略)

6| 都道府県知事は、第四項の意見の申出を行うに当たり必要があると認めるときは、関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

7・8| (略)

(大都市等の特例)

(削る)

第八十七条の三 (略)

(事務の区分)

第八十七条の四 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、第一号法定受託事務とする。

- 一 第二十条第二項（国土交通大臣から送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部分に限り、第二十一条第二項において準用する場合を含む。第三号において同じ。）  
第二十二  
条第二項、第二十四条第一項前段及び第五項並びに第六十五条第  
一項（国土交通大臣が第五十九条第一項若しくは第二項の認可又  
は同条第三項の承認をした都市計画事業について許可をする事務  
に係る部分に限る。次号において同じ。）の規定により都道府県  
が処理することとされている事務

- 二 第六十五条第一項の規定により市が処理することとされている  
事務

第八十七条の三 第二十六条、第二十七条、第三章（第一節を除く。  
）及び第六十五条第一項の規定により都道府県が処理することとさ  
れている事務で政令で定めるものは、指定都市等においては、政令  
で定めるところにより、当該指定都市等が処理する。この場合にお  
いては、この法律の規定中都道府県に関する規定は、指定都市等に  
関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

第八十七条の四 (略)

(事務の区分)

第八十七条の五 この法律の規定により地方公共団体が処理すること  
とされている事務のうち次に掲げるものは、第一号法定受託事務と  
する。

- 一 第二十条第二項（国土交通大臣から送付を受けた図書の写しを  
公衆の縦覧に供する事務に係る部分に限り、第二十一条第二項に  
おいて準用する場合を含む。次号において同じ。）  
第二十二  
条第二項、第二十四条第一項前段及び第五項並びに第六十五条第一  
項（国土交通大臣が第五十九条第一項若しくは第二項の認可又は  
同条第三項の承認をした都市計画事業について許可をする事務に  
係る部分に限る。）の規定により都道府県が処理することとされ  
ている事務

三 (略)

2 (略)

(罰則)

第九十一条 第八十一条第一項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市長の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二十六条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けずに土地に試掘等を行った者

三 八 (略)

二 (略)

2 (略)

(罰則)

第九十一条 第八十一条第一項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市等の長の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二十六条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けずに土地に試掘等を行った者

三 八 (略)

改正案	現行
<p>（市街地再開発事業の施行）</p> <p>第二条の二 次に掲げる区域内の宅地について所有権若しくは借地権を有する者又はこれらの宅地について所有権若しくは借地権を有する者の同意を得た者は、一人で、又は数人共同して、当該権利の目的である宅地について、又はその宅地及び一定の区域内の宅地以外の土地について第一種市街地再開発事業を施行することができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 都市計画法第十二条の四第一項第一号の地区計画、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号。以下「密集市街地整備法」という。）第三十二条第一項の規定による防災街区整備地区計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第一項の規定による沿道地区計画の区域（次に掲げる条件の<u>全て</u>に該当するものに限る。第三条において「特定地区計画等区域」という。）</p> <p>イ 地区整備計画（都市計画法第十二条の五第二項第一号の地区整備計画をいう。以下同じ。）<u>、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画若しくは同項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第一号の沿</u></p>	<p>（市街地再開発事業の施行）</p> <p>第二条の二 次に掲げる区域内の宅地について所有権若しくは借地権を有する者又はこれらの宅地について所有権若しくは借地権を有する者の同意を得た者は、一人で、又は数人共同して、当該権利の目的である宅地について、又はその宅地及び一定の区域内の宅地以外の土地について第一種市街地再開発事業を施行することができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 都市計画法第十二条の四第一項第一号の地区計画、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号。以下「密集市街地整備法」という。）第三十二条第一項の規定による防災街区整備地区計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第一項の規定による沿道地区計画の区域（次に掲げる条件の<u>すべて</u>に該当するものに限る。第三条において「特定地区計画等区域」という。）</p> <p>イ 地区整備計画（都市計画法第十二条の五第二項第三号の地区整備計画をいう。以下同じ。）<u>、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画若しくは同項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第二号の沿</u></p>

道地区整備計画（ロにおいて「地区整備計画等」という。）が定められている区域であること。

ロ・ハ（略）

2 5 6（略）

（都市再開発方針）

第二条の三 人口の集中の特に著しい政令で定める大都市を含む都市計画区域内の市街化区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域をいう。以下同じ。）においては、都市計画に、次の各号に掲げる事項を明らかにした都市再開発の方針を定めるよう努めるものとする。

一・二（略）

2 前項の都市計画区域以外の都市計画区域内の市街化区域においては、都市計画に、当該市街化区域内にある計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要を明らかにした都市再開発の方針を定めることができる。

3（略）

（住宅建設の目標の設定）

第五条 住宅不足の著しい地域における第一種市街地再開発事業又は第二種市街地再開発事業に関する都市計画においては、前条第二項の規定に抵触しない限り、当該市街地再開発事業が住宅不足の解消に寄与するよう、当該市街地再開発事業により確保されるべき住宅の戸数その他住宅

道地区整備計画（ロにおいて「地区整備計画等」という。）が定められている区域であること。

ロ・ハ（略）

2 5 6（略）

（都市再開発方針）

第二条の三 人口の集中の特に著しい政令で定める大都市を含む都市計画区域内の市街化区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域をいう。以下同じ。）においては、都市計画に、次の各号に掲げる事項を明らかにした都市再開発の方針を定めなければならない。

一・二（略）

2 前項の都市計画区域以外の都市計画区域内の市街化区域においては、都市計画に、当該市街化区域内にある計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要を明らかにした都市再開発の方針を定めなければならない。

3（略）

（住宅建設の目標の設定義務）

第五条 住宅不足の著しい地域における第一種市街地再開発事業又は第二種市街地再開発事業に関する都市計画においては、前条第二項の規定に抵触しない限り、当該市街地再開発事業が住宅不足の解消に寄与するよう、当該市街地再開発事業により確保されるべき住宅の戸数その他住宅

建設の目標を定めることができる。

(建築の許可)

第七条の四 市街地再開発促進区域内においては、建築基準法第五十九条第一項第一号に該当する建築物（同項第二号又は第三号に該当する建築物を除く。）の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下この条から第七条の六まで及び第四百四十一条の二第一号において「建築許可権者」という。）の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為又はその他の政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

2 建築許可権者は、前項の許可の申請があつた場合において、当該建築が第七条の六第四項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地におけるものであるときは、その許可をしなければならない。

3 (略)

(違反行為に対する措置)

第七条の五 建築許可権者は、前条第一項の規定に違反した者があるときは、その者に対して、その違反を是正するため必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、建築許可権者は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じ

建設の目標を定めなければならない。

(建築の許可)

第七条の四 市街地再開発促進区域内においては、建築基準法第五十九条第一項第一号に該当する建築物（同項第二号又は第三号に該当する建築物を除く。）の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為又はその他の政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、当該建築が第七条の六第四項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地におけるものであるときは、その許可をしなければならない。

3 (略)

(違反行為に対する措置)

第七条の五 都道府県知事は、前条第一項の規定に違反した者があるときは、その者に対して、その違反を是正するため必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じ

た者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合において、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、建築許可権者又はその命じた者若しくはその委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

3 (略)

(土地の買取り)

第七条の六 都道府県又は市町村は、建築許可権者に対し、第三項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

2 建築許可権者は、前項の規定による申出に基づき、次項の規定による土地の買取りの申出の相手方を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

3 建築許可権者(前項の規定により、土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者)は、市街地再開発促進区域内の土地の所有者から、第七条の四第一項の許可がされないときはその土地の利用に著しい支障を来すこととなることを理由として、当該土地を買い取るべき旨の申出があつたときは、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買い取るものとする。

4 (略)

5 第二項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者は、前項の規定により土地を買い取らない旨の通知をしたときは、直ち

た者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合において、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくはその委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

3 (略)

(土地の買取り)

第七条の六 都道府県又は市町村は、都道府県知事に対し、第三項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申出に基づき、次項の規定による土地の買取りの申出の相手方を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事(前項の規定により、土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者)は、市街地再開発促進区域内の土地の所有者から、第七条の四第一項の許可がされないときはその土地の利用に著しい支障を来すこととなることを理由として、当該土地を買い取るべき旨の申出があつたときは、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買い取るものとする。

4 (略)

5 第二項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者は、前項の規定により土地を買い取らない旨の通知をしたときは、直ち

に、その旨を建築許可権者に通知しなければならない。

(買い取った土地の処分等)

第七条の七 前条第三項の規定により土地を買い取った者(以下この条において「土地買取者」という。)は、当該土地を第一種市街地再開発事業その他当該土地に係る都市計画に適合して事業を施行する者又は公共施設の管理者若しくは管理者となるべき者に賃貸し、又は譲渡することができる。

2 土地買取者は、前項の規定により土地を賃貸し、又は譲渡するとき、同項の趣旨を達成するため必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該土地を借りし、又は譲り受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

3 土地買取者は、第一項の規定により土地を借りし、又は譲り受けた者が前項の条件に違反したときは、当該土地の賃貸又は譲渡に係る契約を解除することができる。

4 第一項の規定により土地を賃貸し、又は譲渡する場合のほか、土地買取者は、前条第三項の規定により買い取った土地に係る都市計画に適合するように管理しなければならない。

(測量及び調査のための土地の立入り等)

第六十条 施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、第一種市街地再開発事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う必要があるときは、そ

に、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(買い取った土地の処分等)

第七条の七 前条第三項の規定により土地を買い取った者(以下この条において「都道府県知事等」という。)は、当該土地を第一種市街地再開発事業その他当該土地に係る都市計画に適合して事業を施行する者又は公共施設の管理者若しくは管理者となるべき者に賃貸し、又は譲渡することができる。

2 都道府県知事等は、前項の規定により土地を賃貸し、又は譲渡するとき、同項の趣旨を達成するため必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該土地を借りし、又は譲り受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

3 都道府県知事等は、第一項の規定により土地を借りし、又は譲り受けた者が前項の条件に違反したときは、当該土地の賃貸又は譲渡に係る契約を解除することができる。

4 第一項の規定により土地を賃貸し、又は譲渡する場合のほか、都道府県知事等は、前条第三項の規定により買い取った土地に係る都市計画に適合するように管理しなければならない。

(測量及び調査のための土地の立入り等)

第六十条 施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、第一種市街地再開発事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う必要があるときは、そ

の必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、個人施行者若しくは再開発会社となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は個人施行者、組合若しくは再開発会社にあつては、あらかじめ、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。第六十二条第一項及び第四百四十二条第一号において「立入許可権者」という。）の許可を受けた場合に限る。

256 (略)

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第六十一条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行うおうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事（市の区域内において施行者（第二条の二第四項の規定により第一種市街地再開発事業を施行する地方公共団体を除く。以下この項において同じ。）となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者若しくは施行者が試掘等を行おうとし、又は第二条の二第四項の規定により第一種市街地再開発事業を施行し、若しくは施行しようとする

の必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、個人施行者若しくは再開発会社となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は個人施行者、組合若しくは再開発会社にあつては、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けた場合に限る。

256 (略)

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第六十一条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行なおうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

する市が試掘等を行おうとする場合にあっては、当該市の長。以下この項、次条第二項及び第四百二十二条第三号において「試掘等許可権者」という。）の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、試掘等許可権者が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2・3 (略)

(証明書等の携帯)

第六十二条 第六十条第一項又は第二項の規定により他人の占有する土地又は工作物に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書（個人施行者若しくは再開発会社となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は個人施行者、組合若しくは再開発会社にあつては、その身分を示す証明書及び立入許可権者の許可証）を携帯しなければならない。

2 前条の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は試掘等許可権者の許可証を携帯しなければならない。

3 (略)

(建築行為等の制限)

第六十六条 第六十条第二項各号に掲げる公告があつた後は、施行地区内において、第一種市街地再開発事業の施行の障害となるおそれがある土

2・3 (略)

(証明書等の携帯)

第六十二条 第六十条第一項又は第二項の規定により他人の占有する土地又は工作物に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書（個人施行者若しくは再開発会社となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は個人施行者、組合若しくは再開発会社にあつては、その身分を示す証明書及び都道府県知事の許可証）を携帯しなければならない。

2 前条の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 (略)

(建築行為等の制限)

第六十六条 第六十条第二項各号に掲げる公告があつた後は、施行地区内において、第一種市街地再開発事業の施行の障害となるおそれがある土

地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事（市の区域内において個人施行者、組合、再開発会社若しくは機構等が施行し、又は市が第二条の二第四項の規定により施行する第一種市街地再開発事業にあつては、当該市の長。以下この条、第九十八条及び第四百四十一条の二第二号において「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その許可をしようとするときは、あらかじめ、施行者の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事等は、第一項の許可をする場合において、第一種市街地再開発事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付けることができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4 都道府県知事等は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、第一種市街地再開発事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができ。

5 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくて

地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その許可をしようとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、第一種市街地再開発事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付けることができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、第一種市街地再開発事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができ。

5 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくて

その原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

6 (略)

7 第六十条第二項各号に掲げる公告があつた後に、施行地区内において土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の付加増置（以下この条において「土地の形質の変更等」と総称する。）がされたときは、当該土地の形質の変更等について都道府県知事等の承認があつた場合を除き、当該土地、工作物又は物件に関する権利を有する者は、当該土地の形質の変更等が行われる前の土地、工作物又は物件の状況に基づいてのみ、次節の規定による施行者に対する権利を主張することができる。

8 前項の承認の申請があつたときは、都道府県知事等は、あらかじめ、施行者の意見を聴いて、当該土地の形質の変更等が災害の防止その他やむを得ない理由に基づき必要があると認められる場合に限り、その承認をするものとする。

9 (略)

その原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

6 (略)

7 第六十条第二項各号に掲げる公告があつた後に、施行地区内において土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の付加増置（以下この条において「土地の形質の変更等」と総称する。）がされたときは、当該土地の形質の変更等について都道府県知事の承認があつた場合を除き、当該土地、工作物又は物件に関する権利を有する者は、当該土地の形質の変更等が行なわれる前の土地、工作物又は物件の状況に基づいてのみ、次節の規定による施行者に対する権利を主張することができる。

8 前項の承認の申請があつたときは、都道府県知事は、あらかじめ、施行者の意見をきいて、当該土地の形質の変更等が災害の防止その他やむを得ない理由に基づき必要があると認められる場合に限り、その承認をするものとする。

9 (略)

(土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の代行及び代執行)

第九十八条 (略)

2 第九十六条第三項の場合において土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその義務を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても明渡しの特定期限までに完了する見込みがないときは、都道府県知事等は、施行者の請求により、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

3 前項の場合において、都道府県知事等は、義務者及び施行者にあらかじめ通知した上で、当該代執行に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、義務者が施行者から受けるべき前条第一項の補償金を義務者に代わって受けることができる。

4 施行者が前項の規定に基づき補償金の全部又は一部を都道府県知事等に支払った場合においては、この法律の適用については、施行者が都道府県知事等に支払った金額の限度において、前条第一項の補償金を支払ったものとみなす。

(特定建築者の公募)

第九十九条の三 (略)

2 (略)

3 施行者(都道府県及び市町村を除く。)は、前項の規定により特定建築者を決定するときは、あらかじめ、機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)にあつては国土交通大臣の、個人施行者、組合、

(土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の代行及び代執行)

第九十八条 (略)

2 第九十六条第三項の場合において土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその義務を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても明渡しの特定期限までに完了する見込みがないときは、都道府県知事は、施行者の請求により、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の定めるところに従い、みずから義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

3 前項の場合において、都道府県知事は、義務者及び施行者にあらかじめ通知したうえで、当該代執行に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、義務者が施行者から受けるべき前条第一項の補償金を義務者に代わって受けることができる。

4 施行者が前項の規定に基づき補償金の全部又は一部を都道府県知事に支払った場合においては、この法律の適用については、施行者が都道府県知事に支払った金額の限度において、前条第一項の補償金を支払ったものとみなす。

(特定建築者の公募)

第九十九条の三 (略)

2 (略)

3 施行者は、前項の規定により特定建築者を決定するときは、あらかじめ、都道府県又は機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)にあつては国土交通大臣の、個人施行者、組合、再開発会社、市町村

再開発会社又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事の承認を受けなければならない。

(特定施設建築物が建築計画に従つて建築されない場合の措置)

第九十九条の八 (略)

2 5 4 (略)

5 第九十九条の三第三項の規定は第一項の規定により同項の決定を取り消す場合について、第九十八条第一項及び第二項並びに第九十九条(第二項を除く。)の規定は第三項の場合について準用する。この場合において、第九十八条第二項中「都道府県知事等」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(建物の区分所有等に関する法律の特例等)

第三百三十三条 施行者は、政令で定めるところにより、施設建築物及び施設建築敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。この場合において、施行者(都道府県及び市町村を除く。)は、政令で定めるところにより、その管理規約について、機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)にあつては国土交通大臣の、個人施行者、組合、再開発会社又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 (略)

又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事の承認を受けなければならない。

(特定施設建築物が建築計画に従つて建築されない場合の措置)

第九十九条の八 (略)

2 5 4 (略)

5 第九十九条の三第三項の規定は第一項の規定により同項の決定を取り消す場合について、第九十八条第一項及び第二項並びに第九十九条(第二項を除く。)の規定は第三項の場合について準用する。

(建物の区分所有等に関する法律の特例等)

第三百三十三条 施行者は、政令で定めるところにより、機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)にあつては国土交通大臣の、個人施行者、組合、再開発会社又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事の認可を受け、都道府県にあつては国土交通大臣に、市町村にあつては都道府県知事に協議し、その同意を得て、施設建築物及び施設建築敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。

2 (略)

(事務の区分)

第三百三十九条の三 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、第一号法定受託事務とする。

一 (略)

二 市が第六十一条第一項(土地の試掘等に係る部分に限る。)、第六十六条第一項から第八項まで並びに第九十八条第二項(第九十八条の二十七第二項において準用する場合を含む。)、及び第三項の規定により処理することとされている事務(機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。))が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。

三 市町村が第五十五条第二項(第五十六条において準用する場合を含む。)、第五十八条第三項及び第四項において準用する第十六条第一項(ただし書を除く。)、及び第十九条第四項、第六十一条第一項(土地の試掘等に係る部分を除く。)、及び第三項、第六十八条第二項において準用する土地収用法第三十六条第四項、第九十八条第一項並びに第九十九条第一項及び第三項から第五項まで(これらの規定を第九十九条の八第五項(第九十八条の二十八第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第九十九条第二項において準用する第九十八条第三項並びに第六十六条第六項において準用する第四十一条第二項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。))が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。)

2

この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち

(事務の区分)

第三百三十九条の三 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、第一号法定受託事務とする。

一 (略)

二 市町村が第五十五条第二項(第五十六条において準用する場合を含む。)、第五十八条第三項及び第四項において準用する第十六条第一項(ただし書を除く。)、及び第十九条第四項、第六十一条第一項及び第三項、第六十八条第二項において準用する土地収用法第三十六条第四項、第九十八条第一項並びに第九十九条第一項及び第三項から第五項まで(これらの規定を第九十九条の八第五項(第九十八条の二十八第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第九十九条第二項において準用する第四十一条第二項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。))が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。)

2

この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち

次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一・二 (略)

三 第六十一条第一項（土地の試掘等に係る部分を除く。）及び第三項、第六十八条第二項において準用する土地収用法第三十六条第四項、第九十八条第一項並びに第九十九条第一項及び第三項から第五項まで（これらの規定を第九十九条の八第五項において準用する場合を含む。）並びに第九十九条第二項において準用する第九十八条第三項に規定する事務（個人施行者、組合、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）

第四百十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条の五第一項の規定による建築許可権者の命令に違反した者
- 二 第六十六条第四項の規定による都道府県知事等の命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転せず、若しくは除却しなかつた者

第四百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六十条第一項又は第二項の規定する場合において、立入許可権者の許可を受けないで、土地又は工作物に立ち入り、又は立ち入らせた

次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一・二 (略)

三 第六十一条第一項及び第三項、第六十八条第二項において準用する土地収用法第三十六条第四項、第九十八条第一項並びに第九十九条第一項及び第三項から第五項まで（これらの規定を第九十九条の八第五項において準用する場合を含む。）並びに第九十九条第二項において準用する第九十八条第三項に規定する事務（個人施行者、組合、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）

第四百十一条の二 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条の五第一項の規定による都道府県知事の命令に違反した者
- 二 第六十六条第四項の規定による都道府県知事の命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転せず、若しくは除却しなかつた者

第四百十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六十条第一項又は第二項の規定する場合において、都道府県知事の許可を受けないで、土地又は工作物に立ち入り、又は立ち入らせた

者

二 (略)

三 第六十一条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は試掘等許可権者の許可を受けないで土地に試掘等を行つた者

者

二 (略)

三 第六十一条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行なつた者

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律で「筑波研究学園都市」とは、つくば市の区域を地域とし、当該地域内に、首都圏の既成市街地にある試験研究機関及び大学並びに前条の目的に照らし設置することが適当であると認められる機関の施設を移転し、又は新設し、かつ、研究学園都市にふさわしい公共施設、公益的施設及び一団地の住宅施設を一体的に整備するとともに、当該地域を均衡のとれた田園都市として整備することを目的として建設する都市をいう。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(周辺開発地区整備計画の内容)</p> <p>第七条 周辺開発地区整備計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2  前項各号に掲げるもののほか、周辺開発地区整備計画には、人口の規模及び土地の利用に関する事項を定めるよう努めるものとする。</p> <p>3  4  (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律で「筑波研究学園都市」とは、つくば市及び茨城県稲敷郡茎崎町の区域を地域とし、当該地域内に、首都圏の既成市街地にある試験研究機関及び大学並びに前条の目的に照らし設置することが適当であると認められる機関の施設を移転し、又は新設し、かつ、研究学園都市にふさわしい公共施設、公益的施設及び一団地の住宅施設を一体的に整備するとともに、当該地域を均衡のとれた田園都市として整備することを目的として建設する都市をいう。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(周辺開発地区整備計画の内容)</p> <p>第七条 周辺開発地区整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一  人口の規模及び土地の利用に関する事項</p> <p>二・三  (略)</p> <p>2  3  (略)</p>

(周辺開発地区整備計画の作成等)

第八条 茨城県知事は、つくば市長の意見を聴いて周辺開発地区整備計画を作成するよう努めるものとする。

(削除)

2| 茨城県知事は、周辺開発地区整備計画を作成したときは、これを公表するよう努めるとともに、国土交通大臣に通知しなければならない。

3| (略)

4| 前三項の規定は、周辺開発地区整備計画の変更について準用する。

(事業の実施)

第九条 研究学園地区建設計画又は周辺開発地区整備計画に基づく事業（以下「筑波研究学園都市建設事業」という。）は、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構その他の関係事業者が実施するものとする。

(協力)

第十条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構その他の関係事業者は、研究学園地区建設計画（周辺開発地区整備計画）が作成されているときは、研究学園地区建設計画及び周辺開発地区整備計画（整備計画）の実施に関し、できる限り協力しなければならない。

(実施の状況)

(周辺開発地区整備計画の作成等)

第八条 茨城県知事は、関係市町の長の意見を聴いて周辺開発地区整備計画を作成し、国土交通大臣に協議しなければならない。

2| 国土交通大臣は、前項の協議に際しては、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3| 茨城県知事は、周辺開発地区整備計画を作成したときは、これを公表するとともに、国土交通大臣に通知しなければならない。

4| (略)

5| 前各項の規定は、周辺開発地区整備計画の変更について準用する。

(事業の実施)

第九条 研究学園地区建設計画及び周辺開発地区整備計画に基づく事業（以下「筑波研究学園都市建設事業」という。）は、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構その他の関係事業者が実施するものとする。

(協力)

第十条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構その他の関係事業者は、研究学園地区建設計画及び周辺開発地区整備計画の実施に関し、できる限り協力しなければならない。

(実施の状況)

第十二条 政府は、首都圏整備法第三十条の二の規定により国会に提出する報告書に、研究学園地区建設計画（周辺開発地区整備計画が作成されているときは、研究学園地区建設計画及び周辺開発地区整備計画）の実施に関する状況をあわせて記載しなければならない。

第十二条 政府は、首都圏整備法第三十条の二の規定により国会に提出する報告書に、研究学園地区建設計画及び周辺開発地区整備計画の実施に関する状況をあわせて記載しなければならない。

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">(出資) 第四条 (略) 2 (略) (削る)</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">(出資) 第四条 (略) 2 (略) 3 道路公社に出資しようとする地方公共団体は、総務大臣に協議しなければならぬ。</p>

改正案	現行
<p>（資本金）            第四条（略）            2～4（略）            （削除）</p> <p>5  前項の規定により出資の目的とする金銭以外の財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p> <p>6  （略）</p>	<p>（資本金）            第四条（略）            2～4（略）</p> <p>5  事業団に出資しようとする地方公共団体は、総務大臣に協議しなければならぬ。</p> <p>6  第四項の規定により出資の目的とする金銭以外の財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p> <p>7  （略）</p>

改正案	現行
<p>（土地を譲渡しようとする場合の届出義務）</p> <p>第四条 次に掲げる土地を所有する者は、当該土地を有償で譲り渡そうとするときは、当該土地の所在及び面積、当該土地の譲渡予定価額、当該土地を譲り渡そうとする相手方その他主務省令で定める事項を、主務省令で定めるところにより、当該土地が町村の区域内に所在する場合にあつては当該町村の長を経由して都道府県知事に、当該土地が市の区域内に所在する場合にあつては当該市の長に届け出なければならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出）</p> <p>第五条 前条第一項に規定する土地その他都市計画区域内に所在する土地（その面積が政令で定める規模以上のものに限る。）を所有する者は、当該土地の地方公共団体等による買取りを希望するときは、同項の規定に準じ主務省令で定めるところにより、当該土地が町村の区域内に所在する場合にあつては当該町村の長を経由して都道府県知事に対し、当該土地が市の区域内に所在する場合にあつては当該市の長に対し、その旨を申し出ることができる。</p>	<p>（土地を譲渡しようとする場合の届出義務）</p> <p>第四条 次に掲げる土地を所有する者は、当該土地を有償で譲り渡そうとするときは、当該土地の所在及び面積、当該土地の譲渡予定価額、当該土地を譲り渡そうとする相手方その他主務省令で定める事項を、主務省令で定めるところにより、当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出）</p> <p>第五条 前条第一項に規定する土地その他都市計画区域内に所在する土地（その面積が政令で定める規模以上のものに限る。）を所有する者は、当該土地の地方公共団体等による買取りを希望するときは、都道府県知事に対し、同項の規定に準じ主務省令で定めるところにより、当該土地が所在する市町村の長を経由して、その旨を申し出ることができる。</p>

2 (略)

(土地の買取りの協議)

第六条 都道府県知事又は市長は、第四条第一項の届出又は前条第一項の申出(以下「届出等」という。)があつた場合においては、当該届出等に係る土地の買取りを希望する地方公共団体等のうちから買取りの協議を行<sup>う</sup>地方公共団体等を定め、買取りの目的を示して、当該地方公共団体等が買取りの協議を行<sup>う</sup>旨を当該届出等をした者に通知するものとする。

2 (略)

3 都道府県知事又は市長は、第一項の場合において、当該届出等に係る土地の買取りを希望する地方公共団体等がないときは、当該届出等をした者に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

4・5 (略)

(先買いに係る土地の管理)

第九条 (略)

一〜三 (略)

四 第六条第一項の手續により買取りられた日から起算して十年を経過した土地であつて、都市計画の変更、同項の買取りの目的とした事業の廃止又は変更その他の事由によつて、将来にわたり前三号に掲げる事業又はこれらの事業に係る代替地の用に供される見込みがないと認められるものにあつては、前三号に掲げるもの

2 (略)

(土地の買取りの協議)

第六条 都道府県知事は、第四条第一項の届出又は前条第一項の申出(以下「届出等」という。)があつた場合においては、当該届出等に係る土地の買取りを希望する地方公共団体等のうちから買取りの協議を行<sup>な</sup>う地方公共団体等を定め、買取りの目的を示して、当該地方公共団体等が買取りの協議を行<sup>な</sup>う旨を当該届出等をした者に通知するものとする。

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の場合において、当該届出等に係る土地の買取りを希望する地方公共団体等がないときは、当該届出等をした者に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

4・5 (略)

(先買いに係る土地の管理)

第九条 (略)

一〜三 (略)

四 第六条第一項の手續により買取りられた日から起算して十年を経過した土地であつて、都市計画の変更、同項の買取りの目的とした事業の廃止又は変更その他の事由によつて、将来にわたり前三号に掲げる事業又はこれらの事業に係る代替地の用に供される見込みがないと認められるものにあつては、前三号に掲げるもの

のほか、次に掲げる事業

イ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画に記載された同条第二項第二号又は第三号の事業

ロ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項に規定する認定地域再生計画に記載された同法第五条第二項第二号の事業（同条第四項第四号及び第五号の事業を除く。）

ハ（略）

2（略）

（大都市の特例）

第二十九条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する第三章の規定の適用については、政令で定める。

（事務の区分）

のほか、次に掲げる事業

イ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画に記載された同条第二項第三号又は第四号の事業

ロ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項に規定する認定地域再生計画に記載された同法第五条第二項第三号の事業（同条第三項第四号及び第五号の事業を除く。）

ハ（略）

2（略）

（大都市等の特例）

第二十九条 第二章の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）の長が行う。この場合においては、同章の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

2 指定都市に対する第三章の規定の適用については、政令で定める。

（事務の区分）

第二十九条の二 第四条第一項及び第五条第一項の規定により町村が  
処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号  
に規定する第二号法定受託事務とする。

第二十九条の二 第四条第一項及び第五条第一項の規定により市町村  
が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二  
号に規定する第二号法定受託事務とする。

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（実施計画）</p> <p>第四十九条 施行者又は開発誘導地区内の土地を施行者から譲り受けた者（第四十七条の政令において特別の定めをするものを譲り受けた者を除く。）は、当該地区内の土地を当該土地の上に建設されることとなる施設の敷地として造成しようとするとき（工業団地造成事業を施行しようとする場合を除く。）は、国土交通省令で定めるところにより、当該土地の造成及びその土地の上に建設されることとなる施設の建設に関する実施計画を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">2・3 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（実施計画の認可等）</p> <p>第四十九条 施行者又は開発誘導地区内の土地を施行者から譲り受けた者（第四十七条の政令において特別の定めをするものを譲り受けた者を除く。）は、当該地区内の土地を当該土地の上に建設されることとなる施設の敷地として造成しようとするとき（工業団地造成事業を施行しようとする場合を除く。）は、国土交通省令で定めるところにより、当該土地の造成及びその土地の上に建設されることとなる施設の建設に関する実施計画を定め、<u>国及び地方公共団体以外の者にあつては都道府県知事の認可を受け、市町村にあつては、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。</u>これを変更しようとする場合（<u>国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。</u>）においても同様とする。</p> <p style="text-align: center;">2・3 （略）</p>

○ 都市モノレールの整備の促進に関する法律（昭和四十七年法律第二百二十九号）（抄）（第二百二十七条関係）（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（都市モノレールについての都市計画）          第三条 都市モノレールは、その路線が都市計画区域内に存する部分          については、都市計画において定めるよう努めるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（都市モノレールについての都市計画）          第三条 都市モノレールは、その路線が都市計画区域内に存する部分          については、都市計画において定めるものとする。</p>

改正案	現行
<p>（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 基本計画においては、<u>おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。</u></p> <p>一・二（略）</p> <p>三  <u>地方公共団体の設置に係る都市公園（都市公園法第二条第一項に規定する都市公園をいう。以下同じ。）の整備の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針に関する事項</u></p>	<p>（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三  次に掲げる事項のうち必要なもの</p> <p>イ  <u>地方公共団体の設置に係る都市公園（都市公園法第二条第一項に規定する都市公園をいう。以下同じ。）の整備の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針に関する事項</u></p> <p>ロ  <u>特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項で次に掲げるもの</u></p> <p>【1】 <u>緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項</u></p> <p>【2】 <u>第十七条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項</u></p> <p>【3】 <u>第二十四条第一項の規定による管理協定（次章第一節及び第二節において単に「管理協定」という。）に基づく緑地の管理に関する事項</u></p> <p>【4】 <u>その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項</u></p> <p>ハ  <u>緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項</u></p>

- 四 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項で次に掲げるもの
    - イ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
    - ロ 第十七条の規定による土地の買入れ及び買入れ土地の管理に関する事項
    - ハ 第二十四条第一項の規定による管理協定（次章第一節及び第二節において単に「管理協定」という。）に基づく緑地の管理に関する事項
    - ニ 第五十五条第一項又は第二項の規定による市民緑地契約（次章第一節及び第二節において単に「市民緑地契約」という。）に基づく緑地の管理に関する事項
  - 五 緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
  - 六 緑化地域における緑化の推進に関する事項
  - 七 緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項
- 3 (略)
- 4 市町村は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるも

- ニ 緑化地域における緑化の推進に関する事項
  - ホ 緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項
- 3 (略)
- 4 市町村は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

のとする。

5 市町村は、基本計画に第二項第三号に掲げる事項（都道府県の設置に係る都市公園の整備の方針に係るものに限る。）を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。

6 町村は、基本計画に第二項第四号イに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議してその同意を得、同号ロからニまでに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならない。

7 市町村は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

8 (略)

(緑地保全計画)

第六条 緑地保全地域に関する都市計画が定められた場合においては、都道府県（市の区域内にあつては、当該市。以下「都道府県等」という。）は、当該緑地保全地域内の緑地の保全に関する計画（以下「緑地保全計画」という。）を定めなければならない。

2 緑地保全計画には、第八条の規定による行為の規制又は措置の基準を定めるものとする。

5 市町村は、基本計画に第二項第三号イに掲げる事項（都道府県の設置に係る都市公園の整備の方針に係るものに限る。）を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。

6 市町村は、基本計画に第二項第三号ロに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、この限りでない。

7 市町村は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

8 (略)

(緑地保全計画)

第六条 緑地保全地域に関する都市計画が定められた場合においては、都道府県は、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴いて、当該緑地保全地域内の緑地の保全に関する計画（以下「緑地保全計画」という。）を定めなければならない。

2 緑地保全計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第八条の規定による行為の規制又は措置の基準

3| 緑地保全計画には、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項を定めることができる。

- 一| 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
- 二| 管理協定に基づく緑地の管理に関する事項
- 三| 市民緑地契約に基づく緑地の管理に関する事項その他緑地保全地域内の緑地の保全に関する必要な事項

4| (略)

5| 都道府県等は、緑地保全計画を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県にあつては関係町村及び都道府県都市計画審議会の意見を、市にあつては市町村都市計画審議会（当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。

6| 都道府県等は、緑地保全計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県にあつては関係町村に通知しなければならない。

(標識の設置等)

第七条 都道府県等は、緑地保全地域に関する都市計画が定められたときは、その区域内における標識の設置その他の適切な方法により、その区

二| 次に掲げる事項のうち必要なもの

- イ| 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
- ロ| 管理協定に基づく緑地の管理に関する事項
- ハ| その他緑地保全地域内の緑地の保全に関する必要な事項

(新設)

3| (略)

(新設)

4| 都道府県は、緑地保全計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村に通知しなければならない。

(標識の設置等)

第七条 都道府県は、緑地保全地域に関する都市計画が定められたときは、その区域内に、緑地保全地域である旨を表示した標識を設けなければ

域が緑地保全地域である旨を明示しなければならない。

2・3 (略)

4 都道府県等は、第一項の規定による行為（緑地保全地域内における標識の設置に係るものに限る。）により損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

5 前項の規定による損失の補償については、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）と損失を受けた者が協議しなければならない。

6 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県知事等又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（緑地保全地域における行為の届出等）

第八条 緑地保全地域（特別緑地保全地区及び第二十条第二項に規定する地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域を除く。以下この条において同じ。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事等にその旨を届け出なければならない。

一（五） (略)

2 都道府県知事等は、緑地保全地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、当該緑地の保全のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、緑地保全計

ならない。

2・3 (略)

4 都道府県は、第一項の規定による行為により損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

5 前項の規定による損失の補償については、都道府県知事と損失を受けた者が協議しなければならない。

6 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県知事又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（緑地保全地域における行為の届出等）

第八条 緑地保全地域（特別緑地保全地区及び第二十条第二項に規定する地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域を除く。以下この条において同じ。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

一（五） (略)

2 都道府県知事は、緑地保全地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、当該緑地の保全のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、緑地保全計画

画で定める基準に従い、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 (略)

4 都道府県知事等は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

5 (略)

6 都道府県知事等は、当該緑地の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

7 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体（港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）に規定する港務局を含む。以下この条において同じ。）が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事等にその旨を通知しなければならない。

8 都道府県知事等は、前項後段の通知があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、緑地保全計画で定める基準に従い、当該緑地の保全のためとるべき措置について協議を求めることができる。

で定める基準に従い、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 (略)

4 都道府県知事は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

5 (略)

6 都道府県知事は、当該緑地の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

7 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体（港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）に規定する港務局を含む。以下この条において同じ。）が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

8 都道府県知事は、前項後段の通知があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、緑地保全計画で定める基準に従い、当該緑地の保全のためとるべき措置について協議を求めることができる。

9 次に掲げる行為については、第一項、第二項、第七項後段及び前項の規定は、適用しない。

一〇七 (略)

八 市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に關連して必要とされる施設の整備に關する事項に従つて行う行為

九 (略)

(原状回復命令等)

第九条 都道府県知事等は、前条第二項の規定による処分に違反した者がある場合においては、その者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、都道府県知事等又はそ

9 次に掲げる行為については、第一項、第二項、第七項後段及び前項の規定は、適用しない。

一〇七 (略)

八 第五十五条第一項又は第二項の規定による市民緑地契約（次節において単に「市民緑地契約」という。）において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に關連して必要とされる施設の整備に關する事項に従つて行う行為

九 (略)

(原状回復命令等)

第九条 都道府県知事は、前条第二項の規定による処分に違反した者がある場合においては、その者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、都道府県知事又はそ

はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 (略)

(損失の補償)

第十条 都道府県等は、第八条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合における当該処分に係る行為については、この限りでない。

一・二 (略)

2 (略)

(報告及び立入検査等)

第十一条 都道府県知事等は、緑地保全地域内の緑地の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、第八条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 都道府県知事等は、第八条及び第九条の規定の施行に必要な限度において、当該職員をして、緑地保全地域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第八条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為が当該緑地の保全に及ぼす影響を調査させることができる。

の命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 (略)

(損失の補償)

第十条 都道府県等は、第八条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合における当該処分に係る行為については、この限りでない。

一・二 (略)

2 (略)

(報告及び立入検査等)

第十一条 都道府県知事は、緑地保全地域内の緑地の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、第八条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、第八条及び第九条の規定の施行に必要な限度において、当該職員をして、緑地保全地域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第八条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為が当該緑地の保全に及ぼす影響を調査させることができる。

きる。

3・4 (略)

(標識の設置等についての準用)

第十三条 第七条の規定は、特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「緑地保全地域である」とあるのは「特別緑地保全地区である」と、同条第二項及び第四項中「緑地保全地域」とあるのは「特別緑地保全地区」と読み替えるものとする。

(特別緑地保全地区における行為の制限)

第十四条 特別緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事等の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの、当該特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

一〇五 (略)

2 都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が当該緑地の保全上支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

3 都道府県知事等は、第一項の許可の申請があつた場合において、当該

る。

3・4 (略)

(標識の設置等についての準用)

第十三条 第七条の規定は、特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「緑地保全地域である」とあるのは「特別緑地保全地区である」と、同条第二項中「緑地保全地域」とあるのは「特別緑地保全地区」と読み替えるものとする。

(特別緑地保全地区における行為の制限)

第十四条 特別緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの、当該特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

一〇五 (略)

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が当該緑地の保全上支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

3 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、当該緑

緑地の保全のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる。

4 特別緑地保全地区内において第一項ただし書の政令で定める行為に該当する行為で同項各号に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事等にその旨を通知しなければならない。

5 特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際当該特別緑地保全地区内において既に第一項各号に掲げる行為に着手している者は、その都市計画が定められた日から起算して三十日以内に、都道府県知事等にその旨を届け出なければならない。

6 特別緑地保全地区内において非常災害のため必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都道府県知事等にその旨を届け出なければならない。

7 都道府県知事等は、第四項の通知又は第五項若しくは前項の届出があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、通知又は届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

8 国の機関又は地方公共団体（港湾法に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。）が行う行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事等に協議しなければならない。

9 (略)

地の保全のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる。

4 特別緑地保全地区内において第一項ただし書の政令で定める行為に該当する行為で同項各号に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事等にその旨を通知しなければならない。

5 特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際当該特別緑地保全地区内において既に第一項各号に掲げる行為に着手している者は、その都市計画が定められた日から起算して三十日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

6 特別緑地保全地区内において非常災害のため必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

7 都道府県知事は、第四項の通知又は第五項若しくは前項の届出があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、通知又は届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

8 国の機関又は地方公共団体（港湾法に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。）が行う行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

9 (略)

(土地の買入れ)

第十七条 都道府県等は、特別緑地保全地区内の土地で当該緑地の保全上必要があると認めるものについて、その所有者から第十四条第一項の許可を受けることができなためその土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地を買い入れるべき旨の申出があつた場合においては、第三項の規定による買入れが行われる場合を除き、これを買い入れるものとする。

2 前項の規定による申出があつたときは、都道府県知事にあつては当該土地の買入れを希望する町村又は第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構（第六十九条第一号ハに掲げる業務を行うものに限る。以下この条及び次条において単に「緑地管理機構」という。）を、市長にあつては当該土地の買入れを希望する都道府県又は緑地管理機構を、当該土地の買入れの相手方として定めることができる。

3 前項の場合においては、土地の買入れの相手方として定められた都道府県、町村又は緑地管理機構が、当該土地を買い入れるものとする。

4 (略)

(買入れた土地の管理)

第十八条 都道府県、市町村又は緑地管理機構は、前条第一項又は第三項の規定により買入れた土地については、この法律の目的に適合するよう、かつ、第四条第二項第四号ロに掲げる事項を定める基本計画が定められた場合にあつては、当該事項に従つて管理しなければならない。

(土地の買入れ)

第十七条 都道府県は、特別緑地保全地区内の土地で当該緑地の保全上必要があると認めるものについて、その所有者から第十四条第一項の許可を受けることができなためその土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地を買い入れるべき旨の申出があつた場合においては、第三項の規定による買入れが行われる場合を除き、これを買い入れるものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による申出があつたときは、当該土地の買入れを希望する市町村又は第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構（第六十九条第一号ハに掲げる業務を行うものに限る。）を当該土地の買入れの相手方として定めることができる。

3 前項の場合においては、土地の買入れの相手方として定められた市町村又は前項の緑地管理機構が、当該土地を買い入れるものとする。

4 (略)

(買入れた土地の管理)

第十八条 都道府県、市町村又は前条第二項の緑地管理機構は、同条第一項又は第三項の規定により買入れた土地については、この法律の目的に適合するよう、かつ、第四条第二項第三号ロ(2)に掲げる事項を定める基本計画が定められた場合にあつては、当該事項に従つて管理しなければならない。

(地区計画等緑地保全条例)

第二十条 市町村は、地区計画等(都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。)の区域(地区整備計画(同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。)、防災街区整備地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十二条第二項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。)、沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。))若しくは集落地区整備計画(集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。)において、現に存する樹林地、草地等(緑地であるものに限る。次項において同じ。)で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項が定められている区域又は歴史的風致維持向上地区整備計画(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第三十条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。))において、現に存する樹林地、草地その他の緑地で歴史的風致(同法第一条に規定する歴史的風致をいう。第三項において同じ。)の維持及び向上を図るとともに、良好な居住環境を確保するために必要なものの保全に関する事項が定められている区域(同項において「歴史的風致維持向上地区整備計画区域」という。))

(地区計画等緑地保全条例)

第二十条 市町村は、地区計画等(都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。)の区域(地区整備計画(同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。))、防災街区整備地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十二条第二項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。))、沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第九条第二項第二号に規定する沿道地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。))若しくは集落地区整備計画(集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。)において、現に存する樹林地、草地等(緑地であるものに限る。次項において同じ。)で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項が定められている区域又は歴史的風致維持向上地区整備計画(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第三十条第二項第四号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。))において、現に存する樹林地、草地その他の緑地で歴史的風致(同法第一条に規定する歴史的風致をいう。第三項において同じ。)の維持及び向上を図るとともに、良好な居住環境を確保するために必要なものの保全に関する事項が定められている区域(同項において「歴史的風致維持向上地区整備計画区域」という。))

に限り、特別緑地保全地区を除く。)内において、条例で、当該区域内における第十四条第一項各号に掲げる行為について、市町村長の許可を受けなければならないこととすることができる。

254 (略)

(標識の設置等についての準用)

第二十一条 第七条の規定は、地区計画等緑地保全条例が定められた場合について準用する。この場合において、同条第一項及び第四項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、同条第一項中「緑地保全地域である」とあるのは「地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域である」と、同条第二項及び第四項中「緑地保全地域」とあるのは「地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域」と、同条第五項中「都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)」とあるのは「市町村長」と、同条第六項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

(損失の補償についての準用)

第二十三条 第十条の規定は、地区計画等緑地保全条例による許可を受けられないため損失を受けた者がある場合について準用する。この場合において、同条第一項本文中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、同項第一号及び第二号中「第八条第一項の届出」とあるのは「地区計画等緑地保全条例による許可の申請」と、同号口中「緑地保全地域に関する都市計画」とあるのは「地区計画等緑地保全条例」と、同条第

に限り、特別緑地保全地区を除く。)内において、条例で、当該区域内における第十四条第一項各号に掲げる行為について、市町村長の許可を受けなければならないこととすることができる。

254 (略)

(標識の設置等についての準用)

第二十一条 第七条の規定は、地区計画等緑地保全条例が定められた場合について準用する。この場合において、同条第一項及び第四項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、同条第一項中「緑地保全地域である」とあるのは「地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域である」と、同条第五項及び第六項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

(損失の補償についての準用)

第二十三条 第十条の規定は、地区計画等緑地保全条例による許可を受けられないため損失を受けた者がある場合について準用する。この場合において、同条第一項本文中「都道府県」とあるのは「市町村」と、同項第一号及び第二号中「第八条第一項の届出」とあるのは「地区計画等緑地保全条例による許可の申請」と、同号口中「緑地保全地域に関する都市計画」とあるのは「地区計画等緑地保全条例」と、同条第二

二項において準用する第七条第五項中「都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）」とあるのは「市町村長」と、第十条第二項において準用する第七条第六項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

（管理協定の締結等）

第二十四条（略）

2（略）

3 管理協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 緑地保全地域内の緑地に係る管理協定については、基本計画及び緑地保全計画との調和が保たれ、かつ、緑地保全計画に第六条第三項第二号に掲げる事項が定められている場合にあつては当該事項に従つて管理を行うものであること。
- 二 特別緑地保全地区内の緑地に係る管理協定については、基本計画との調和が保たれ、かつ、基本計画に第四条第二項第四号に掲げる事項が定められている場合にあつては当該事項に従つて管理を行うものであること。

三・四（略）

4 地方公共団体又は第一項の緑地管理機構は、管理協定に同項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事等と協議し、その同意を得なければならない。ただし、都道府県が当該都道府県の区域（市の区域を除く。）内の土地に

項において準用する第七条第五項及び第六項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

（管理協定の締結等）

第二十四条（略）

2（略）

3 管理協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 緑地保全地域内の緑地に係る管理協定については、基本計画及び緑地保全計画との調和が保たれ、かつ、緑地保全計画に第六条第二項第二号に掲げる事項が定められている場合にあつては当該事項に従つて管理を行うものであること。
- 二 特別緑地保全地区内の緑地に係る管理協定については、基本計画との調和が保たれ、かつ、基本計画に第四条第二項第三号（3）に掲げる事項が定められている場合にあつては当該事項に従つて管理を行うものであること。

三・四（略）

4 地方公共団体又は第一項の緑地管理機構は、管理協定に同項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事（当該土地が指定都市の区域内に存する場合にあつては当該指定都市の長、当該土地が中核市の区域内に存する場合にあ

ついて、又は市が当該市の区域内の土地について管理協定を締結する場合、この限りでない。

5 (略)

(国の補助)

第三十一条 国は、都道府県等が行う第十六条において読み替えて準用する第十条第一項の規定による損失の補償及び第十七条第一項の規定による土地の買入れ並びに都道府県又は町村が行う同条第三項の規定による土地の買入れに要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

2 (略)

第三十二条 削除

つては当該中核市の長」と協議し、その同意を得なければならない。ただし、都道府県が当該都道府県の区域（指定都市の区域及び中核市の区域を除く。）内の土地について、指定都市が当該指定都市の区域内の土地について、又は中核市が当該中核市の区域内の土地について管理協定を締結する場合は、この限りでない。

5 (略)

(国の補助)

第三十一条 国は、都道府県が行う第十六条において読み替えて準用する第十条第一項の規定による損失の補償及び第十七条第一項の規定による土地の買入れ並びに市町村が行う同条第三項の規定による土地の買入れに要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

2 (略)

(大都市等の特例)

第三十二条 この章（前節を除く。以下この条において同じ。）の規定により、都道府県が処理することとされている事務は、指定都市及び中核市においては、当該指定都市又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この章の規定中都道府県に関する規定（次項の規定により読み替えて適用するものを除く。）は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

第三十九条 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。）、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画又は沿道地区整備計画において建築物の緑化率の最低限度が定められている区域に限る。）内において、当該地区計画等の内容として定められた建築物の緑化率の最低限度を、条例で、建築物の新築又は増築及び当該新築又は増築をした建築物の維持保全に関する制限として定めることができる。

2・3（略）

（市民緑地契約の締結等）

第五十五条（略）

2 地方公共団体又は前項の緑地管理機構は、緑地保全地域、特別緑地保全地区若しくは第四条第二項第五号の地区内の緑地の保全又は緑化地域若しくは同項第七号の地区内の緑化の推進のため必要があると認めると

2 前項の場合においては、第六条第一項中「関係市町村及び都道府県都市計画審議会」とあるのは「市町村都市計画審議会（当該中核市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該中核市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）」と、同条第四項中「公表するとともに、関係市町村に通知しなければ」とあるのは「公表しなければ」とする。

第三十九条 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。）、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画又は沿道地区整備計画において建築物の緑化率の最低限度が定められている区域に限る。）内において、当該地区計画等の内容として定められた建築物の緑化率の最低限度を、条例で、建築物の新築又は増築及び当該新築又は増築をした建築物の維持保全に関する制限として定めることができる。

2・3（略）

（市民緑地契約の締結等）

第五十五条（略）

2 地方公共団体又は前項の緑地管理機構は、緑地保全地域、特別緑地保全地区若しくは第四条第二項第三号ハの地区内の緑地の保全又は緑化地域若しくは同号ホの地区内の緑化の推進のため必要があると認めるとき

きは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による土地等の所有者の申出がない場合であつても、当該地区内における同項に規定する土地等の所有者と市民緑地契約を締結して、当該土地等に市民緑地を設置し、これを管理することができる。

3・4 (略)

5 地方公共団体は、首都圏近郊緑地保全区域、近畿圏近郊緑地保全区域、緑地保全地域、特別緑地保全地区又は地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域内の土地について締結する市民緑地契約に第一項第二号口に掲げる事項を定めようとする場合においては、あらかじめ、当該市民緑地契約の対象となる土地の区域が第一号に掲げるものである場合にあっては同号に定める者に当該事項を届け出、第二号又は第三号に掲げるものである場合にあってはそれぞれ第二号又は第三号に定める者と当該事項について協議しその同意を得なければならない。

一 首都圏近郊緑地保全区域（緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。以下この条及び第五十八条第一項において同じ。）及び近畿圏近郊緑地保全区域（緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。以下この条及び第五十八条第二項において同じ。）内の土地の区域 都府県知事（当該土地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市の長）

二 緑地保全地域（地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域を除く。第八項において同じ。）及び特別緑地保全地区内の土地の区域

は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による土地等の所有者の申出がない場合であつても、当該地区内における同項に規定する土地等の所有者と市民緑地契約を締結して、当該土地等に市民緑地を設置し、これを管理することができる。

3・4 (略)

5 地方公共団体又は第一項の緑地管理機構は、首都圏近郊緑地保全区域、近畿圏近郊緑地保全区域、緑地保全地域、特別緑地保全地区又は地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域内の土地について締結する市民緑地契約に第一項第二号口に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、当該市民緑地契約の対象となる土地の区域が第一号に掲げるものである場合にあっては同号に定める者と協議し、第二号又は第三号に掲げるものである場合にあってはそれぞれ第二号又は第三号に定める者と協議しその同意を得なければならない。

一 首都圏近郊緑地保全区域及び近畿圏近郊緑地保全区域（緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。次項において同じ。）内の土地の区域 都府県知事（当該土地が指定都市の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市の長）

二 緑地保全地域（地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域を除く。次項において同じ。）及び特別緑地保全地区内の土地の区域

都道府県知事等

三 (略)

6| 首都圏保全法第七条第二項の規定は首都圏近郊緑地保全区域内の土地について前項の規定による届出があつた場合について、近畿圏保全法第八条第二項の規定は近畿圏近郊緑地保全区域内の土地について前項の規定による届出があつた場合について準用する。

7| 第一項の緑地管理機構は、首都圏近郊緑地保全区域、近畿圏近郊緑地保全区域、緑地保全地域、特別緑地保全地区又は地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域内の土地について締結する市民緑地契約に同項第二号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、当該市民緑地契約の対象となる土地の区域が第五項第一号に掲げるものである場合にあつては同号に定める者と協議し、同項第二号又は第三号に掲げるものである場合にあつてはそれぞれ同項第二号又は第三号に定める者と協議しその同意を得なければならない。

8| 第五項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 (略)

二 緑地保全地域又は特別緑地保全地区内において、都道府県が当該都道府県の区域(市の区域を除く。)内の土地について、又は市が当該市の区域内の土地についてそれぞれ市民緑地契約を締結する場合

都道府県知事(当該土地が指定都市の区域内に存する場合にあつては当該指定都市の長、当該土地が中核市の区域内に存する場合にあつては当該中核市の長)

三 (略)

(新設)

(新設)

6| 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 (略)

二 緑地保全地域又は特別緑地保全地区内において、都道府県が当該都道府県の区域(指定都市の区域及び中核市の区域を除く。)内の土地について、指定都市が当該指定都市の区域内の土地について、又は中核市が当該中核市の区域内の土地についてそれぞれ市民緑地契約を締結する場合

三 (略)

9 | (略)

(首都圏保全法等の特例)

第五十八条 首都圏近郊緑地保全区域内において行う行為で、市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従って行うものについては、首都圏保全法第七条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 近畿圏近郊緑地保全区域内において行う行為で、市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従って行うものについては、近畿圏保全法第八条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(緑化施設整備計画の認定)

第六十条 緑化地域又は第四条第二項第七号の地区内の建築物の敷地内において緑化施設を整備しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該緑化施設の整備に関する計画（以下「緑化施設整備計画」という。）を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

2 (略)

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に

三 (略)

7 | (略)

(首都圏保全法等の特例)

第五十八条 首都圏近郊緑地保全区域（緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。）内において行う行為で、市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従って行うものについては、首都圏保全法第七条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 近畿圏近郊緑地保全区域（緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。）内において行う行為で、市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従って行うものについては、近畿圏保全法第八条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(緑化施設整備計画の認定)

第六十条 緑化地域又は第四条第二項第三号の地区内の建築物の敷地内において緑化施設を整備しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該緑化施設の整備に関する計画（以下「緑化施設整備計画」という。）を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

2 (略)

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に

処する。

一・二 (略)

三 第八条第二項の規定による都道府県知事等の命令又は第七十一条の規定による都道府県知事の命令に違反する行為をした者

四・五 (略)

処する。

一・二 (略)

三 第八条第二項又は第七十一条の規定による都道府県知事の命令に違反する行為をした者

四・五 (略)

改正案	現行
<p>（標識の設置等）</p> <p>第六条 市町村は、生産緑地地区に関する都市計画が定められたときは、その地区内における標識の設置その他の適切な方法により、その地区が生産緑地地区である旨を明示しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 市町村は、第一項の規定による行為（生産緑地地区内における標識の設置に係るものに限る。）により損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>5・6 （略）</p>	<p>（標識の設置等）</p> <p>第六条 市町村は、生産緑地地区に関する都市計画が定められたときは、その地区内に、これを表示する標識を設置しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 市町村は、第一項の規定による行為により損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>5・6 （略）</p>

改正案	現行
<p>（都道府県計画）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めるとともに、都道府県計画を国土交通大臣に報告しなければならぬ。</p> <p>6～9（略）</p> <p>（市町村計画）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 市町村は、市町村計画を定める場合には、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>5 市町村は、市町村計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村計画を都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>6・7（略）</p>	<p>（都道府県計画）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>6～9（略）</p> <p>（市町村計画）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 市町村は、市町村計画を定める場合には、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>5 市町村は、市町村計画を定めたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>6・7（略）</p>

(土地利用基本計画)

第九条 (略)

2～12 (略)

13 都道府県は、土地利用基本計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めなければならない。

14 (略)

(土地利用基本計画)

第九条 (略)

2～12 (略)

13 都道府県は、土地利用基本計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

14 (略)

○ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（抄）（第三百三十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（住宅市街地の開発整備の方針）</p> <p>第四条 大都市地域（その周辺の自然的及び社会的に密接な関係がある地域を含む。）に係る都市計画区域で住宅及び住宅地の供給を促進するため良好な住宅市街地の開発整備を図るべきものとして国土交通大臣が指定するものにおいては、都市計画に、次に掲げる事項を明らかにした住宅市街地の開発整備の方針を定めるよう努めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（土地区画整理促進区域に関する都市計画）</p> <p>第五条 大都市地域内の市街化区域のうち、次に掲げる要件に該当する土地の区域については、都市計画に土地区画整理促進区域を定めることができる。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 当該区域の大部分が次のイ又はロに掲げる地域又は区域内にあること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 都市計画法第八条第一項第一号の近隣商業地域、商業地域又は準</p>	<p>（住宅市街地の開発整備の方針）</p> <p>第四条 大都市地域（その周辺の自然的及び社会的に密接な関係がある地域を含む。）に係る都市計画区域で住宅及び住宅地の供給を促進するため良好な住宅市街地の開発整備を図るべきものとして国土交通大臣が指定するものにおいては、都市計画に、次に掲げる事項を明らかにした住宅市街地の開発整備の方針を定めなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（土地区画整理促進区域に関する都市計画）</p> <p>第五条 大都市地域内の市街化区域のうち、次に掲げる要件に該当する土地の区域については、都市計画に土地区画整理促進区域を定めることができる。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 当該区域の大部分が次のイ又はロに掲げる地域又は区域内にあること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 都市計画法第八条第一項第一号の近隣商業地域、商業地域又は準</p>

工業地域内の同法第十二条の四第一項第一号に規定する地区計画（当該地区計画の整備、開発及び保全に関する方針において住宅市街地を開発することが定められているものに限る。）が定められている区域のうち、同法第十二条の五第二項第一号に掲げる地区整備計画が定められている区域（当該地区整備計画において建築物の用途の制限として建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）別表第二（と）項に掲げる建築物を建築してはならないことが定められており、かつ、同法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で建築物の用途の制限として同表（と）項に掲げる建築物を建築してはならないことが定められているものに限る。）

工業地域内の同法第十二条の四第一項第一号に規定する地区計画（当該地区計画の整備、開発及び保全に関する方針において住宅市街地を開発することが定められているものに限る。）が定められている区域のうち、同法第十二条の五第二項第三号に掲げる地区整備計画が定められている区域（当該地区整備計画において建築物の用途の制限として建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）別表第二（と）項に掲げる建築物を建築してはならないことが定められており、かつ、同法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で建築物の用途の制限として同表（と）項に掲げる建築物を建築してはならないことが定められているものに限る。）

3 (略)

3 (略)

(建築行為等の制限)

(建築行為等の制限)

第七条 土地区画整理促進区域内において土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

第七条 土地区画整理促進区域内において土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 一三 (略)

一 一三 (略)

2 一四 (略)

2 一四 (略)

(施行地区)

第十二条 特定土地区画整理事業の事業計画においては、特定土地区画整理事業を施行する土地の区域（以下この章において「施行地区」という。）は、当該土地区画整理促進区域の他の部分についての特定土地区画整理事業の施行を困難にしないものとなるように定めなければならない。

(住宅街区整備促進区域に関する都市計画)

第二十四条 大都市域内の市街化区域のうち、次に掲げる要件に該当する土地の区域については、都市計画に住宅街区整備促進区域を定めることができる。

- 一 都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区内で、かつ、当該区域の大部分が次のイ又はイ及びロに掲げる地域又は区域内にあること。
- イ (略)
- ロ 次の(1)又は(2)に掲げる地域又は区域

(1) (略)

- (2) 都市計画法第八条第一項第一号の近隣商業地域、商業地域又は準工業地域内の同法第十二条の四第一項第一号に規定する地区計画（当該地区計画の整備、開発及び保全に関する方針において住宅街区を整備することが定められているものに限る。）が定められている区域のうち、同法第十二条の五第二項第一号に掲げる地

(施行地区の面積等)

第十二条 特定土地区画整理事業の事業計画においては、特定土地区画整理事業を施行する土地の区域（以下この章において「施行地区」という。）は、その面積が〇・五ヘクタール以上で、かつ、当該土地区画整理促進区域の他の部分についての特定土地区画整理事業の施行を困難にしないものとなるように定めなければならない。

(住宅街区整備促進区域に関する都市計画)

第二十四条 大都市域内の市街化区域のうち、次に掲げる要件に該当する土地の区域については、都市計画に住宅街区整備促進区域を定めることができる。

- 一 都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区内で、かつ、当該区域の大部分が次のイ又はイ及びロに掲げる地域又は区域内にあること。
- イ (略)
- ロ 次の(1)又は(2)に掲げる地域又は区域

(1) (略)

- (2) 都市計画法第八条第一項第一号の近隣商業地域、商業地域又は準工業地域内の同法第十二条の四第一項第一号に規定する地区計画（当該地区計画の整備、開発及び保全に関する方針において住宅街区を整備することが定められているものに限る。）が定められている区域のうち、同法第十二条の五第二項第三号に掲げる地

区整備計画が定められている区域（当該地区整備計画において建築物の用途の制限として建築基準法別表第二（と）項に掲げる建築物を建築してはならないことが定められており、かつ、同法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で建築物の用途の制限として同表（と）項に掲げる建築物を建築してはならないことが定められているものに限る。）

二（四）（略）

2 住宅街区整備促進区域に関する都市計画においては、都市計画法第十條の二第二項に定める事項のほか、住宅街区としての整備の方針を定めるよう努めるものとする。

3 （略）

（建築行為等の制限）

第二十六条 住宅街区整備促進区域内において土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。次項において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一（三）（略）

二（四）（略）

（障害物の伐除及び土地の試掘等）

第六十四条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測

区整備計画が定められている区域（当該地区整備計画において建築物の用途の制限として建築基準法別表第二（と）項に掲げる建築物を建築してはならないことが定められており、かつ、同法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で建築物の用途の制限として同表（と）項に掲げる建築物を建築してはならないことが定められているものに限る。）

二（四）（略）

2 住宅街区整備促進区域に関する都市計画においては、都市計画法第十條の二第二項に定める事項のほか、住宅街区としての整備の方針を定めるものとする。

3 （略）

（建築行為等の制限）

第二十六条 住宅街区整備促進区域内において土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一（三）（略）

二（四）（略）

（障害物の伐除及び土地の試掘等）

第六十四条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測

量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行うおうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都府県知事（市の区域内において個人施行者となろうとする者若しくは組合が試掘等を行うおうとし、又は第二十九条第三項の規定により住宅街区整備事業を施行し、若しくは施行しようとする市が試掘等を行うおうとする場合）にあつては、当該市の長。以下この項及び次条第二項において同じ。）の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2・3 (略)

(建築行為等の制限)

第六十七条 次に掲げる公告があつた日後、第八十三条において準用する土地区画整理法第百三条第四項の規定による公告がある日までは、施行地区内において、住宅街区整備事業の施行の障害となるおそれがある土

量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行うおうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2・3 (略)

(建築行為等の制限)

第六十七条 次に掲げる公告があつた日後、第八十三条において準用する土地区画整理法第百三条第四項の規定による公告がある日までは、施行地区内において、住宅街区整備事業の施行の障害となるおそれがある土

地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都府県知事（市の区域内において個人施行者若しくは組合が施行し、又は市が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業にあつては、当該市の長）の許可を受けなければならない。

一〇四（略）

2（略）

（換地計画）

第七十三条 換地計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

一〇五（略）

（削除）

（建物の区分所有等に関する法律の特例等）

第百条 施行者は、政令で定めるところにより、施設住宅及びその敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。この場合において、施行者が個人施行者、組合、機構又は地方公社であるときは、政令で定めるところにより、その管理規約について都府県知事の認可を受けなければならない。

地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都府県知事の許可を受けなければならない。

一〇四（略）

2（略）

（換地計画）

第七十三条 換地計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

一〇五（略）

六 その他国土交通省令で定める事項

（建物の区分所有等に関する法律の特例等）

第百条 施行者は、政令で定めるところにより、施設住宅及びその敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。この場合において、施行者が個人施行者、組合、機構又は地方公社であるときは、政令で定めるところにより、その管理規約について都府県知事の認可を受けなければならない。施行者が市町村であるときは、政令で定めるところにより、その管理規約について都府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

2 (略)

(監督処分)

第百四条 都府県知事(第七条第一項、第二十六条第一項又は第六十七条第一項の規定により市の長の許可を受けなければならない場合にあつては、当該市の長。次項において同じ。)は、第七条第一項、第二十六条第一項又は第六十七条第一項の規定に違反した者又は前条の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、良好な住宅市街地を開発し、又は良好な住宅街区を整備するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

2・3 (略)

(事務の区分)

第百九条の二 (略)

2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一・二 (略)

三 第六十四条第一項(土地の試掘等に係る部分を除く。)及び第三項並びに第七十一条において準用する土地区画整理法第七十七条第五項

2 (略)

(監督処分)

第百四条 都府県知事は、第七条第一項、第二十六条第一項又は第六十七条第一項の規定に違反した者又は前条の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、良好な住宅市街地を開発し、又は良好な住宅街区を整備するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

2・3 (略)

(事務の区分)

第百九条の二 (略)

2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一・二 (略)

三 第六十四条第一項及び第三項並びに第七十一条において準用する土地区画整理法第七十七条第五項後段(第一百一条において準用する同法

後段（第百一条において準用する同法第百三十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事務（個人施行者、組合、市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）

第百三十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事務（個人施行者、組合、市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）

改正案	現行
<p>（国際観光文化都市の整備に関する事業計画）</p> <p>第三条 国際観光文化都市の長は、第一条の目的に照らし、かつ、流動人口の状況を考慮して特に必要とされる都市公園、下水道、道路及びその他政令で定める施設の整備に関する事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出することができる。</p> <p>2 事業計画には、前項の施設の整備に関する事業の概要、経費の概算その他国際観光文化都市の長が必要と認める事項について定めるものとする。</p> <p>（削る）</p>	<p>（国際観光文化都市の整備に関する事業計画）</p> <p>第三条 国際観光文化都市の長は、第一条の目的に照らし、かつ、流動人口の状況を考慮して特に必要とされる都市公園、下水道、道路及びその他政令で定める施設の整備に関する事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 事業計画には、前項の施設の整備に関する事業の概要及び経費の概算並びに流動人口の状況について定めるものとする。</p> <p>3 事業計画は、二年ごとに、事業の進行状況等の調査の結果に基づき必要な改定を行うものとする。この場合においては、前二項の規定を準用する。</p>

改正案	現行
<p>（航空機騒音対策基本方針）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の位置及び区域に関する基本的事項</p> <p>二 航空機の騒音により生ずる障害の防止に配慮した土地利用に関する基本的事項</p> <p>（削除）</p> <p>3 前項各号に掲げるもののほか、基本方針においては、航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な施設及び航空機の騒音により生ずる障害の防止に配慮した土地利用のための施設の整備に関する基本的事項について定めるよう努めるものとする。</p> <p>4 5 6（略）</p> <p>7 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、第二項各号に掲げる事項に係る部分について、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、国土交通大臣は、同</p>	<p>（航空機騒音対策基本方針）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の位置及び区域に関する基本的事項</p> <p>二 航空機の騒音により生ずる障害の防止に配慮した土地利用に関する基本的事項</p> <p>三 航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な施設、生活環境施設、産業基盤施設その他の施設であつて政令で定めるものの整備に関する基本的事項</p> <p>（新規）</p> <p>3 5（略）</p> <p>6 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、第二項第二号及び第</p>

<p>意をしようとするときは、同項第二号に掲げる事項に係る部分について関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>8  都道府県知事は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。</p> <p>9  (略)</p>	<p>三号に係る部分について関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>7  都道府県知事は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>8  (略)</p>
---	--

改正案	現行
<p>（道路交通騒音の減少等のための措置）</p> <p>第七条 第五条第一項の規定により沿道整備道路が指定された場合には、当該沿道整備道路の道路管理者及び都道府県公安委員会は、当該沿道整備道路の構造、交通の状況等を勘案して当該沿道整備道路における道路交通騒音を減少させるために必要と認められる措置を講ずるものとする。</p> <p>2 沿道整備道路の道路管理者は、前項に規定するもののほか、沿道の整備と併せて、道路交通騒音により生ずる障害の防止を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第七条の二 前条第一項の場合において、当該沿道整備道路の道路管理者及び都道府県公安委員会は、協議により、当該沿道整備道路における道路交通騒音の減少に関する計画（以下この条において「道路交通騒音減少計画」という。）を定めることができる。</p> <p>2 道路交通騒音減少計画においては、<u>おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。</u></p> <p>一・二（略）</p>	<p>（道路交通騒音の減少等のための措置）</p> <p>第七条 第五条第一項の規定により沿道整備道路が指定された場合には、当該沿道整備道路の道路管理者及び都道府県公安委員会は、協議により、当該沿道整備道路における道路交通騒音の減少に関する計画（以下この条において「道路交通騒音減少計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 道路交通騒音減少計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p>

3 沿道整備道路の道路管理者及び都道府県公安委員会は、道路交通騒音減少計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 (略)

(削る)

5| 道路交通騒音減少計画に定められた措置に関する事項に従つて行う行為については、道路法第九十五条の二（高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十四条の二において準用する場合を含む。）並びに道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一百条の二第三項及び第四項の規定は、適用しない。

(削る)

(沿道地区計画)

第九条 (略)

2 沿道地区計画については、都市計画法第十二条の四第二項に定める事項のほか、都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第二号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

(削る)

一| 緑地その他の緩衝空地及び主として当該区域内の居住者等の利用に

3 沿道整備道路の道路管理者及び都道府県公安委員会は、道路交通騒音減少計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 (略)

5| 沿道整備道路の道路管理者及び都道府県公安委員会は、道路交通騒音減少計画に従つて、それぞれ必要な措置を講ずるものとする。

6| 前項の場合において、道路交通騒音減少計画に定められた措置に関する事項に従つて行う行為については、道路法第九十五条の二（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十四条の二において準用する場合を含む。）並びに道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一百条の二第三項及び第四項の規定は、適用しない。

第七条の二 沿道整備道路の道路管理者は、前条に規定するもののほか、沿道の整備と併せて、道路交通騒音により生ずる障害の防止を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

(沿道地区計画)

第九条 (略)

2 沿道地区計画については、都市計画法第十二条の四第二項に定める事項のほか、次に掲げる事項を都市計画に定めるものとする。

一| 沿道の整備に関する方針

二| 緑地その他の緩衝空地及び主として当該区域内の居住者等の利用に

供される道路その他政令で定める施設（都市計画施設（都市計画法第四條第六項に規定する都市計画施設をいう。以下同じ。）を除く。以下「沿道地区施設」という。）並びに建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の整備並びに土地の利用その他の沿道の整備に関する計画（以下「沿道地区整備計画」という。）

二 沿道の整備に関する方針

3 (略)

4 沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画においては、第二項各号に掲げるもののほか、都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるものとする。第二号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

(削る)

一 道路、公園その他の政令で定める施設（都市計画施設及び沿道地区施設を除く。）の配置及び規模

二 土地利用に関する基本方針

5 沿道再開発等促進区を都市計画に定める際、当該沿道再開発等促進区について、当面建築物又はその敷地の整備と併せて整備されるべき公共施設の整備に関する事業が行われる見込みがないときその他前項第一号に規定する施設の配置及び規模を定めることができない特別の事情があるときは、当該沿道再開発等促進区について同号に規定する施設の配置及び規模を定めることを要しない。

6 沿道地区整備計画においては、次に掲げる事項を定めることができる。

一 四 (略)

供される道路その他政令で定める施設（都市計画施設（都市計画法第四條第六項に規定する都市計画施設をいう。以下同じ。）を除く。以下「沿道地区施設」という。）並びに建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の整備並びに土地の利用その他の沿道の整備に関する計画（以下「沿道地区整備計画」という。）

3 (略)

4 沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画においては、第二項各号に掲げるもののほか、当該沿道再開発等促進区に必要に次掲げる事項を都市計画に定めるものとする。

一 土地利用に関する基本方針

二 道路、公園その他の政令で定める施設（都市計画施設及び沿道地区施設を除く。）の配置及び規模

5 沿道再開発等促進区を都市計画に定める際、当該沿道再開発等促進区について、当面建築物又はその敷地の整備と併せて整備されるべき公共施設の整備に関する事業が行われる見込みがないときその他前項第二号に規定する施設の配置及び規模を定めることができない特別の事情があるときは、当該沿道再開発等促進区について同号に規定する施設の配置及び規模を定めることを要しない。

6 沿道地区整備計画においては、次に掲げる事項のうち、沿道地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。

一 四 (略)

(区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する沿道地区整備計画)

第九条の六 沿道地区整備計画においては、当該沿道地区整備計画の区域の特性(沿道再開発等促進区にあつては、土地利用に関する基本方針に従つて土地利用が変化した後の区域の特性)に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物を整備することが合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるときは、壁面の位置の制限(道路(都市計画において定められた計画道路及び第九条第四項第一号に規定する施設又は沿道地区施設である道路その他政令で定める施設を含む。))に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。)、壁面後退区域における工作物の設置の制限(当該壁面後退区域において連続的に有効な空地を確保するため必要なものを含むものに限る。)及び建築物の高さの最高限度を定めるものとする。

(行為の届出等)

第十条 沿道地区計画の区域(第九条第四項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められている沿道再開発等促進区又は沿道地区整備計画が定められている区域に限る。)内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他

(区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する沿道地区整備計画)

第九条の六 沿道地区整備計画においては、当該沿道地区整備計画の区域の特性(沿道再開発等促進区にあつては、土地利用に関する基本方針に従つて土地利用が変化した後の区域の特性)に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物を整備することが合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるときは、壁面の位置の制限(道路(都市計画において定められた計画道路及び第九条第四項第二号に規定する施設又は沿道地区施設である道路その他政令で定める施設を含む。))に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。)、壁面後退区域における工作物の設置の制限(当該壁面後退区域において連続的に有効な空地を確保するため必要なものを含むものに限る。)及び建築物の高さの最高限度を定めるものとする。

(行為の届出等)

第十条 沿道地区計画の区域(第九条第四項第二号に規定する施設の配置及び規模が定められている沿道再開発等促進区又は沿道地区整備計画が定められている区域に限る。)内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他

の国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一〇六 (略)

2・3 (略)

(沿道整備権利移転等促進計画の作成等)

第十条の二 市町村は、道路交通騒音により生ずる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、沿道地区計画の区域内の土地(国又は地方公共団体が所有する土地で公共施設の用に供されているもの、農地その他の政令で定める土地を除く。次条において同じ。)を対象として、所有権の移転又は地上権若しくは賃借権(臨時設備その他一時使用のためのものであることが明らかなものを除く。次項第五号、次条及び第十条の五において同じ。)の設定若しくは移転(以下この章において「権利の移転等」という。)を促進する事業を行おうとするときは、沿道整備権利移転等促進計画を定めることができる。

2 沿道整備権利移転等促進計画においては、第一号から第六号までに掲げる事項を定めるものとともに、第七号に掲げる事項を定めることができる。

一〇六 (略)

七 その他権利の移転等に係る法律関係に関する事項として国土交通省令で定める事項

3 (略)

4 市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条

の国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一〇六 (略)

2・3 (略)

(沿道整備権利移転等促進計画の作成等)

第十条の二 市町村は、道路交通騒音により生ずる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、沿道地区計画の区域内の土地(国又は地方公共団体が所有する土地で公共施設の用に供されているもの、農地その他の政令で定める土地を除く。次条において同じ。)を対象として、所有権の移転又は地上権若しくは賃借権(臨時設備その他一時使用のためのものであることが明らかなものを除く。次項第五号、次条及び第十条の五において同じ。)の設定若しくは移転(以下この章において「権利の移転等」という。)を促進する事業を行おうとするときは、沿道整備権利移転等促進計画を定めるものとする。

2 沿道整備権利移転等促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一〇六 (略)

七 その他国土交通省令で定める事項

3 (略)

4 市町村は、第一項の規定により沿道整備権利移転等促進計画を定めよ

の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（第十条の七において「指定都市等」という。）を除く。）は、第一項の規定により沿道整備権利移転等促進計画を定めようとする場合において、第二項第二号に規定する土地の全部又は一部が市街化調整区域（都市計画法第七条第一項の規定による市街化調整区域をいう。第十条の七第二項において同じ。）内にあり、かつ、権利の移転等が行われた後において、同法第二十九条第一項又は同法第四十三条第一項の規定による許可を要する行為（次項において「特定行為」という。）が行われることとなるときは、当該沿道整備権利移転等促進計画について、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

5 (略)

(開発許可の特例)

第十条の七 第十条の四第一項の規定による公告があつた沿道整備権利移転等促進計画（指定都市等以外の市町村が定めたものにあつては、第十条の二第四項の同意を得たものに限る。次項において同じ。）に定められた事項に従つて行われる都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（同法第三十四条各号に掲げるものを除く。）は、同法第三十四条の規定の適用については、同条第十四号に掲げる開発行為とみなす。

2 都道府県知事又は指定都市等の長は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の規定による許可を受けた同法第四条第十三項に規

うとする場合において、第二項第二号に規定する土地の全部又は一部が市街化調整区域（都市計画法第七条第一項の規定による市街化調整区域をいう。第十条の七第二項において同じ。）内にあり、かつ、権利の移転等が行われた後において、同法第二十九条第一項又は同法第四十三条第一項の規定による許可を要する行為（次項において「特定行為」という。）が行われることとなるときは、当該沿道整備権利移転等促進計画について、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

5 (略)

(開発許可の特例)

第十条の七 第十条の四第一項の規定による公告があつた沿道整備権利移転等促進計画（第十条の二第四項の同意を得たものに限る。次項において同じ。）に定められた事項に従つて行われる都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（同法第三十四条各号に掲げるものを除く。）は、同法第三十四条の規定の適用については、同条第十四号に掲げる開発行為とみなす。

2 都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項

定する開発区域以外の区域内において、第十条の四第一項の規定による公告があつた沿道整備権利移転等促進計画に定められた事項に従つて行われる建築行為等（建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は同法第四条第十一項に規定する第一種特定工作物の新設をいう。以下この項において同じ。）について、同法第四十三条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請に係る建築行為等が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならぬ。

の中核市若しくは同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の規定による許可を受けた同法第四条第十三項に規定する開発区域以外の区域内において、第十条の四第一項の規定による公告があつた沿道整備権利移転等促進計画に定められた事項に従つて行われる建築行為等（建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は同法第四条第十一項に規定する第一種特定工作物の新設をいう。以下この項において同じ。）について、同法第四十三条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請に係る建築行為等が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならぬ。

○ 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）（抄）（第三百三十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（明日香村整備基本方針等）            第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する計画には、<u>おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。</u></p> <p>一～十一（略）</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（明日香村整備基本方針等）            第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する計画に<u>定める事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>一～十一（略）</p> <p>4・5（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（資本金）</p> <p>第五条 センターの資本金は、その区域の全部又は一部が広域処理対象区域内にある地方公共団体（以下「関係地方公共団体」という。）及び広域処理場整備対象港湾の港湾管理者（以下「関係港湾管理者」という。）の出資する額の合計額とする。</p> <p>（削除）</p>	<p>（資本金）</p> <p>第五条 センターの資本金は、その区域の全部又は一部が広域処理対象区域内にある地方公共団体（以下「関係地方公共団体」という。）及び広域処理場整備対象港湾の港湾管理者（以下「関係港湾管理者」という。）の出資する額の合計額とする。</p> <p>2  センターに出資しようとする関係地方公共団体又は関係港湾管理者は、あらかじめ、総務大臣に協議しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（半島振興計画の内容）</p> <p>第四条 半島振興計画には、当該半島振興対策実施地域の広域的かつ総合的な振興に<u>関し必要な次に掲げる事項について定めるものとする。</u></p> <p>（削除）</p> <p>一〇八（略）</p> <p>（削除）</p> <p>2  前項各号に掲げるもののほか、半島振興計画には、振興の基本的方針に関する事項について定めるよう努めるものとする。</p> <p>3  （略）</p>	<p>（半島振興計画の内容）</p> <p>第四条 半島振興計画には、当該半島振興対策実施地域の広域的かつ総合的な振興に<u>関し必要な次に掲げる事項について定めるものとする。</u></p> <p>一  振興の基本的方針に関する事項</p> <p>二〇九（略）</p> <p>十  前各号に掲げるもののほか、半島振興に<u>関し必要な事項</u></p> <p>2  （略）</p>

改正案	現行
<p>(定義)            第二条 (略)            一～五 (略)            六 交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。第五<b>条</b>第二項第三号において同じ。）            七・八 (略)            2 (略)            (基本構想の作成等)            第五条 (略)            2 基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。            一 (略)            (削除)            二 重点整備地区の区域            三・四 (略)            (削除)            五 (略)</p>	<p>(定義)            第二条 (略)            一～五 (略)            六 交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。第五<b>条</b>第二項第四号において同じ。）            七・八 (略)            2 (略)            (基本構想の作成等)            第五条 (略)            2 基本構想においては、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。            一 (略)            二 第一条に規定する整備の方針に関する事項            三 重点整備地区の区域及び当該区域ごとの整備の方針に関する事項            四・五 (略)            六 第一条に規定する整備の一環として推進すべき産業の振興に関する事項            七 (略)</p>

(削除)

3| 前項各号に掲げるもののほか、基本構想においては、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一| 第一条に規定する整備の方針に関する事項

二| 重点整備地区の区域ごとの整備の方針に関する事項

三| 第一条に規定する整備の一環として推進すべき産業の振興に関する事項

四| 自然環境の保全との調和、農林漁業の健全な発展との調和、居住機能との調和、観光業の健全な発展、地価の安定その他第一条に規定する整備に際し配慮すべき事項

4| (略)

5| 主務大臣は、基本構想が次の各号に該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一 (略)

二 第二項第二号から第五号までに掲げる事項にあつては、基本方針に適合するものであること。

三・四 (略)

6| (略)

7| 都道府県は、基本構想が第五項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

八| 自然環境の保全との調和、農林漁業の健全な発展との調和、居住機能との調和、観光業の健全な発展、地価の安定その他第一条に規定する整備に際し配慮すべき事項

3| (略)

4| 主務大臣は、基本構想が次の各号に該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一 (略)

二 第二項第二号から第八号までに掲げる事項にあつては、基本方針に適合するものであること。

三・四 (略)

5| (略)

6| 都道府県は、基本構想が第四項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

<p>(基本構想の変更)</p> <p>第六条 都道府県は、前条第五項の規定による同意を得た基本構想を変更しようとするときは、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>い。</p> <p>2 前条第四項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>(基本構想の実施等)</p> <p>第七条 都道府県は、基本構想が第五条第五項の規定による同意を得たときは、関係民間事業者の能力を活用しつつ、第一条に規定する整備を当該同意を得た基本構想(前条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下「同意基本構想」という。)に基づいて計画的に行うよう努めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(基本構想の変更)</p> <p>第六条 都道府県は、前条第四項の規定による同意を得た基本構想を変更しようとするときは、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>い。</p> <p>2 前条第三項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>(基本構想の実施等)</p> <p>第七条 都道府県は、基本構想が第五条第四項の規定による同意を得たときは、関係民間事業者の能力を活用しつつ、第一条に規定する整備を当該同意を得た基本構想(前条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下「同意基本構想」という。)に基づいて計画的に行うよう努めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律で「関西文化学術研究都市」とは、京田辺市、木津川市、京都府相楽郡精華町、枚方市、四條畷市、交野市、奈良市及び生駒市の区域のうち国土交通大臣が定める区域を地域とし、当該地域に文化学術研究施設、文化学術研究交流施設、公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設を一体的に整備することを目的として建設する都市をいう。</p> <p>2く7 (略)</p> <p>(建設計画の作成等)</p> <p>第五条 関係府県知事は、基本方針に基づき、関係市町長、独立行政法人都市再生機構及び財団法人関西文化学術研究都市推進機構（昭和六十一年六月十九日に財団法人関西文化学術研究都市推進機構という名称で設立された法人をいう。）の意見を聴いて、当該府県の区域内の関西文化学術研究都市の地域について、<u>関西文化学術研究都市の建設に関する計画（以下「建設計画」という。）を作成するよう努めるものとする。</u></p> <p>2   関係府県知事は、建設計画を作成しようとするときは、あらかじめ、<u>国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律で「関西文化学術研究都市」とは、京田辺市、<u>京都府相楽郡木津町、同府同郡精華町、枚方市、四條畷市、交野市、奈良市及び生駒市の区域のうち国土交通大臣が定める区域を地域とし、当該地域に文化学術研究施設、文化学術研究交流施設、公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設を一体的に整備することを目的として建設する都市をいう。</u></p> <p>2く7 (略)</p> <p>(建設計画の作成等)</p> <p>第五条 関係府県知事は、基本方針に基づき、関係市町長、独立行政法人都市再生機構及び財団法人関西文化学術研究都市推進機構（昭和六十一年六月十九日に財団法人関西文化学術研究都市推進機構という名称で設立された法人をいう。）の意見を聴いて、当該府県の区域内の関西文化学術研究都市の地域について、<u>関西文化学術研究都市の建設に関する計画（以下「建設計画」という。）を作成し、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。</u></p>

<p>3  (略)</p> <p>(施設の整備)</p> <p>第七条 国及び地方公共団体は、第五条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の同意を得た建設計画(以下「同意建設計画」という。)の達成に資するため、関西文化学術研究都市の建設に必要な施設の整備に努めなければならない。</p>	<p>3  (略)</p> <p>4  関係府県知事は、建設計画の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。</p> <p>5  前各項の規定は、建設計画を変更する場合について準用する。</p> <p>(建設計画の内容)</p> <p>第六条 建設計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>二 五 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>2  前項各号に掲げるもののほか、建設計画には、各文化学術研究地区の区域内の人口の規模及び土地の利用に関する事項を定めるよう努めるものとする。</p>
<p>2  (略)</p> <p>(施設の整備)</p> <p>第七条 国及び地方公共団体は、第五条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の同意を得た建設計画(以下「同意建設計画」という。)の達成に資するため、関西文化学術研究都市の建設に必要な施設の整備に努めなければならない。</p>	<p>2  (略)</p> <p>3  関係府県知事は、建設計画の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>4  前三項の規定は、建設計画を変更する場合について準用する。</p> <p>(建設計画の内容)</p> <p>第六条 建設計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 各文化学術研究地区の区域内の人口の規模及び土地の利用に関する事項</p> <p>三 六 (略)</p> <p>七 其他関西文化学術研究都市の建設に関する事項</p>

改正案	現行
<p>（振興拠点地域基本構想の作成）            第七条（略）</p> <p>2 振興拠点地域基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一（略）            （削除）            二～五（略）            （削除）</p> <p>3 前項各号に掲げるもののほか、振興拠点地域基本構想においては、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。</p> <p>一 第一項に規定する開発整備の方針に関する事項</p> <p>二 環境の保全、地価の安定その他第一項に規定する開発整備に際し配慮すべき事項</p> <p>4・5（略）</p> <p>（振興拠点地域基本構想の同意）</p> <p>第八条 主務大臣は、前条第一項の協議に係る振興拠点地域基本構想が同条第四項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、次の各</p>	<p>（振興拠点地域基本構想の作成）            第七条（略）</p> <p>2 振興拠点地域基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一（略）            二 前項に規定する開発整備の方針に関する事項            三～六（略）            七 環境の保全、地価の安定その他前項に規定する開発整備に際し配慮すべき事項</p> <p>（新設）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（振興拠点地域基本構想の同意）</p> <p>第八条 主務大臣は、前条第一項の協議に係る振興拠点地域基本構想が同条第三項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、次の各</p>

号に該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一〇三 (略)

2 (略)

3 都道府県は、振興拠点地域基本構想が第一項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(振興拠点地域基本構想の変更)

第十条 (略)

2 第七条第五項及び第八条の規定は、前項の場合について準用する。

(業務核都市基本構想の作成)

第二十三条 (略)

2 業務核都市基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)

(削除)

二〇五 (略)

(削除)

3 前項各号に掲げるもののほか、業務核都市基本構想においては、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前条第一項に規定する整備の方針に関する事項

二 環境の保全、地価の安定その他前条第一項に規定する整備に際し配

号に該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一〇三 (略)

2 (略)

3 都道府県は、振興拠点地域基本構想が第一項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(振興拠点地域基本構想の変更)

第十条 (略)

2 第七条第四項及び第八条の規定は、前項の場合について準用する。

(業務核都市基本構想の作成)

第二十三条 (略)

2 業務核都市基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)

二 前条第一項に規定する整備の方針に関する事項

三〇六 (略)

七 環境の保全、地価の安定その他前条第一項に規定する整備に際し配

慮すべき事項

(新設)

慮すべき事項

4| (略)

(業務核都市基本構想の同意)

第二十四条 主務大臣は、前条第一項の協議に係る業務核都市基本構想が次の各号に該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一 (略)

二 前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項にあつては、業務核都市基本方針に適合すること。

三・四 (略)

2 (略)

3 都県は、業務核都市基本構想が第一項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(業務核都市基本構想の変更)

第二十五条 (略)

2 第二十三条第四項及び前条の規定は、前項の場合について準用する。

(主務大臣)

第三十五条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 振興拠点地域基本構想の協議に関する事項及び同意を得た振興拠点地域基本構想の円滑な実施の促進に関する事項については、国土交通

3| (略)

(業務核都市基本構想の同意)

第二十四条 主務大臣は、前条第一項の協議に係る業務核都市基本構想が次の各号に該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一 (略)

二 前条第二項第二号から第七号までに掲げる事項にあつては、業務核都市基本方針に適合すること。

三・四 (略)

2 (略)

3 都県は、業務核都市基本構想が第一項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(業務核都市基本構想の変更)

第二十五条 (略)

2 第二十三条第三項及び前条の規定は、前項の場合について準用する。

(主務大臣)

第三十五条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 振興拠点地域基本構想の協議に関する事項及び同意を得た振興拠点地域基本構想の円滑な実施の促進に関する事項については、国土交通

大臣、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣並びに当該振興拠点地域基本構想に定める第七条第二項第三号の中核的民間施設ごとに政令で定める大臣

二 (略)

大臣、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣並びに当該振興拠点地域基本構想に定める第七条第二項第四号の中核的民間施設ごとに政令で定める大臣

二 (略)

改正案	現行
<p>（基本計画）            第四条（略）            2（略）            3 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。            一〜六（略）            （削除）            4〜6（略）            7 総務大臣及び国土交通大臣は、基本計画に定める第三項第一号、第二号及び第六号に掲げる事項について総務大臣が第一号及び第六号に掲げる要件に該当するものであると認め、並びに基本計画に定める同項各号に掲げる事項について国土交通大臣が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、当該基本計画に同意をするものとする。この場合において、その路線が二以上の都府県の区域にわたる特定鉄道に係る基本計画に対する同意は、同時にしなければならない。</p> <p>一〜六（略）            （削除）</p> <p>8  都府県は、基本計画が前項の規定による同意を得たときは、遅滞なく</p>	<p>（基本計画）            第四条（略）            2（略）            3 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。            一〜六（略）            七  その他宅地開発と鉄道整備との一体的推進のために必要な事項            4〜6（略）            7 総務大臣及び国土交通大臣は、基本計画に定める第三項第一号、第二号及び第六号に掲げる事項について総務大臣が第一号及び第六号に掲げる要件に該当するものであると認め、並びに基本計画に定める同項第一号から第六号までに掲げる事項について国土交通大臣が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、当該基本計画に同意をするものとする。この場合において、その路線が二以上の都府県の区域にわたる特定鉄道に係る基本計画に対する同意は、同時になければならない。</p> <p>一〜六（略）</p> <p>8  都府県は、第二項の規定による協議の申出をしようとするときは、<u>総務省令・国土交通省令で定める図書</u>を添付してしなければならない。</p> <p>9  都府県は、基本計画が第七項の規定による同意を得たときは、遅滞な</p>

、これを公告しなければならない。

(基本計画の変更)

第五条 都府県は、前条第七項の規定による同意を得た基本計画を変更しようとするときは、総務大臣及び国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 前条第四項から第八項までの規定は、前項の場合について準用する。

(鉄道施設区への換地の申出等)

第十三条 (略)

2～4 (略)

(削除)

5| 施行者は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、遅滞なく、第一項の規定による申出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

6| (略)

く、これを公告しなければならない。

(基本計画の変更)

第五条 都府県は、前条第七項の規定による同意を得た基本計画を変更しようとするときは、総務大臣及び国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、同条第三項第七号に掲げる事項のみを変更しようとするときは、この限りでない。

2 前条第四項から第九項までの規定は、前項本文の場合について準用する。

(鉄道施設区への換地の申出等)

第十三条 (略)

2～4 (略)

5| 施行者は、前項の場合において、同項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、遅滞なく、事業計画を変更して、鉄道施設区を廃止しなければならない。

6| 施行者は、第四項の規定による指定又は決定をしたときは、遅滞なく、第一項の規定による申出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

7| (略)

○ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）（抄）（第百四十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

※地方自治法の一部を改正する法律による改正後

改正案	現行
<p>（基本計画）            第六条（略）</p> <p>2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。            （削除）            一〇四（略）            （削除）</p> <p>3 前項各号に掲げるもののほか、基本計画においては、指定地域に係る第一条に規定する整備の方針に関する事項について定めるよう努めるものとする。</p> <p>4（略）</p> <p>5 第二項第一号に掲げる事項を定めるに当たり、同項第四号の活動の促進の観点から必要な教養文化施設その他の政令で定める施設（以下「教養文化施設等」という。）の整備を図る場合にあつては、併せて教養文化施設等の種類その他必要な事項を拠点地区の区域ごとに定めるものとする。</p> <p>6（略）</p> <p>7 都道府県知事は、基本計画が次の各号のいずれにも該当するものである</p>	<p>（基本計画）            第六条（略）</p> <p>2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。            一 指定地域に係る第一条に規定する整備の方針に関する事項            二〇五（略）            六 その他当該指定地域に係る第一条に規定する整備に関し必要な事項</p> <p>3（略）</p> <p>4 第二項第二号に掲げる事項を定めるに当たり、同項第五号の活動の促進の観点から必要な教養文化施設その他の政令で定める施設（以下「教養文化施設等」という。）の整備を図る場合にあつては、併せて教養文化施設等の種類その他必要な事項を拠点地区の区域ごとに定めるものとする。</p> <p>5（略）</p> <p>6 都道府県知事は、基本計画が次の各号のいずれにも該当するものである</p>

ると認めるときは、当該基本計画に同意するものとする。

一 第二項各号に掲げる事項並びに第四項及び第五項に規定する事項が基本方針に適合するものであること。

二〇四 (略)

8 | (略)

9 | 関係市町村（協議会又は一部事務組合若しくは広域連合が基本計画を作成する場合は、当該協議会又は一部事務組合若しくは広域連合。次条第一項において同じ。）は、基本計画が第七項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(基本計画の変更)

第七条 関係市町村は、前条第七項の規定による同意を得た基本計画を変更しようとするときは、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならぬ。

2 前条第一項後段及び第六項から第九項までの規定は、前項の規定による変更について準用する。

(事務の委託の特例)

第八条 都道府県は、第六条第七項の規定による同意を得た基本計画（前条第一項の規定による変更の同意を得たときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）の達成に資するため、当該都道府県と一部事務組合又は広域連合との協議により規約を定め、都道府県の事務の一部を、当該一部事務組合又は広域連合に委託して、当該一部事務組合

ると認めるときは、当該基本計画に同意するものとする。

一 第二項第一号から第五号までに掲げる事項並びに第三項及び第四項に規定する事項が基本方針に適合するものであること。

二〇四 (略)

7 | (略)

8 | 関係市町村（協議会又は一部事務組合若しくは広域連合が基本計画を作成する場合は、当該協議会又は一部事務組合若しくは広域連合。次条第一項において同じ。）は、基本計画が第六項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本計画の変更)

第七条 関係市町村は、前条第六項の規定による同意を得た基本計画を変更しようとするときは、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならぬ。

2 前条第一項後段及び第五項から第八項までの規定は、前項の規定による変更について準用する。

(事務の委託の特例)

第八条 都道府県は、第六条第六項の規定による同意を得た基本計画（前条第一項の規定による変更の同意を得たときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）の達成に資するため、当該都道府県と一部事務組合又は広域連合との協議により規約を定め、都道府県の事務の一部を、当該一部事務組合又は広域連合に委託して、当該一部事務組合

の管理者（地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会。以下同じ。）又は広域連合の長に管理させ、及び執行させることができる。

2 (略)

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第十二条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第二項の規定により、総務省令で定める地方公共団体が、同意基本計画に係る第六条第四項の拠点地区内において産業業務施設のうち総務省令で定めるものを設置した者について当該産業業務施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合又は同意基本計画に係る拠点地区内において教養文化施設等のうち総務省令で定めるものを設置した者について当該教養文化施設等の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該教養文化施設等の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定

の管理者（地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会。以下同じ。）又は広域連合の長に管理させ、及び執行させることができる。

2 (略)

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第十二条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第二項の規定により、総務省令で定める地方公共団体が、同意基本計画に係る第六条第三項の拠点地区内において産業業務施設のうち総務省令で定めるものを設置した者について当該産業業務施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合又は同意基本計画に係る拠点地区内において教養文化施設等のうち総務省令で定めるものを設置した者について当該教養文化施設等の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該教養文化施設等の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定

による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（農山漁村の整備の促進等についての配慮等）

第十七条（略）

2 国の行政機関の長又は都道府県知事は、同意基本計画に係る拠点地区内の土地を当該同意基本計画に係る産業業務施設（当該同意基本計画に係る第六条第四項の拠点地区において設置されるものに限る。）、 教養文化施設等又は住宅及び住宅地の用に供するため、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、これらの施設の設置の促進が図られるよう配慮するものとする。

（監視区域の指定）

第十八条 都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長は、指定地域及びその周辺の地域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十七条の六第一項の規定により監視区域として指定するよう努めるものとする。

による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（農山漁村の整備の促進等についての配慮等）

第十七条（略）

2 国の行政機関の長又は都道府県知事は、同意基本計画に係る拠点地区内の土地を当該同意基本計画に係る産業業務施設（当該同意基本計画に係る第六条第三項の拠点地区において設置されるものに限る。）、 教養文化施設等又は住宅及び住宅地の用に供するため、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、これらの施設の設置の促進が図られるよう配慮するものとする。

（監視区域の指定）

第十八条 都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第二十三条において「指定都市」という。）の長は、指定地域及びその周辺の地域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十七条の六第一項の規定により監視区域として指定するよう努めるものとする。

(拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域に関する都市計画)

第十九条 (略)

- 2 拠点整備促進区域に関する都市計画においては、都市計画法第十条の二第二項に定める事項のほか、拠点業務市街地としての開発整備の方針を定めるよう努めるものとする。

3・4 (略)

(建築行為等の制限等)

第二十一条 拠点整備促進区域内において土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下この条及び次条において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならぬ。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一～三 (略)

- 2 都道府県知事等は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

一・二 (略)

3～5 (略)

- 6 都道府県知事等は、第一項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、良好な拠点業務市街地を整備し、又は開

(拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域に関する都市計画)

第十九条 (略)

- 2 拠点整備促進区域に関する都市計画においては、都市計画法第十条の二第二項に定める事項のほか、拠点業務市街地としての開発整備の方針を定めるものとする。

3・4 (略)

(建築行為等の制限等)

第二十一条 拠点整備促進区域内において土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一～三 (略)

- 2 都道府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

一・二 (略)

3～5 (略)

- 6 都道府県知事は、第一項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、良好な拠点業務市街地を整備し、又は開発

発するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。

7 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確認することができないときは、都道府県知事等は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

8 (略)

(土地の買取り等)

第二十二条 都道府県、市町村、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は土地開発公社は、都道府県知事等に対し、第三項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

2 都道府県知事等は、前項の規定による申出に基づき、次項の規定による土地の買取りの申出の相手方を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事等（前項の規定により土地の買取りの申出の相手方とし

するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。

7 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確認することができないときは、都道府県知事は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

8 (略)

(土地の買取り等)

第二十二条 都道府県、市町村、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は土地開発公社は、都道府県知事に対し、第三項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申出に基づき、次項の規定による土地の買取りの申出の相手方を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事（前項の規定により土地の買取りの申出の相手方として

て公告された者があるときは、その者）は、拠点整備促進区域内の土地の所有者から、次に掲げる行為について前条第一項の許可がされないと  
きはその土地の利用に著しい支障を生ずることとなることを理由として  
、当該土地を買い取るべき旨の申出があったときは、特別の事情がない  
限り、当該土地を時価で買い取るものとする。

一・二 (略)

4 (略)

5 第二項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者  
は、前項の規定により土地を買い取らない旨の通知をしたときは、直ち  
に、その旨を都道府県知事等に通知しなければならない。

6 (略)

第二十三条 削除

公告された者があるときは、その者）は、拠点整備促進区域内の土地の  
所有者から、次に掲げる行為について前条第一項の許可がされないと  
きはその土地の利用に著しい支障を生ずることとなることを理由として、  
当該土地を買い取るべき旨の申出があったときは、特別の事情がない限  
り、当該土地を時価で買い取るものとする。

一・二 (略)

4 (略)

5 第二項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者  
は、前項の規定により土地を買い取らない旨の通知をしたときは、直ち  
に、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

6 (略)

(大都市等の特例)

第二十三条 この節の規定又はこの節の規定に基づく政令の規定により、  
都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事  
務で政令で定めるものは、指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十  
二第一項の中核市（以下「中核市」という。）及び同法第二百五十二条  
の二十六の三第一項の特例市（以下「特例市」という。）においては、  
政令で定めるところにより、指定都市、中核市又は特例市（以下「指定  
都市等」という。）の長が行うものとする。この場合においては、この  
節の規定又はこの節の規定に基づく政令中都道府県知事に関する規定は  
、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるもの  
とする。

(施行地区)

第二十六条 拠点整備土地区画整理事業の事業計画においては、拠点整備土地区画整理事業を施行する土地の区域（第二十八条第一項において「施行地区」という。）は、当該拠点整備促進区域の他の部分についての拠点整備土地区画整理事業の施行を困難にしないものとなるように定めなければならない。

(開発許可等の特例)

第三十一条 基本計画においては、第六条第二項各号に掲げる事項及び同条第三項に規定する事項のほか、国土交通省令で定めるところにより、市街化調整区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。第四項において同じ。）に存する拠点地区内の土地において実施されることが適当と認められる開発行為（同法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）又は建築行為等（建築物（同条第十項に規定する建築物をいう。次項において同じ。）の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物（同条第十一項に規定する第一種特定工作物をいう。次項において同じ。）の新設をいう。以下同じ。）に関する事項を併せて定めることができる。

2～4 (略)

(移転計画の認定等)

第三十三条 事務所、営業所その他の業務施設（工場を除く。）の集積の

(施行地区の面積等)

第二十六条 拠点整備土地区画整理事業の事業計画においては、拠点整備土地区画整理事業を施行する土地の区域（第二十八条第一項において「施行地区」という。）は、その面積が二ヘクタール以上で、かつ、当該拠点整備促進区域の他の部分についての拠点整備土地区画整理事業の施行を困難にしないものとなるように定めなければならない。

(開発許可等の特例)

第三十一条 基本計画においては、第六条第二項各号に掲げる事項のほか、国土交通省令で定めるところにより、市街化調整区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。第四項において同じ。）に存する拠点地区内の土地において実施されることが適当と認められる開発行為（同法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）又は建築行為等（建築物（同条第十項に規定する建築物をいう。次項において同じ。）の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物（同条第十一項に規定する第一種特定工作物をいう。次項において同じ。）の新設をいう。以下同じ。）に関する事項を併せて定めることができる。

2～4 (略)

(移転計画の認定等)

第三十三条 事務所、営業所その他の業務施設（工場を除く。）の集積の

程度が特に著しく高い地域として政令で定めるもの（以下「過度集積地域」という。）において産業業務施設を設置している者で当該産業業務施設を同意基本計画に係る第六条第四項の拠点地区へ移転しようとするものは、当該移転に関する計画（以下「移転計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その移転計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2～5 （略）

（不動産取得税の不均一課税に伴う措置）

第三十六条 地方税法第六条第二項の規定により、総務省令で定める地方公共団体が、認定計画に従って過度集積地域内にある産業業務施設を同意基本計画に係る第六条第四項の拠点地区に移転した認定事業者について、当該移転により当該拠点地区において設置した産業業務施設のうち総務省令で定めるものの用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（その措置が総務省令で定める日以後に行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

程度が特に著しく高い地域として政令で定めるもの（以下「過度集積地域」という。）において産業業務施設を設置している者で当該産業業務施設を同意基本計画に係る第六条第三項の拠点地区へ移転しようとするものは、当該移転に関する計画（以下「移転計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その移転計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2～5 （略）

（不動産取得税の不均一課税に伴う措置）

第三十六条 地方税法第六条第二項の規定により、総務省令で定める地方公共団体が、認定計画に従って過度集積地域内にある産業業務施設を同意基本計画に係る第六条第三項の拠点地区に移転した認定事業者について、当該移転により当該拠点地区において設置した産業業務施設のうち総務省令で定めるものの用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（その措置が総務省令で定める日以後に行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

○ 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）（抄）（第四百三十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基本計画）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2  基本計画においては、活用行事及び特定事業等に関する基本的な事項について定めるものとする。</p> <p>3  前項に規定するもののほか、基本計画においては、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。</p> <p>一 当該都道府県における活用行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する基本的な方針</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>二  四  （略）</p> <p>4  （略）</p> <p>（削除）</p> <p>5 都道府県は、基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。</p>	<p>（基本計画）</p> <p>第四条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2  基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 当該都道府県における活用行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する基本的な方針</p> <p>二  活用行事において活用される地域伝統芸能等に関する事項</p> <p>三  活用行事の実施主体、実施場所、実施期間及び実施内容に関する基本的な事項</p> <p>四  特定事業等に関する基本的な事項</p> <p>五  七  （略）</p> <p>3  （略）</p> <p>4  都道府県は、基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、主務大臣に協議しなければならない。</p> <p>5 都道府県は、前項の規定により主務大臣に協議しようとするときは、あらかじめ関係市町村に協議しなければならない。</p>

6 都道府県は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告しなければならない。

6 都道府県は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

改正案	現行
<p>（整備計画の策定）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 関係府県知事は、整備計画の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>（整備計画の内容）</p> <p>第八条 大阪湾臨海地域に係る整備計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>（削除）</p> <p>二 開発地区の名称及び区域</p> <p>三・四（略）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>	<p>（整備計画の策定）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 関係府県知事は、整備計画の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>4～6（略）</p> <p>（整備計画の内容）</p> <p>第八条 大阪湾臨海地域に係る整備計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 整備等の目標</p> <p>三 人口の規模及び土地の利用に関する事項</p> <p>四 開発地区の名称及び区域並びに当該区域ごとの整備の方針に関する事項</p> <p>五・六（略）</p> <p>七 産業構造の高度化に関する事項</p> <p>八 環境の保全に関する事項</p> <p>九 国際交流、教養文化活動等の活動に関する事項</p>

(削除)

2| 前項各号に掲げるもののほか、大阪湾臨海地域に係る整備計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一| 整備等の目標

二| 人口の規模及び土地の利用に関する事項

三| 開発地区の区域ごとの整備の方針に関する事項

四| 産業構造の高度化に関する事項

五| 環境の保全に関する事項

六| 国際交流、教養文化活動等の活動に関する事項

七| 地価の安定、災害の防止その他大阪湾臨海地域の整備に際し配慮すべき事項

3| 関連整備地域に係る整備計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

(削除)

二 (略)

(削除)

十| 地価の安定、災害の防止その他大阪湾臨海地域の整備に際し配慮すべき事項

2| 関連整備地域に係る整備計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二| 整備等の目標

三| (略)

四| 次に掲げる事項のうち必要となる事項

イ| 公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設の整備に関する事項

ロ| 産業構造の高度化に関する事項

ハ| 環境の保全に関する事項

ニ| 国際交流、教養文化活動等の活動に関する事項

(削除)

4| 前項各号に掲げるもののほか、関連整備地域に係る整備計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一| 整備等の目標

二| 公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設の整備に関する事項

三| 産業構造の高度化に関する事項

四| 環境の保全に関する事項

五| 国際交流、教養文化活動等の活動に関する事項

六| 地価の安定、災害の防止その他関連整備地域の整備に際し配慮すべき事項

5| (略)

五| 地価の安定、災害の防止その他関連整備地域の整備に際し配慮すべき事項

3| (略)

改正案	現行
<p>（供給計画の認定）</p> <p>第二条 賃貸住宅の建設及び管理をしようとする者（地方公共団体を除く。）は、国土交通省令で定めるところにより、当該賃貸住宅の建設及び管理に関する計画（以下「供給計画」という。）を作成し、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）の認定を申請することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（認定の基準）</p> <p>第三条 都道府県知事等は、前条第一項の認定（以下「計画の認定」という。）の申請があつた場合において、当該申請に係る供給計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。</p> <p>一〇八 （略）</p> <p>（供給計画の変更）</p> <p>第五条 計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた供給計画（以下「認定計画」という。）の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、都道府県知事等の認定を受けなければならない。</p>	<p>（供給計画の認定）</p> <p>第二条 賃貸住宅の建設及び管理をしようとする者（地方公共団体を除く。）は、国土交通省令で定めるところにより、当該賃貸住宅の建設及び管理に関する計画（以下「供給計画」という。）を作成し、都道府県知事の認定を申請することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（認定の基準）</p> <p>第三条 都道府県知事は、前条第一項の認定（以下「計画の認定」という。）の申請があつた場合において、当該申請に係る供給計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。</p> <p>一〇八 （略）</p> <p>（供給計画の変更）</p> <p>第五条 計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた供給計画（以下「認定計画」という。）の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。</p>

2 (略)

(報告の徴収)

第八条 都道府県知事等は、認定事業者に対し、特定優良賃貸住宅の建設又は管理の状況について報告を求めることができる。

(地位の承継)

第九条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から特定優良賃貸住宅の敷地の所有権その他当該特定優良賃貸住宅の建設及び管理に必要な権原を取得した者は、都道府県知事等の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

(改善命令)

第十条 都道府県知事等は、認定事業者が認定計画に従って特定優良賃貸住宅の建設又は管理を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第十一条 都道府県知事等は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

2 (略)

2 (略)

(報告の徴収)

第八条 都道府県知事は、認定事業者に対し、特定優良賃貸住宅の建設又は管理の状況について報告を求めることができる。

(地位の承継)

第九条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から特定優良賃貸住宅の敷地の所有権その他当該特定優良賃貸住宅の建設及び管理に必要な権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

(改善命令)

第十条 都道府県知事は、認定事業者が認定計画に従って特定優良賃貸住宅の建設又は管理を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第十一条 都道府県知事は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

2 (略)

(削る)

(罰則)

第十九条 第十二条第一項の規定による補助を受けた認定事業者が、当該補助に係る特定優良賃貸住宅についての第十条の規定による都道府県知事等の処分に違反したときは、三十万円以下の罰金に処する。

第二十条～第二十二條

(大都市等の特例)

第十九条 この法律中都道府県知事の権限に属する事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)において、当該指定都市又は中核市(以下この条において「指定都市等」という。)の長が行うものとする。この場合においては、この法律中「都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。」

(罰則)

第二十条 第十二条第一項の規定による補助を受けた認定事業者が、当該補助に係る特定優良賃貸住宅についての第十条の規定による都道府県知事等の処分に違反したときは、三十万円以下の罰金に処する。

第二十一条～第二十三條

改正案	現行
<p>（被災市街地復興推進地域に関する都市計画）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2  被災市街地復興推進地域に関する都市計画においては、都市計画法第十条の四第二項に定める事項のほか、第七条の規定による制限が行われる期間の満了の日を定めるものとともに、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針（以下「緊急復興方針」という。）を定めるよう努めるものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>（建築行為等の制限等）</p> <p>第七条 被災市街地復興推進地域内において、第五条第二項の規定により当該被災市街地復興推進地域に関する都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2 都道府県知事等は、次に掲げる行為について前項の規定による許</p>	<p>（被災市街地復興推進地域に関する都市計画）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2  被災市街地復興推進地域に関する都市計画においては、都市計画法第十条の四第二項に定める事項のほか、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針（以下「緊急復興方針」という。）及び第七条の規定による制限が行われる期間の満了の日を定めるものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>（建築行為等の制限等）</p> <p>第七条 被災市街地復興推進地域内において、第五条第二項の規定により当該被災市街地復興推進地域に関する都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2 都道府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可</p>

可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

一・二 (略)

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる告示、公告等があつた日後は、それぞれ当該各号に定める区域又は地区内においては、適用しない。

一 (略)

二 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る地区計画の区域のうち、同法第十二条の五第二項第一号に掲げる地区整備計画が定められた区域

三 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る沿道地区計画の区域のうち、幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第一号に掲げる沿道地区整備計画が定められた区域

4 四〇六 (略)

5 都道府県知事等は、第一項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な限度において

の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

一・二 (略)

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる告示、公告等があつた日後は、それぞれ当該各号に定める区域又は地区内においては、適用しない。

一 (略)

二 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る地区計画の区域のうち、同法第十二条の五第二項第三号に掲げる地区整備計画が定められた区域

三 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る沿道地区計画の区域のうち、幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第二号に掲げる沿道地区整備計画が定められた区域

4 四〇六 (略)

5 都道府県知事は、第一項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な限度において、

、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。

6 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

7 (略)

(土地の買取り等)

第八条 都道府県、市町村その他政令で定める者は、都道府県知事等に対し、第三項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

2 都道府県知事等は、前項の規定による申出に基づき、次項の規定による土地の買取りの申出の相手方を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事等（前項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者）は、被災市街地復興推

当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。

6 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

7 (略)

(土地の買取り等)

第八条 都道府県、市町村その他政令で定める者は、都道府県知事に対し、第三項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申出に基づき、次項の規定による土地の買取りの申出の相手方を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事（前項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者）は、被災市街地復興推進

進地域内の土地の所有者から、次に掲げる行為について前条第一項の許可がされないときはその土地の利用に著しい支障を生ずることとなることを理由として、当該土地を買い取るべき旨の申出があったときは、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買い取るものとする。

一・二 (略)

4 (略)

5 第二項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者は、前項の規定により土地を買い取らない旨の通知をしたときは、直ちに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

6 (略)

#### 第九条 削除

地域内の土地の所有者から、次に掲げる行為について前条第一項の許可がされないときはその土地の利用に著しい支障を生ずることとなることを理由として、当該土地を買い取るべき旨の申出があったときは、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買い取るものとする。

一・二 (略)

4 (略)

5 第二項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者は、前項の規定により土地を買い取らない旨の通知をしたときは、直ちに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

6 (略)

#### (大都市等の特例)

第九条 前二条の規定又はこれらの規定に基づく政令の規定により、都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び第二十四条において「指定都市」という。）、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この条において「特例市」という。）においては、指定都市、中核市又は特例市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が行うものとする。この場合においては、前二条の規定又はこれらの規定に基づく政令中

(監視区域の指定)

第二十四条 都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長は、被災市街地復興推進地域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第二十七条の六第一項の規定により監視区域として指定するよう努めるものとする。

道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

(監視区域の指定)

第二十四条 都道府県知事又は指定都市の長は、被災市街地復興推進地域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第二十七条の六第一項の規定により監視区域として指定するよう努めるものとする。

	改 正 案	現 行
<p>（電線共同溝の建設）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 道路管理者は、前条第一項の規定による申請をした者（同条第四項の規定により却下された者を除く。以下「電線共同溝の占用予定者」という。）の意見を聴いて、電線共同溝整備計画を定めることができる。</p> <p>3 道路管理者は、前項の規定により電線共同溝整備計画を定める場合において、電線による道路の占用の動向を勘案してその構造の保全その他道路の管理上必要と認められるときは、当該計画において電線共同溝の占用予定者以外の者の占用のための電線共同溝の部分を定めることができる。</p> <p>4 道路管理者は、第二項の規定により電線共同溝整備計画を定めた場合において、当該電線共同溝整備計画に基づき電線共同溝の建設を行わなければならない。</p> <p>5（略）</p> <p>第八条（略）</p> <p>（電線共同溝の増設）</p> <p>2（略）</p>	<p>（電線共同溝の建設）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 道路管理者は、前条第一項の規定による申請をした者（同条第四項の規定により却下された者を除く。以下「電線共同溝の占用予定者」という。）の意見を聴いて電線共同溝整備計画を定め、これに基づき電線共同溝の建設を行わなければならない。</p> <p>3 前項の電線共同溝整備計画には、電線による道路の占用の動向を勘案してその構造の保全その他道路の管理上必要と認められる場合においては、電線共同溝の占用予定者以外の者の占用のための電線共同溝の部分を定めることができる。</p> <p>4（略）</p> <p>第八条（略）</p> <p>（電線共同溝の増設）</p> <p>2（略）</p>	

3 第四条、第五条第二項から第五項まで、第六条及び前条の規定は、第一項の規定による電線共同溝の増設について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項中「前条第一項の規定による指定」とあるのは「第八条第二項の規定による電線共同溝の増設の公示」と、同条第一項及び第三項中「建設完了後」とあるのは「増設完了後」と、同条第二項中「当該指定」とあるのは「当該公示」と、同条第四項第二号、第五條第四項及び前条中「建設」とあるのは「増設」と、第五條第二項中「前条第一項」とあるのは「第八条第三項において準用する前条第一項」と、「同条第四項」とあるのは「第八条第三項において準用する前条第四項」と、同項及び同条第三項、第六条並びに前条第一項中「電線共同溝の占用予定者」とあるのは「増設に係る電線共同溝の占用予定者」と、第五條第二項から第四項までの規定中「電線共同溝整備計画」とあるのは「電線共同溝増設計画」と、同条第五項中「建設する」とあるのは「増設する」と読み替えるものとする。

(国の負担又は補助)

### 第二十二条 (略)

2 国は、前項の場合を除き、第五条第二項の電線共同溝整備計画に係る電線共同溝の建設又は改築に要する費用（建設負担金を除く。）の二分の一以内を、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用を負担する地方公共団体に対して補助することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、電線共同溝の建設又は改築が道路（道路の附属物を除く。以下この項において同じ。）の新設又は改築に伴うも

3 第四条、第五条第二項から第四項まで、第六条及び前条の規定は、第一項の規定による電線共同溝の増設について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項中「前条第一項の規定による指定」とあるのは「第八条第二項の規定による電線共同溝の増設の公示」と、同条第一項及び第三項中「建設完了後」とあるのは「増設完了後」と、同条第二項中「当該指定」とあるのは「当該公示」と、同条第四項第二号、第五條第二項及び前条中「建設」とあるのは「増設」と、第五條第二項中「前条第一項」とあるのは「第八条第三項において準用する前条第一項」と、「同条第四項」とあるのは「第八条第三項において準用する前条第四項」と、同項及び同条第三項、第六条並びに前条第一項中「電線共同溝の占用予定者」とあるのは「増設に係る電線共同溝の占用予定者」と、第五條第二項及び第三項中「電線共同溝整備計画」とあるのは「電線共同溝増設計画」と、同条第四項中「建設する」とあるのは「増設する」と読み替えるものとする。

(国の負担又は補助)

### 第二十二条 (略)

2 国は、前項の場合を除き、電線共同溝の建設又は改築に要する費用（建設負担金を除く。）の二分の一以内を、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用を負担する地方公共団体に対して補助することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、電線共同溝の建設又は改築が道路（道路の附属物を除く。以下この項において同じ。）の新設又は改築に伴うも

のであり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前二項の規定による負担又は補助は、当該各号に定める負担又は補助とする。

一 (略)

二 当該道路の新設又は改築（第五条第二項の電線共同溝整備計画に係る電線共同溝の建設又は改築を伴うものに限る。）が道路法その他の法律の規定による国の補助の対象となる都道府県道又は市町村道である場合 当該都道府県道又は市町村道の新設又は改築に要する費用に関し補助することのできる割合以内での補助

4 前三項の規定による負担又は補助に係る電線共同溝の建設又は改築に要する費用については、道路法第八十五条第三項の規定は、適用しない。

(不服申立て)

第二十七条 都道府県又は市町村である道路管理者がこの法律に基づいてした処分に不服がある者は、都道府県又は指定市若しくは特定の市町村（道路法第十七条第二項又は第三項の規定により管理を行う市又は町村をいう。以下この項において同じ。）である道路管理者がした処分については国土交通大臣に対して、市町村（指定市及び特定の市町村を除く。）である道路管理者がした処分については都道府県知事に対して審査請求をすることができる。この場合には、当該都道府県又は市町村に対して異議申立てをすることもできる。

2 (略)

のであり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前二項の規定による負担又は補助は、当該各号に定める負担又は補助とする。

一 (略)

二 当該道路の新設又は改築が道路法その他の法律の規定による国の補助の対象となる都道府県道又は市町村道である場合 当該都道府県道又は市町村道の新設又は改築に要する費用に関し補助することのできる割合以内での補助

4 電線共同溝の建設又は改築に要する費用については、道路法第八十五条第三項の規定は、適用しない。

(不服申立て)

第二十七条 都道府県又は市町村である道路管理者がこの法律に基づいてした処分に不服がある者は、都道府県又は指定市若しくは特定の市（道路法第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。以下この項において同じ。）である道路管理者がした処分については国土交通大臣に対して、市町村（指定市及び特定の市を除く。）である道路管理者がした処分については都道府県知事に対して審査請求をすることができる。この場合には、当該都道府県又は市町村に対して異議申立てをすることもできる。

2 (略)

改正案	現行
<p>（都道府県耐震改修促進計画等）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならぬ。</p> <p>5～8（略）</p> <p>（公社の業務の特例）</p> <p>第十五条 第五条第三項第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診</p>	<p>（都道府県耐震改修促進計画等）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第四条第二項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならぬ。</p> <p>5～8（略）</p> <p>（公社の業務の特例）</p> <p>第十五条 第五条第三項第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うこと</p>

2  
(略)  
断及び耐震改修の業務を行うことができる。

2  
(略)  
ができる。

改正案	現行
<p style="text-align: center;">第二章 防災街区整備方針</p> <p>第三条 都市計画法第七条第一項の市街化区域内においては、都市計画に、密集市街地内の各街区について防災街区としての整備を図るため、次に掲げる事項を明らかにした防災街区の整備の方針（以下「防災街区整備方針」という。）を定めることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（延焼等危険建築物に対する除却の勧告）</p> <p>第十三条 所管行政庁は、防災再開発促進地区の区域であつて都市計画法第八条第一項第五号の防火地域（以下単に「防火地域」という。）、同号の準防火地域（以下単に「準防火地域」という。）又は第三十二条第一項の防災街区整備地区計画の区域（同条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画又は同項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画が定められている区域のうち建築物の構造に関し準防火地域における建築物の構造に関する防火上の制限と同等以上の防火上の制限が定められており、かつ、建築基準法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例でこの制限が定められているものに限る。）が定められているもの（第</p>	<p style="text-align: center;">第二章 防災街区整備方針</p> <p>第三条 都市計画法第七条第一項の市街化区域内においては、都市計画に、密集市街地内の各街区について防災街区としての整備を図るため、次に掲げる事項を明らかにした防災街区の整備の方針（以下「防災街区整備方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（延焼等危険建築物に対する除却の勧告）</p> <p>第十三条 所管行政庁は、防災再開発促進地区の区域であつて都市計画法第八条第一項第五号の防火地域（以下単に「防火地域」という。）、同号の準防火地域（以下単に「準防火地域」という。）又は第三十二条第一項の防災街区整備地区計画の区域（同条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画又は同項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画が定められている区域のうち建築物の構造に関し準防火地域における建築物の構造に関する防火上の制限と同等以上の防火上の制限が定められており、かつ、建築基準法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例でこの制限が定められているものに限る。）が定められているもの（第</p>

四項において「特定防火地域等」という。)の内にある老朽化した木造の建築物で次に掲げる条件に該当するもの(以下「延焼等危険建築物」という。)の所有者に対し、相当の期限を定めて、当該延焼等危険建築物を除去すべきことを勧告することができる。

一・二 (略)

(削除)

2| 前項の規定による勧告をした所管行政庁は、市町村長が所管行政庁であるときは関係都道府県知事に、都道府県知事が所管行政庁であるときは関係市町村長に、速やかに、その旨を通知しなければならない。

3| 5| (略)

6| 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十条 前条の規定による申出に係る代替住宅が公営住宅である場合において、当該申出をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該公営住宅を管理する地方公共団体は、公営住宅法第二十二条第一項及び第二十五条第一項の規定にかかわらず、その者を当該公営住宅に入居させるものとする。

一| 公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件に該当する者

二| 次に掲げる条件に該当する者

五項において「特定防火地域等」という。)の内にある老朽化した木造の建築物で次に掲げる条件に該当するもの(以下「延焼等危険建築物」という。)の所有者に対し、相当の期限を定めて、当該延焼等危険建築物を除去すべきことを勧告することができる。

一・二 (略)

2| 所管行政庁は、前項の規定による勧告をしようとする場合において、市町村長が所管行政庁であるときは関係都道府県知事に、都道府県知事が所管行政庁であるときは関係市町村長に、あらかじめ協議しなければならない。

3| 第一項の規定による勧告をした所管行政庁は、市町村長が所管行政庁であるときは関係都道府県知事に、都道府県知事が所管行政庁であるときは関係市町村長に、速やかに、その旨を通知しなければならない。

4| 6| (略)

7| 第五項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十条 前条の規定による申出に係る代替住宅が公営住宅である場合において、当該申出をした者が公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件に該当する者であるときは、当該公営住宅を管理する地方公共団体は、同法第二十二条第一項及び第二十五条第一項の規定にかかわらず、その者を当該公営住宅に入居させるものとする。

イ 当該申出をした者の収入が公営住宅法第二十三条第一号イの政令で定める金額以下で当該公営住宅を管理する地方公共団体が条例で定める金額を超えないこと。

ロ その他当該地方公共団体が条例で定める条件に該当すること。

2・3 (略)

第二十一条 第十九条の規定による申出に係る代替住宅が特定公共賃貸住宅である場合において、当該申出をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該特定公共賃貸住宅を管理する地方公共団体は、その者を当該特定公共賃貸住宅に入居させるものとする。

一 特定優良賃貸住宅法第十八条第二項に規定する国土交通省令で定める基準のうち入居者の資格に係るものに該当する者

二 次に掲げる条件に該当する者

イ 当該申出をした者の収入が国土交通省令で定める金額以下で当該特定公共賃貸住宅を管理する地方公共団体が条例で定める金額を超えないこと。

ロ その他当該地方公共団体が条例で定める条件に該当すること。

2・3 (略)

(防災街区整備地区計画)

第三十二条 (略)

2・3 (略)

第二十一条 第十九条の規定による申出に係る代替住宅が特定公共賃貸住宅である場合において、当該申出をした者が特定優良賃貸住宅法第十八条第二項に規定する国土交通省令で定める基準のうち入居者の資格に係るものに該当する者であるときは、当該特定公共賃貸住宅を管理する地方公共団体は、その者を当該特定公共賃貸住宅に入居させるものとする。

2・3 (略)

(防災街区整備地区計画)

第三十二条 (略)

2 防災街区整備地区計画については、都市計画法第十二条の四第二項に定める事項のほか、都市計画に、第一号及び第二号に掲げる事項を定めるものとする。第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

(削除)

一 当該区域における特定防災機能を確保するための防災公共施設(都市計画施設を除く。以下「地区防災施設」という。)の区域(地区防災施設のうち建築物等と一体となつて当該特定防災機能を確保するために整備されるべきもの(以下「特定地区防災施設」という。)にあつては、当該特定地区防災施設の区域及び当該建築物等の整備に関する計画(以下「特定建築物地区整備計画」という。))

二 主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設(都市計画施設及び地区防災施設を除く。以下「地区施設」という。)及び建築物等(特定建築物地区整備計画の区域内の建築物等を除く。)の整備並びに土地の利用に関して、地区防災施設の区域以外の防災街区整備地区計画の区域について定める計画(以下「防災街区整備地区整備計画」という。)

三 当該防災街区整備地区計画の目標その他当該区域の整備に関する方針

3 特定建築物地区整備計画においては、その区域及び建築物の構造に関する防火上必要な制限、建築物の特定地区防災施設に係る間口率(建築物の特定地区防災施設に面する部分の長さの敷地の特定地区防災施設に

2 防災街区整備地区計画については、都市計画法第十二条の四第二項に定める事項のほか、次に掲げる事項を都市計画に定めるものとする。

一 当該防災街区整備地区計画の目標その他当該区域の整備に関する方針

二 当該区域における特定防災機能を確保するための防災公共施設(都市計画施設を除く。以下「地区防災施設」という。)の区域(地区防災施設のうち建築物等と一体となつて当該特定防災機能を確保するために整備されるべきもの(以下「特定地区防災施設」という。)にあつては、当該特定地区防災施設の区域及び当該建築物等の整備に関する計画(以下「特定建築物地区整備計画」という。))

三 主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設(都市計画施設及び地区防災施設を除く。以下「地区施設」という。)及び建築物等(特定建築物地区整備計画の区域内の建築物等を除く。)の整備並びに土地の利用に関して、地区防災施設の区域以外の防災街区整備地区計画の区域について定める計画(以下「防災街区整備地区整備計画」という。)

3 特定建築物地区整備計画においては、その区域及び建築物の構造に関する防火上必要な制限、建築物の特定地区防災施設に係る間口率(建築物の特定地区防災施設に面する部分の長さの敷地の特定地区防災施設に

接する部分の長さに対する割合をいう。第百十六条第一項第一号ロにおいて同じ。）の最低限度、建築物等の高さの最高限度又は最低限度、建築物等の用途の制限、建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最高限度又は最低限度、建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。以下同じ。）における工作物の設置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、建築物の緑化率（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十四条第二項に規定する緑化率をいう。次項第二号において同じ。）の最低限度その他建築物等に関する事項で政令で定めるものを定めることができる。

4 防災街区整備地区整備計画においては、次に掲げる事項を定めることができる。

一 四（略）

5・6（略）

（防災街区整備権利移転等促進計画の作成）

第三十四条 市町村は、防災再開発促進地区の区域について定められた防災街区整備地区計画（以下この章において「促進地区内防災街区整備地区計画」という。）の区域における特定防災機能の確保と土地の合理的

接する部分の長さに対する割合をいう。第百十六条第一項第一号ロにおいて同じ。）の最低限度、建築物等の高さの最高限度又は最低限度、建築物等の用途の制限、建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最高限度又は最低限度、建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。以下同じ。）における工作物の設置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、建築物の緑化率（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十四条第二項に規定する緑化率をいう。次項第二号において同じ。）の最低限度その他建築物等に関する事項で政令で定めるもののうち、防災街区整備地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。

4 防災街区整備地区整備計画においては、次に掲げる事項のうち、防災街区整備地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。

一 四（略）

5・6（略）

（防災街区整備権利移転等促進計画の作成）

第三十四条 市町村は、防災再開発促進地区の区域について定められた防災街区整備地区計画（以下この章において「促進地区内防災街区整備地区計画」という。）の区域における特定防災機能の確保と土地の合理的

かつ健全な利用を図るため、当該促進地区内防災街区整備地区計画の区域内の土地（国又は地方公共団体が所有する土地で公共施設の用に供されているもの、農地その他の政令で定める土地を除く。次条において同じ。）を対象として、所有権の移転又は地上権若しくは賃借権（これらの権利で一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。次項第五号、次条及び第三十七条において同じ。）の設定若しくは移転（以下この節において「権利の移転等」という。）を促進する事業を行おうとするときは、防災街区整備権利移転等促進計画を定めることができる。

2 防災街区整備権利移転等促進計画においては、第一号から第六号までに掲げる事項を定めるものとともに、第七号に掲げる事項を定めることができる。

一〜六（略）

七 その他権利の移転等に係る法律関係に関する事項として国土交通省令で定める事項

3（略）

（測量及び調査のための土地の立入り等）

第九十一条 施行者となろうとする者若しくは事業組合を設立しようとする者又は施行者は、防災街区整備事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、個人施行者若しくは事業会社となろうとする者若しくは事業組合を設

かつ健全な利用を図るため、当該促進地区内防災街区整備地区計画の区域内の土地（国又は地方公共団体が所有する土地で公共施設の用に供されているもの、農地その他の政令で定める土地を除く。次条において同じ。）を対象として、所有権の移転又は地上権若しくは賃借権（これらの権利で一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。次項第五号、次条及び第三十七条において同じ。）の設定若しくは移転（以下この節において「権利の移転等」という。）を促進する事業を行おうとするときは、防災街区整備権利移転等促進計画を定めるものとする。

2 防災街区整備権利移転等促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一〜六（略）

七 その他国土交通省令で定める事項

3（略）

（測量及び調査のための土地の立入り等）

第九十一条 施行者となろうとする者若しくは事業組合を設立しようとする者又は施行者は、防災街区整備事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、個人施行者若しくは事業会社となろうとする者若しくは事業組合を設

立しようとする者又は個人施行者、事業組合若しくは事業会社にあつては、あらかじめ、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けた場合に限る。

2・3 (略)

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第九十二条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事等の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事等が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2・3 (略)

(建築行為等の制限)

第九十七条 第九十一条第二項各号に定める公告があつた後は、施行

立しようとする者又は個人施行者、事業組合若しくは事業会社にあつては、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けた場合に限る。

2・3 (略)

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第九十二条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、さく等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事等が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2・3 (略)

(建築行為等の制限)

第九十七条 第九十一条第二項各号に定める公告があつた後は、施行

地区内において、防災街区整備事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物等の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その許可をしようとするときは、あらかじめ、施行者の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事等は、第一項の許可をする場合において、防災街区整備事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4 都道府県知事等は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物等若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、防災街区整備事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物等若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

5 前項の規定により土地の原状回復又は建築物等若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。

この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移

地区内において、防災街区整備事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物等の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その許可をしようとするときは、あらかじめ、施行者の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、防災街区整備事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物等若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、防災街区整備事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物等若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

5 前項の規定により土地の原状回復又は建築物等若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この

場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移

転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならぬ。

6 (略)

7 第九十一条第二項各号に定める公告があつた後に、施行地区内において土地の形質の変更、建築物等の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の付加増置（以下この条において「土地の形質の変更等」と総称する。）がされたときは、当該土地の形質の変更等について都道府県知事の承認があつた場合を除き、当該土地、建築物等又は物件に関する権利を有する者は、当該土地の形質の変更等が行われる前の土地、建築物等又は物件の状況に基づいてのみ、次款の規定による施行者に対する権利を主張することができる。

8 前項の承認の申請があつたときは、都道府県知事は、あらかじめ、施行者の意見を聴いて、当該土地の形質の変更等が災害の防止その他やむを得ない理由に基づき必要があると認められる場合に限り、その承認をするものとする。

9 (略)

(土地又は物件の引渡し等の代行及び代執行)

第二百三十三条 (略)

2 第三十一条第三項又は第四項の場合において土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転し、若しくは除却すべき者がその義務を履行

し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならぬ。

6 (略)

7 第九十一条第二項各号に定める公告があつた後に、施行地区内において土地の形質の変更、建築物等の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の付加増置（以下この条において「土地の形質の変更等」と総称する。）がされたときは、当該土地の形質の変更等について都道府県知事の承認があつた場合を除き、当該土地、建築物等又は物件に関する権利を有する者は、当該土地の形質の変更等が行われる前の土地、建築物等又は物件の状況に基づいてのみ、次款の規定による施行者に対する権利を主張することができる。

8 前項の承認の申請があつたときは、都道府県知事は、あらかじめ、施行者の意見を聴いて、当該土地の形質の変更等が災害の防止その他やむを得ない理由に基づき必要があると認められる場合に限り、その承認をするものとする。

9 (略)

(土地又は物件の引渡し等の代行及び代執行)

第二百三十三条 (略)

2 第三十一条第三項又は第四項の場合において土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転し、若しくは除却すべき者がその義務を履行

しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても明渡しの期限までに完了する見込みがないときは、都道府県知事等は、施行者の請求により、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）に定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

3 前項の場合において、都道府県知事等は、義務者及び施行者にあらかじめ通知した上で、当該代執行に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、義務者が施行者から受けるべき前条第一項の補償金を義務者に代わって受けることができる。

4 施行者が前項の規定に基づき補償金の全部又は一部を都道府県知事等に支払った場合においては、この法律の適用については、施行者が都道府県知事等に支払った金額の限度において、前条第一項の補償金を支払ったものとみなす。

（特定建築者の公募）

第二百三十六条 （略）

2 （略）

3 施行者（都道府県及び市町村を除く。）は、前項の規定により特定建築者を決定するときは、あらかじめ、都市再生機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）にあつては国土交通大臣の、個人施行者、事業組合、事業会社又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事の承認を受けなければならない。

しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても明渡しの期限までに完了する見込みがないときは、都道府県知事は、施行者の請求により、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）に定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

3 前項の場合において、都道府県知事は、義務者及び施行者にあらかじめ通知した上で、当該代執行に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、義務者が施行者から受けるべき前条第一項の補償金を義務者に代わって受けることができる。

4 施行者が前項の規定に基づき補償金の全部又は一部を都道府県知事に支払った場合においては、この法律の適用については、施行者が都道府県知事に支払った金額の限度において、前条第一項の補償金を支払ったものとみなす。

（特定建築者の公募）

第二百三十六条 （略）

2 （略）

3 施行者は、前項の規定により特定建築者を決定するときは、あらかじめ、都道府県又は都市再生機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）にあつては国土交通大臣の、個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事の承認を受けなければならない。

(特定防災施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置)

第二百四十一条 (略)

2 〽 4 (略)

5 第二百三十六条第三項の規定は第一項の規定により同項の決定を取り消す場合について、第二百三十三条第一項及び第二項並びに第二百三十四条(第二項を除く。)の規定は第三項の場合について準用する。この場合において、第二百三十三条第二項中「都道府県知事等」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(建物の区分所有等に関する法律の特例等)

第二百七十七条 施行者は、政令で定めるところにより、防災施設建築物及び防災施設建築敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。この場合において、施行者(都道府県及び市町村を除く。)は、政令で定めるところにより、その管理規約について、都市再生機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)にあつては国土交通大臣の、個人施行者、事業組合、事業会社又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 (略)

(建築の制限)

第二百八十三条 施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内において、建築物の建築を行おうとする者は、国土交通省令で定めると

(特定防災施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置)

第二百四十一条 (略)

2 〽 4 (略)

5 第二百三十六条第三項の規定は第一項の規定により同項の決定を取り消す場合について、第二百三十三条第一項及び第二項並びに第二百三十四条(第二項を除く。)の規定は第三項の場合について準用する。

(建物の区分所有等に関する法律の特例等)

第二百七十七条 施行者は、政令で定めるところにより、都市再生機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)にあつては国土交通大臣の、個人施行者、事業組合、事業会社又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事の認可を受け、都道府県にあつては国土交通大臣に、市町村にあつては都道府県知事に協議し、その同意を得て、防災施設建築物及び防災施設建築敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。

2 (略)

(建築の制限)

第二百八十三条 施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内において、建築物の建築を行おうとする者は、国土交通省令で定めると

ころにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 三 (略)

2 (略)

3 都市計画法第五十二条の二第二項、第七十九条、第八十一条及び第八十二条の規定は、第一項の規定による許可及び建築の制限について準用する。この場合において、同法第五十二条の二第二項中「前項」とあるのは「密集市街地整備法第二百八十三条第一項本文」と、同法第八十一条第一項第一号及び第二号中「この法律若しくはこの法律」とあるのは「密集市街地整備法第二百八十三条若しくは同条の規定」と、同項から同条第三項まで及び同法第八十二条第一項中「国土交通大臣、都道府県知事又は市長」とあり、及び「国土交通大臣、都道府県知事若しくは市長」とあるのは「都道府県知事等」と、同法第八十一条第一項中「建築物その他の工作物若しくは物件（以下この条において「工作物等」という。）」とあり、並びに同項第一号及び同条第四項中「工作物等」とあるのは「建築物」と読み替えるものとする。

(避難経路協定の認可)

第二百九十一条 (略)

(削除)

ころにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 三 (略)

2 (略)

3 都市計画法第四十二条第二項、第七十九条、第八十一条及び第八十二条の規定は、第一項の規定による許可及び建築の制限について準用する。この場合において、同法第四十二条第二項中「前項ただし書」とあるのは「密集市街地整備法第二百八十三条第一項本文」と、同法第八十一条第一項第一号及び第二号中「この法律若しくはこの法律」とあるのは「密集市街地整備法第二百八十三条若しくは同条の規定」と、同項から同条第三項まで及び同法第八十二条第一項中「国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市等の長」とあり、及び「国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第八十一条第一項中「建築物その他の工作物若しくは物件（以下この条において「工作物等」という。）」とあり、並びに同項第一号及び同条第四項中「工作物等」とあるのは「建築物」と読み替えるものとする。

(避難経路協定の認可)

第二百九十一条 (略)

2 建築主事を置かない市町村の市町村長は、第二百八十九条第二項第二号二に掲げる事項に建築物に関する事項を定めた避難経路協定について

同条第四項の認可をしようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書を添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければ

2| (略)

(避難経路協定区域からの除外)

第二百九十三条 (略)

2・3 (略)

4 第二百九十一条第二項の規定は、前項の規定による届出があつた場合  
その他市町村長が第一項又は第二項の規定により避難経路協定区域内の  
土地が当該避難経路協定区域から除外されたことを知つた場合について  
準用する。

(避難経路協定の効力)

第二百九十四条 第二百九十一条第二項(第二百九十二条第二項において  
準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあつた避難経路協定  
は、その公告のあつた後において当該避難経路協定区域内の土地所有者  
等となつた者(当該避難経路協定について第二百八十九条第一項又は第  
二百九十二条第一項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所  
有権を承継した者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(避難経路協定の認可の公告のあつた後避難経路協定に加わる手続等)

第二百九十五条 避難経路協定区域内の土地の所有者(土地区画整理法第  
九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、  
当該土地に対応する従前の土地の所有者)で当該避難経路協定の効力が

3| ならない。  
(略)

(避難経路協定区域からの除外)

第二百九十三条 (略)

2・3 (略)

4 第二百九十一条第三項の規定は、前項の規定による届出があつた場合  
その他市町村長が第一項又は第二項の規定により避難経路協定区域内の  
土地が当該避難経路協定区域から除外されたことを知つた場合について  
準用する。

(避難経路協定の効力)

第二百九十四条 第二百九十一条第三項(第二百九十二条第二項において  
準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあつた避難経路協定  
は、その公告のあつた後において当該避難経路協定区域内の土地所有者  
等となつた者(当該避難経路協定について第二百八十九条第一項又は第  
二百九十二条第一項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所  
有権を承継した者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(避難経路協定の認可の公告のあつた後避難経路協定に加わる手続等)

第二百九十五条 避難経路協定区域内の土地の所有者(土地区画整理法第  
九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、  
当該土地に対応する従前の土地の所有者)で当該避難経路協定の効力が

及ばないものは、第二百九十一条第二項（第二百九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があつた後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、当該避難経路協定に加わることができる。

2 避難経路協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第二百九十一条第二項（第二百九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があつた後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、避難経路協定に加わることができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権の目的となつてゐる土地がある場合においては、当該借地権の目的となつてゐる土地の所有者の合意を要しない。

3 (略)

4 第二百九十一条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定による意思の表示があつた場合について準用する。

5 避難経路協定は、第一項又は第二項の規定により当該避難経路協定に加わつた者がその時において所有し、又は借地権を有していた当該避難経路協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）について、前項において準用する第二百九十一条第二項の規定による公告のあつた後において土地所有者等となつた者（当該避難経路協定について第二項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権

及ばないものは、第二百九十一条第三項（第二百九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があつた後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、当該避難経路協定に加わることができる。

2 避難経路協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第二百九十一条第三項（第二百九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があつた後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、避難経路協定に加わることができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権の目的となつてゐる土地がある場合においては、当該借地権の目的となつてゐる土地の所有者の合意を要しない。

3 (略)

4 第二百九十一条第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による意思の表示があつた場合について準用する。

5 避難経路協定は、第一項又は第二項の規定により当該避難経路協定に加わつた者がその時において所有し、又は借地権を有していた当該避難経路協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）について、前項において準用する第二百九十一条第三項の規定による公告のあつた後において土地所有者等となつた者（当該避難経路協定について第二項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権

を承継した者及び前条の規定の適用がある者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(一の所有者による避難経路協定の設定)

第二百九十八条 (略)

2 (略)

3 第二百九十一条第二項の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた避難経路協定は、認可の日から起算して三年以内において当該避難経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第二百九十一条第二項の規定による認可の公告のあった避難経路協定と同一の効力を有する避難経路協定となる。

(事務の区分)

第三百十一条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、第一号法定受託事務とする。

一 (略)

二 市が第九十二条第一項(土地の試掘等に係る部分に限る。)、第

百九十七条第一項から第八項まで並びに第二百三十三条第二項及び第

三項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は都市

再生機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)が施行す

る防災街区整備事業に係るものに限る。)

三 市町村が第八十三条第二項(第八十四条において準用する場合

を承継した者及び前条の規定の適用がある者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(一の所有者による避難経路協定の設定)

第二百九十八条 (略)

2 (略)

3 第二百九十一条第二項及び第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた避難経路協定は、認可の日から起算して三年以内において当該避難経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第二百九十一条第三項の規定による認可の公告のあった避難経路協定と同一の効力を有する避難経路協定となる。

(事務の区分)

第三百十一条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、第一号法定受託事務とする。

一 (略)

(新設)

二 市町村が第八十三条第二項(第八十四条において準用する場合

を含む。)、第八十八条第三項及び第四項において準用する第四百十條第二項及び第四百十三條第四項、第九十二條第一項(土地の試掘等に係る部分を除く。 )及び第三項、第九十九條第二項において準用する土地収用法第三十六條第四項、第二百三十三條第一項並びに第二百三十四條第一項及び第三項から第五項まで(これらの規定を第二百四十一條第五項において準用する場合を含む。 )、第二百三十四條第二項において準用する第二百三十三條第三項並びに第二百五十條第六項において準用する第六十條第二項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は都市再生機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。 )が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。 )

2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一・二 (略)

三 第九十二條第一項(土地の試掘等に係る部分を除く。 )及び第三項、第九十九條第二項において準用する土地収用法第三十六條第四項、第二百三十三條第一項並びに第二百三十四條第一項及び第三項から第五項まで(これらの規定を第二百四十一條第五項において準用する場合を含む。 )並びに第二百三十四條第二項において準用する第二百三十三條第三項に規定する事務(個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。 )

を含む。)、第八十八条第三項及び第四項において準用する第四百十條第二項及び第四百十三條第四項、第九十二條第一項及び第三項、第九十九條第二項において準用する土地収用法第三十六條第四項、第二百三十三條第一項並びに第二百三十四條第一項及び第三項から第五項まで(これらの規定を第二百四十一條第五項において準用する場合を含む。 )、第二百三十四條第二項において準用する第二百三十三條第三項並びに第二百五十條第六項において準用する第六十條第二項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は都市再生機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。 )が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。 )

2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一・二 (略)

三 第九十二條第一項及び第三項、第九十九條第二項において準用する土地収用法第三十六條第四項、第二百三十三條第一項並びに第二百三十四條第一項及び第三項から第五項まで(これらの規定を第二百四十一條第五項において準用する場合を含む。 )並びに第二百三十四條第二項において準用する第二百三十三條第三項に規定する事務(個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。 )

第三百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第九十一条第一項又は第二項に規定する場合において、都道府県知事等の許可を受けないで、土地又は建築物等に立ち入り、又は立ち入らせた者

二 (略)

三 第九十二条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は都道府県知事等の許可を受けないで土地に試掘等を行った者

第三百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第九十一条第一項又は第二項に規定する場合において、都道府県知事の許可を受けないで、土地又は建築物等に立ち入り、又は立ち入らせた者

二 (略)

三 第九十二条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行った者

○ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）（抄）（第一百五十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（外客来訪促進計画）            第四条（略）            2～4（略）            5 都道府県は、外客来訪促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。</p>	<p>（外客来訪促進計画）            第四条（略）            2～4（略）            5 都道府県は、外客来訪促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>（削る）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>3 前項各号に掲げるもののほか、基本方針においては、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。</p> <p>一 優良田園住宅の建設の促進に関する基本的な方向</p> <p>二 自然環境の保全との調和、農林漁業の健全な発展との調和その他優良田園住宅の建設の促進に際し配慮すべき事項</p> <p>4 5 6 （略）</p>	<p>（優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 優良田園住宅の建設の促進に関する基本的な方向</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 自然環境の保全との調和、農林漁業の健全な発展との調和その他優良田園住宅の建設の促進に際し配慮すべき事項</p> <p>五 その他必要な事項</p> <p>3 4 5 （略）</p>

○ 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄）（第百五十二条関係）  
 ※地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案による改正後

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基本計画の認定）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 市町村は、地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該地方住宅供給公社の同意を得なければならない。</p> <p>7～12（略）</p> <p>（路外駐車場についての都市公園の占用の特例等）</p> <p>第十七条 市町村は、基本計画において、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第三条の駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場（都市計画において定められた路外駐車場を除く。）の整備に関する事項を定めた場合であつて、当該基本計画が第九条第七項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の認定を受けたときは、同法第四条第一項の駐車場整備計画において、当該路外駐車場の整備に関する事項の内容に即して、<u>おおむねその位置、規模、</u></p>	<p>（基本計画の認定）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 市町村は、地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該地方住宅供給公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第四条第二項に規定する設立団体をいい、<u>当該市町村を除く。</u>）の長の同意を得なければならない。</p> <p>7～12（略）</p> <p>（路外駐車場についての都市公園の占用の特例等）</p> <p>第十七条 市町村は、基本計画において、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第三条の駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場（都市計画において定められた路外駐車場を除く。）の整備に関する事項を定めた場合であつて、当該基本計画が第九条第七項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の認定を受けたときは、<u>遅滞なく、同法第四条第一項の駐車場整備計画において、当該路外駐車場の整備に関する事項の内容に即して、その位置、規模、</u></p>

整備主体及び整備の目標年次を定めた路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めることができる。

2  
3 (略)

(地方住宅供給公社の業務の特例)

第三十三条 地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項が定められた認定基本計画に係る認定中心市街地の区域内において、地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第二十一条に規定する業務のほか、委託により、中心市街地共同住宅供給事業の実施並びに中心市街地共同住宅供給事業として自ら又は委託により行う共同住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び当該共同住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理の業務を行うことができる。

2  
(略)

、整備主体及び整備の目標年次を明らかにした路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めるものとする。

2  
3 (略)

(地方住宅供給公社の業務の特例)

第三十三条 地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項が定められた認定基本計画に係る認定中心市街地の区域内において、地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法第二十一条に規定する業務のほか、委託により、中心市街地共同住宅供給事業の実施並びに中心市街地共同住宅供給事業として自ら又は委託により行う共同住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び当該共同住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理の業務を行うことができる。

2  
(略)

○ 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）（抄）（第一百五十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事前の事業間調整） 第十二条（略）</p> <p>2 事業者は、前項の規定により事業概要書を送付したときは、国土交通省令で定めるところにより、事業概要書を作成した旨その他国土交通省令で定める事項を公告するとともに、事業区域が所在する市町村において、当該事業概要書を当該公告の日から起算して<u>おおむね三十日間</u>の間を定めて、縦覧に供しなければならない。</p> <p>3～6（略）</p>	<p>（事前の事業間調整） 第十二条（略）</p> <p>2 事業者は、前項の規定により事業概要書を送付したときは、国土交通省令で定めるところにより、事業概要書を作成した旨その他国土交通省令で定める事項を公告するとともに、事業区域が所在する市町村において、当該事業概要書を当該公告の日から起算して<u>三十日間</u>、縦覧に供しなければならない。</p> <p>3～6（略）</p>

改正案	現行
<p>（実施に関する指針）</p> <p>第四条 都道府県知事は、基本方針に即し、当該都道府県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針を定めることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。</p> <p>（助言又は勧告）</p> <p>第十四条 都道府県知事は、対象建設工事受注者又は自主施工者の分別解体等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、基本方針（<u>第四条第二項の規定により同条第一項の指針を公表した場合</u>には、当該指針）を勘案して、当該対象建設工事受注者又は自主施工者に対し、分別解体等の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</p> <p>（命令）</p> <p>第十五条 都道府県知事は、対象建設工事受注者又は自主施工者が正当な理由がなくて分別解体等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、分別解体等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、基本方針（<u>第四条第二項の規定により同条第一項の指針を公表し</u></p>	<p>（実施に関する指針）</p> <p>第四条 都道府県知事は、基本方針に即し、当該都道府県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針を定めるものとする。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>（助言又は勧告）</p> <p>第十四条 都道府県知事は、対象建設工事受注者又は自主施工者の分別解体等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、<u>第四条第一項の指針</u>を勘案して、当該対象建設工事受注者又は自主施工者に対し、分別解体等の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</p> <p>（命令）</p> <p>第十五条 都道府県知事は、対象建設工事受注者又は自主施工者が正当な理由がなくて分別解体等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、分別解体等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、<u>第四条第一項の指針</u>を勘案して、当該対象建設工事受注者又は自</p>

た場合には、当該指針を勘案して、当該対象建設工事受注者又は自主施工者に対し、分別解体等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(助言又は勧告)

第十九条 都道府県知事は、対象建設工事受注者の特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、基本方針(第四条第二項の規定により同条第一項の指針を公表した場合には、当該指針)を勘案して、当該対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

(命令)

第二十条 都道府県知事は、対象建設工事受注者が正当な理由がなくて特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、基本方針(第四条第二項の規定により同条第一項の指針を公表した場合には、当該指針)を勘案して、当該対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

主施工者に対し、分別解体等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(助言又は勧告)

第十九条 都道府県知事は、対象建設工事受注者の特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、第四条第一項の指針を勘案して、当該対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

(命令)

第二十条 都道府県知事は、対象建設工事受注者が正当な理由がなくて特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、第四条第一項の指針を勘案して、当該対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。